

平成25年度

神奈川県後期高齢者医療事業報告書



神奈川県後期高齢者医療広域連合

## ■ 広域連合章について

	<p>～デザインのコンセプト～</p> <p>長寿の象徴とされている「鶴」をモチーフにしたマーク。全体の形が、神奈川県後期高齢者医療広域連合の頭文字である「K」に見えるようにデザインしました。折り鶴のような形にすることで、高齢者の方だけでなく、様々な年代の人々にも親しみを感じてもらえるようなデザインにしました。</p>
神奈川県後期高齢者医療広域連合章	広域連合告示第13号（平成19年9月21日）

学校法人 女子美術大学（相模原市）の学生にご協力をいただき、関係市町村長、広域連合議員、市町村職員等にアンケートを実施し、選考した結果、上記のマークを「神奈川県後期高齢者医療広域連合章」として制定しました。

## 目 次

1	後期高齢者医療制度の概要	
1-1	後期高齢者医療制度について	1
1-2	制度の運営	2
1-3	制度の財政運営	3
1-4	資格	9
1-5	保険料	10
1-6	給付	13
1-7	保健事業	21
	【参考】後期高齢者医療制度の主な見直し	22
2	後期高齢者医療制度の沿革	24
3	神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要	44
4	一般会計収支状況	46
5	特別会計収支状況	48
6	概況	
6-1	被保険者	
6-1-1	被保険者の傾向	50
6-1-2	障がい認定者数	50
6-1-3	被保険者数の多い市町村・少ない市町村	50
6-1-4	被保険者の伸び率	51
6-1-5	神奈川県の総人口と被保険者数の推移	51
6-2	保険料	
6-2-1	賦課状況	52
6-2-2	収納状況	52
6-2-3	特別徴収・普通徴収状況	53
6-2-4	口座振替の割合	53
6-3	保険給付	
6-3-1	医療費の状況（現物給付＋現金給付）	54
6-3-2	現物給付	57
6-3-3	現金給付	59
6-4	保健事業	
6-4-1	基本的な検査項目	60
6-4-2	受診人数と被保険者に占める割合	60
6-5	医療費適正化	
6-5-1	診療報酬明細書の二次点検	61
6-5-2	第三者行為の求償概要	62
6-5-3	医療費通知	63

## 7 統計

### 7-1 被保険者

表 7-1-1	被保険者数内訳	67
表 7-1-2	被保険者割合の高い市町村順一覧	68
表 7-1-3	被保険者数の推移	69
表 7-1-4	月別被保険者異動状況	70
表 7-1-5	被保険者数伸び率の高い市町村順一覧	71
表 7-1-6	年齢階層別被保険者内訳	72
表 7-1-7	負担区分別被保険者内訳	73
表 7-1-8	限度額適用・標準負担額減額認定証発行状況	74
表 7-1-9	短期被保険者証発行状況	75

### 7-2 保険料

表 7-2-1	賦課・軽減状況	76
表 7-2-2	保険料に係る減免状況	77
表 7-2-3	所得階層別被保険者状況	78
表 7-2-4	保険料収納率集計状況	79

### 7-3 保険給付

表 7-3-1	後期高齢者医療費の状況（現物給付＋現金給付）	80
表 7-3-2	医療費総合計（現物給付＋現金給付）	81
表 7-3-3	負担割合別統計（現物給付＋現金給付）	82
表 7-3-4	負担割合別統計（割合）（現物給付＋現金給付）	83
表 7-3-5	現物給付費の状況（年計）	84
表 7-3-6	現物給付費の状況（月平均）	85
表 7-3-7	現物給付費（総合計）	86
表 7-3-8	現物給付費（入院／医科）	87
表 7-3-9	現物給付費（入院／歯科）	88
表 7-3-10	現物給付費（入院／食事・生活療養費（医科・歯科））	89
表 7-3-11	現物給付費（入院／合計（医科・歯科・食事・生活））	90
表 7-3-12	現物給付費（入院外）	91
表 7-3-13	現物給付費（歯科）	92
表 7-3-14	現物給付費（入院（食事・生活療養含）・入院外・歯科／合計）	93
表 7-3-15	現物給付費（調剤）	94

表 7-3-16	現物給付費（訪問看護療養費）	95
表 7-3-17	現金給付費（総合計）	96
表 7-3-18	現金給付費（一般診療～高額介護合算療養費）	97
表 7-3-19	現金給付費（補装具～柔道整復師の施術）	98
表 7-3-20	現金給付費（あんま・マッサージ～はり・ きゅう）	99
表 7-3-21	現金給付費（移送～その他（食事・生活療 養含））	100
表 7-3-22	葬祭費支給状況	101
7-4	保健事業	
表 7-4-1	健康診査受診者数	102
7-5	医療費適正化	
表 7-5-1	再審査状況	103
表 7-5-2	第三者行為求償状況	104
8	各広域連合の状況	
表 8-1	都道府県別・年齢階層別被保険者内訳	105
表 8-2	都道府県別保険料設定状況等	106
＜参考資料＞		
9	業務指標値	107
10	用語の定義	
10-1	被保険者	108
10-2	保険料	109
10-3	医療給付	111
11	例規集	
	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例	115
	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 等施行規則	123
	神奈川県後期高齢者医療広域連合規約	129
12	別添資料	
	第2次広域計画の概要	135
	第2次広域計画（平成24年度～平成27年度）	136

【このページは空白です】

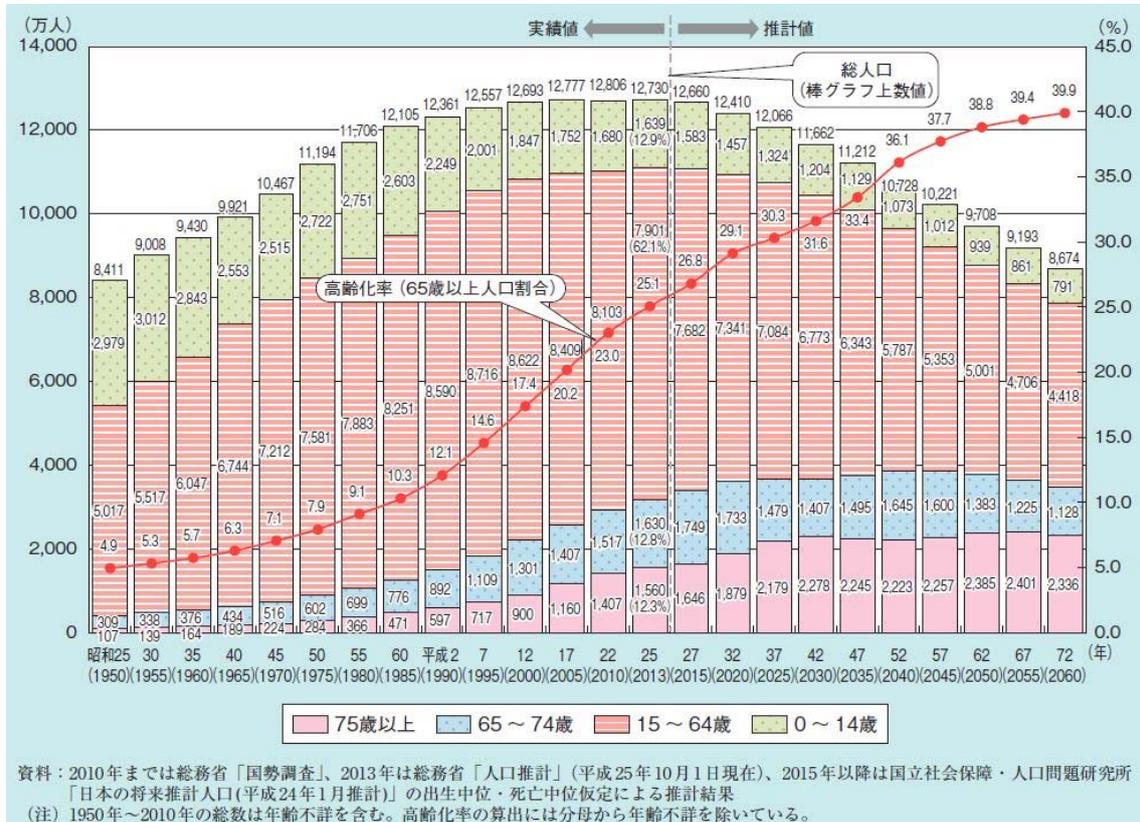
# 1 後期高齢者医療制度の概要

## 1-1 後期高齢者医療制度について

急速な少子高齢化の進展（※1）に伴い、社会保障全体の費用が増え続け、医療費の伸び（※2）が著しい状況にある。このような社会情勢を背景に、国民皆保険を維持し、将来にわたって医療保険制度を持続可能なものとしていく抜本的な医療制度の見直しが行われ、平成18年6月14日に「健康保険法等の一部を改正する法律」及び「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」（医療制度改革関連法）が成立した。この法律の制定により、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が後期高齢者医療制度を運営することが規定され、平成20年4月1日より後期高齢者医療制度が実施された。

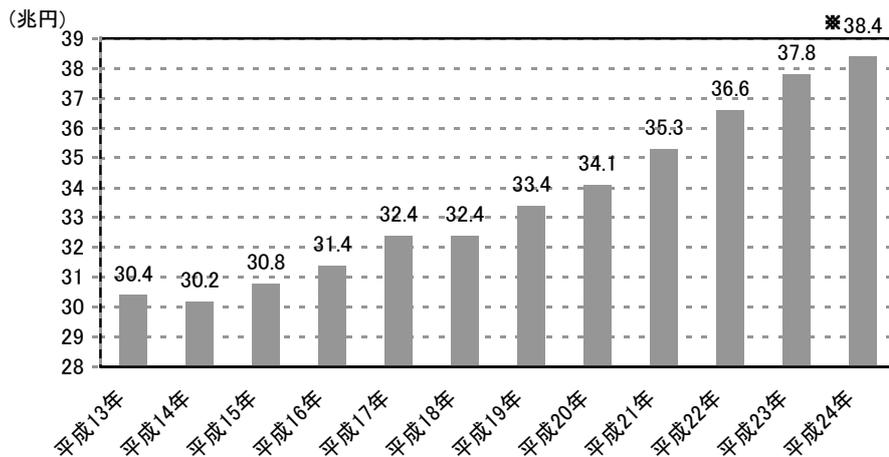
その後、平成24年2月「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、一時は後期高齢者医療制度の見直しが示唆されたが、平成24年8月「社会保障制度改革推進法」の成立により「社会保障制度改革国民会議」が開催され、平成25年12月には「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が制定されたことにより、後期高齢者医療制度は継続し、今後の高齢者医療制度の在り方については必要に応じ検討していくとされた。

※1 高齢化の推移と将来推計



資料：内閣府「平成26年版 高齢社会白書」

※ 2 医療費の動向



※うち後期高齢者医療費は13.7兆円 (全体の35.6%)

資料：厚生労働省「平成24年度 医療費の動向」

### 1-2 制度の運営

県内すべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」という特別地方公共団体が主体となり、市町村と連携しながら制度を運営している。

広域連合が担う事務	市町村が担う事務
<b>被保険者の資格の管理に関する事務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 75歳以上の者の資格管理</li> <li>・ 65歳から74歳の者の被保険者認定</li> <li>・ 被保険者証の交付、回収</li> <li>・ 短期被保険者証などの発行</li> </ul>	<b>保険料の徴収に関する事務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料の徴収</li> <li>・ 保険料などの納付</li> </ul>
<b>医療給付に関する事務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現物給付などの審査、支払</li> <li>・ 償還払いなどの審査、支払</li> <li>・ 葬祭費などの支給</li> </ul>	<b>被保険者証の交付の申請などに関する事務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者証の交付の申請受付</li> <li>・ 被保険者証の引渡し</li> <li>・ 短期被保険者証などの引渡し</li> </ul>
<b>保険料の賦課に関する事務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料率の決定</li> <li>・ 保険料の賦課</li> <li>・ 保険料の減免及び徴収の猶予</li> </ul>	<b>被保険者の便益の増進に寄与するもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 療養費、高額療養費及び移送費などの支給に係る申請の受付など</li> <li>・ 保険料の減免、徴収猶予に係る申請の受付など</li> <li>・ 更新時の被保険者証などの引渡し</li> <li>・ 特定疾病の認定などに係る証明書の引渡し</li> <li>・ 被保険者証などの返還の受付</li> </ul>
<b>保健事業に関する事務</b>	
<b>その他制度の施行に関する事務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別会計の予算の執行管理</li> <li>・ 県知事への報告</li> </ul>	

### 1-3 制度の財政運営

#### (1) 広域連合と市町村の会計

##### ①特別会計〔広域連合、市町村〕

高齢者の医療の確保に関する法律第49条により、広域連合と市町村は、後期高齢者医療に関する収入及び支出について、特別会計を設けなければならないとされている。

《特別会計における款項目節（例）》

歳入：保険料収入、公費による定率負担、調整交付金、財政安定化基金交付金 等  
 歳出：保険給付費、財政安定化基金拠出金 等

##### ②一般会計〔広域連合〕

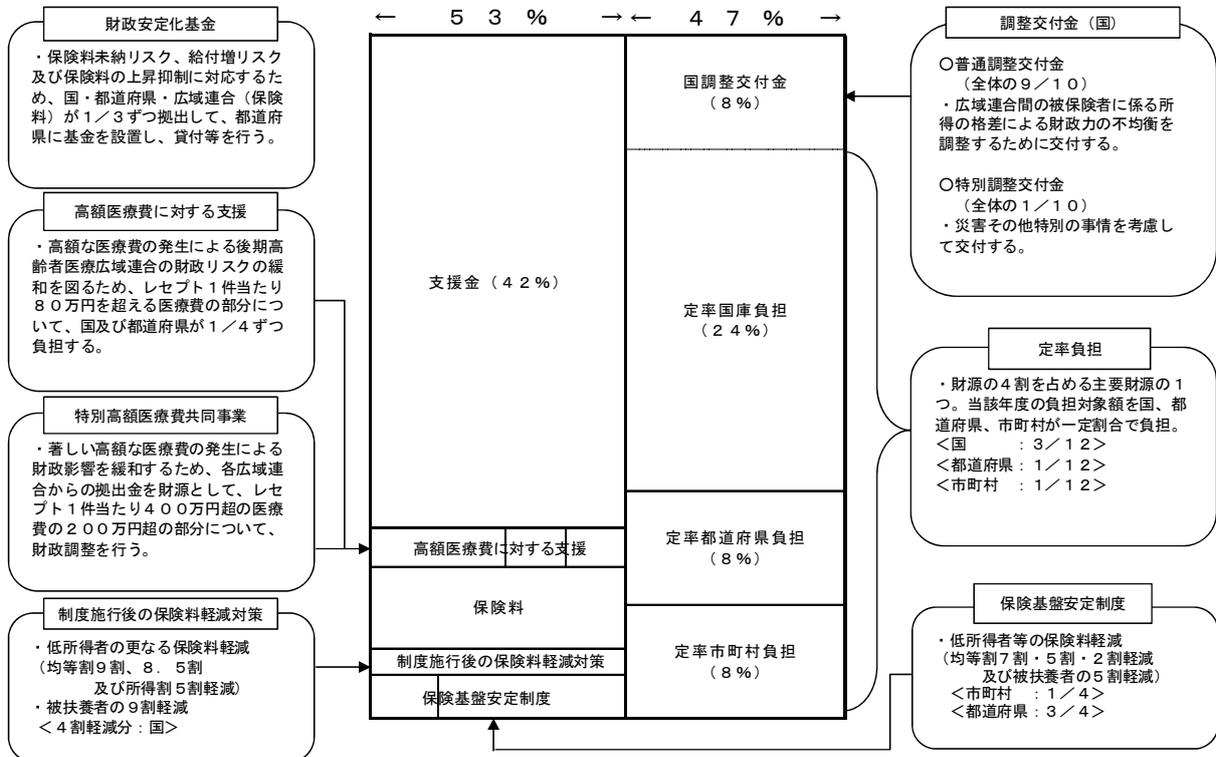
広域連合の運営にかかる人件費や事務費等共通経費については、関係市町村の負担金をもって充てることとされている。市町村の負担金の額は、規約の中で定める負担割合により、広域連合の予算で定めるものである。

《神奈川県における共通経費負担割合》 平成23年度から

均等割：5/100 被保険者数割：47.5/100 人口割：47.5/100

#### (2) 後期高齢者医療財政

##### 医療給付費内訳



※ 厚生労働省が示す都道府県単位の広域連合における平成25年度予算(案)の概要

※ 現役並み所得を有する高齢者の医療給付費には公費負担がなく、その分は現役世代の支援金による負担となっていることから、公費負担割合は47%となっている。

後期高齢者医療財政において、医療給付費の財源として、法令で定められている公費や支援金等は次のとおり。

#### ①定率負担

後期高齢者医療制度の財源の約4割を占める主要な財源のひとつであり、当該年度における負担対象額（※1）を国、都道府県、市町村が一定の割合で負担する。ただし、現役並み所得者については、公費負担がなされないため定率負担の対象とはならない。

《負担割合》

国：3／12      都道府県：1／12      市町村：1／12（※2）

#### ※1 負担対象額

「負担対象額」＝「療養の給付等に要する費用の額」－「特定費用の額」

・「療養の給付等に要する費用の額」は次のア、イの合計額

ア 「療養の給付に要する費用の額」－「当該給付に係る一部負担金に相当する額」

イ 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額

・「特定費用の額」は被保険者のうち現役並み所得に該当する人の「療養の給付等に要する費用の額」

注）負担対象額には、以下は含まれない。

- ・給付事由が第三者の行為によって生じた場合の第三者による損害賠償金
- ・不正の行為により給付を受けた人からの徴収金及び延滞金
- ・不正の行為により給付に要する費用の支払いを受けた保険医療機関等からの返還金及び加算金
- ・その他、療養の給付等に要する費用のための収入

※2 各市町村につき、当該年度における次の被保険者に係る額を負担する。

- ①当該市町村に住所を有する人のうち、他の広域連合の住所地特例の対象者以外の人
- ②当該市町村に住所を有しない人であって、当該広域連合の住所地特例の対象者である人（前住所地市町村）

#### ②調整交付金

国が、後期高齢者医療制度の財政を調整するため、広域連合に対し交付するもの。その目的によって、「普通調整交付金」（広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡の是正が目的）と、「特別調整交付金」（災害その他特別な事情がある広域連合に対し交付）の2種類がある。

調整交付金の総額は、負担対象額の見込額の1／12に相当するとされるが、財政力に応じ、普通調整交付金の額が増減される。

③後期高齢者交付金（支援金）

現役世代が加入する医療保険者からの「後期高齢者支援金」が、社会保険診療報酬支払基金を通じ、「後期高齢者交付金」として広域連合へ交付される。広域連合が被保険者への療養の給付として負担する費用の4割及び現役並み所得者への特定費用等として負担する費用の9割は、この交付金で賄われている。

④財政安定化基金

財政安定化基金は、広域連合による後期高齢者医療制度の財政の安定化を図るため、各都道府県に設置されている。広域連合において、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、資金の交付・貸付を行う。財源は、国、都道府県、広域連合が1/3ずつ負担する。

《負担割合》

国：1/3 都道府県：1/3 広域連合：1/3（※）

※ 保険料を財源とし都道府県に徴収される。算定方法は以下の通り。

$$\left( \begin{array}{l} \text{一財政運営期間における} \\ \text{各広域連合の療養の給付等に} \\ \text{要する費用の額の見込} \end{array} \right) \times \text{拠出率（※）} - \left( \begin{array}{l} \text{当該財政運営期間中の} \\ \text{基金運用収益の1/3} \end{array} \right)$$

※ 拠出率は、2年ごとに厚生労働大臣が定める拠出率を標準として、県が条例で定める。

	国 標準拠出率	県拠出率
平成20～25年度	0.09%	0.09%

●交付事業

財政運営期間（2年間）を通して、①実績の保険料収入額が予定した保険料収入額よりも不足すると見込まれ、かつ、②給付費が見込み以上に増大すると見込まれる場合に、財政運営期間の最終年度に①の額の1/2に相当する額が交付される。ただし、①の額が②の額を超える場合は、②の額の1/2に相当する額が交付される。

●貸付事業

財政運営期間の各年度を単位として、保険料収納率の悪化や給付費の見込みを上回る増大等による財政不足額について、無利子で行われる。

償還期間は、次期財政運営期間である。ただし、次期財政運営期間において保険料が著しく高くなると見込まれる広域連合については、都道府県が適当と認めた場合においては、4年間とすることができ、さらに4年間としても同様の事態が見込まれる場合においては、6年間とすることができる。

●財政安定化基金の特例

都道府県は、当分の間、交付事業・貸付事業以外に、広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることができる。

神奈川県では、平成22年度中に神奈川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の改正が行われた。

⑤保険基盤安定制度

低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する制度。

以下のア及びイの額が、市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れられた後、広域連合に納付される。

ア 低所得者の被保険者均等割額を減額（7、5、2割）した額の合計額

イ 被用者保険の被扶養者であった被保険者の被保険者均等割額を減額（5割）した額の合計額

《負担割合》

都道府県：3／4      市町村：1／4

⑥高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金

低所得者等の更なる保険料軽減を補填する国からの交付金。

交付金は、広域連合が設置する後期高齢者医療制度臨時特例基金で管理を行い、必要な経費を基金から特別会計に繰り入れを行う。交付金の対象は次のとおり。

ア 被保険者均等割額9割軽減対象者（均等割額7割軽減世帯のうち、被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他所得なし））に対し、保険基盤安定制度で7割補填された残りの2割分の額・・・被保険者均等割額軽減別財源内訳（a）に該当

イ 被保険者均等割額8.5割軽減対象者に対し、保険基盤安定制度で7割補填された残り1.5割分の額（平成20・21年度の特例措置とされていたが、22年度以降も継続）・・・財源内訳（c）に該当

ウ 被用者保険の被扶養者であった被保険者（被保険者均等割額9割軽減）に対し、被保険者均等割額軽減額ごとに、保険基盤安定制度で補填された残りの額（平成20・21年度の特例措置とされていたが、22年度以降も継続）

・被保険者均等割額7割軽減対象者の2割分の額・・・財源内訳（b）（d）に該当

- ・被保険者均等割額 5割軽減対象者の 4割分の額・・・財源内訳（f）に該当
  - ・被保険者均等割額軽減対象外の者の 4割分の額・・・財源内訳（h）に該当
- エ 所得割額 5割軽減対象者の額

※被保険者均等割額軽減別財源内訳

(a) 9割軽減対象者									
(割合)	7割			2割			1割		
	基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）			臨時特例交付金 （国庫負担）			被保険者		
(b) 9割軽減対象者（被扶養者）									
(割合)	7割			2割			1割		
	基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）			臨時特例交付金 （国庫負担）			被保険者		
(c) 8.5割軽減対象者									
(割合)	7割			1.5割			1.5割		
	基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）			臨時特例交付金 （国庫負担）			被保険者		
(d) 8.5割軽減対象者（被扶養者）									
(割合)	7割			1.5割			0.5	1割	
	基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）			臨時特例交付金 （国庫負担）					被保険者
(e) 5割軽減対象者									
(割合)	5割			5割					
	基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）			被保険者					
(f) 5割軽減対象者（被扶養者）									
(割合)	5割			4割			1割		
	基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）			臨時特例交付金 （国庫負担）			被保険者		
(g) 2割軽減対象者									
(割合)	2割		8割						
	基盤安定 （県3/4、市町村1/4負担）		被保険者						
(h) 被保険者均等割額軽減対象外の被扶養者									
(割合)	5割			4割			1割		
	基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）			臨時特例交付金 （国庫負担）			被保険者		

⑦高額医療費に対する支援

高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクの緩和を目的とし、レセプト1件で80万円を超えるような高額な医療費に対し、80万円超過分につき、保険料と調整交付金でまかなうべき部分について国と都道府県が一定の割合で負担する。

《負担割合》

国：1／4      都道府県：1／4      (広域連合(保険料)：2／4)

⑧特別高額医療費共同事業

著しく高額な医療費の発生による財政影響の緩和と、発生した高額医療費を共同で負担することによるリスクの分散を図り、発生した広域連合の財政負担の軽減を行うことを目的として実施される事業である。

実施主体：国民健康保険中央会

対象：国民健康保険中央会または支払基金の特別審査委員会により審査されたレセプト1件あたり400万円超のレセプトが対象。当該レセプトの200万円超の部分について、保険料と調整交付金でまかなうべき部分から、公費による高額医療費に対する支援を除いた部分について交付される。

財源：各広域連合からの拠出金

## 1-4 資格

### (1) 被保険者

神奈川県内に居住し、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 75歳以上の者（※1）

イ 65歳～74歳で一定の障がいの状態にあることにより広域連合の認定を受けた者（※2）

※1 生活保護を受けている場合等は、被保険者とはならない。

※2 申請し、広域連合から認定を受けることが必要となる。なお、この認定の申請については、いつでも将来に向かって撤回することができる。

### (2) 被保険者証

被保険者には、1人に対し1枚の「後期高齢者医療被保険者証」が交付される。ただし、交付申請中等により被保険者証が交付されていないときは、後期高齢者医療被保険者受療証を交付する。

また、市町村と連携し、後期高齢者医療保険料を一定期間滞納している被保険者との納付相談の機会の確保に努めるとともに、なお一定期間滞納している被保険者に対し、必要に応じて通例定める期間より短い被保険者証（以下、「短期被保険者証」という。）を交付する。

#### 《被保険者証の記載事項》

- ・有効期限 [平成25年度末の証の有効期限：平成26年7月31日（※）]
- ・被保険者情報（被保険者番号・住所・氏名・性別・生年月日）
- ・資格取得年月日
- ・発効期日
- ・交付年月日
- ・一部負担金の割合
- ・保険者情報（保険者番号・保険者名称及び印）

※ 神奈川県の場合。有効期限は各広域連合が任意で設定している。

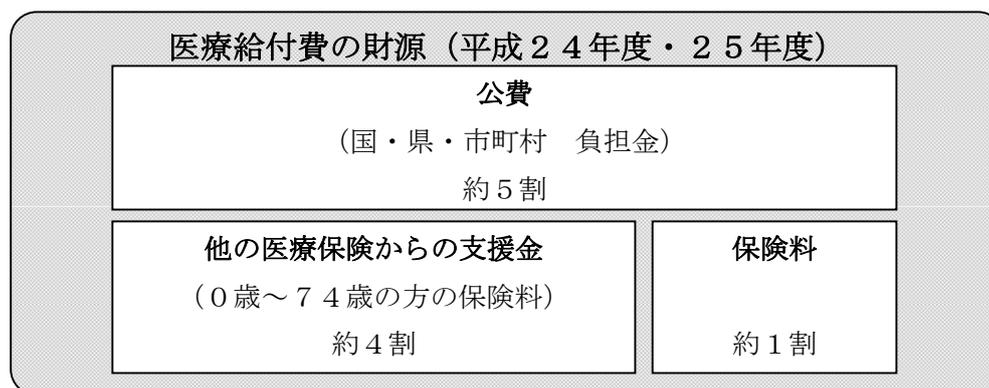
平成26年2月1日現在の短期被保険者証の有効期限は平成26年7月31日である。

## 1-5 保険料

### (1) 保険料

保険料は、制度の安定した財政運営を図るため、2年単位で費用と収入を見込み保険料率を算定し、2年毎に見直す。

医療の給付に係る費用のうち約1割を被保険者が負担する保険料で賄い、残りの約9割は、公費（国・県・市町村負担金）と他の医療保険からの支援金（0歳～74歳の方の保険料）で賄う。



### (2) 保険料の算定

保険料は、被保険者個人単位で算定し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額となる。

$$\left( \begin{array}{c} \text{年間保険料額} \\ \text{【限度額55万円】} (\ast 3) \end{array} \right) = \left( \begin{array}{c} \text{均等割額} (\ast 1) \end{array} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{所得割額} \\ \text{(総所得金額等 - 33万円)} \\ \times \text{所得割率} (\ast 2) \end{array} \right)$$

※1 均等割額 = 県内の均等割総額 ÷ 被保険者数  
※2 所得割率 = 県内の所得割総額（限度超過額含む） ÷ 県内被保険者の所得額総額  
※3 平成24年度から賦課限度額55万円（平成20年度から平成23年度までは、50万円）

#### ●神奈川県における保険料率の設定（平成24年度・25年度）

均等割額・・・41,099円（年額）
所得割率・・・8.01%

※ 神奈川県内において、均一の保険料率（均等割額、所得割率）となる。

#### ●保険料の賦課総額

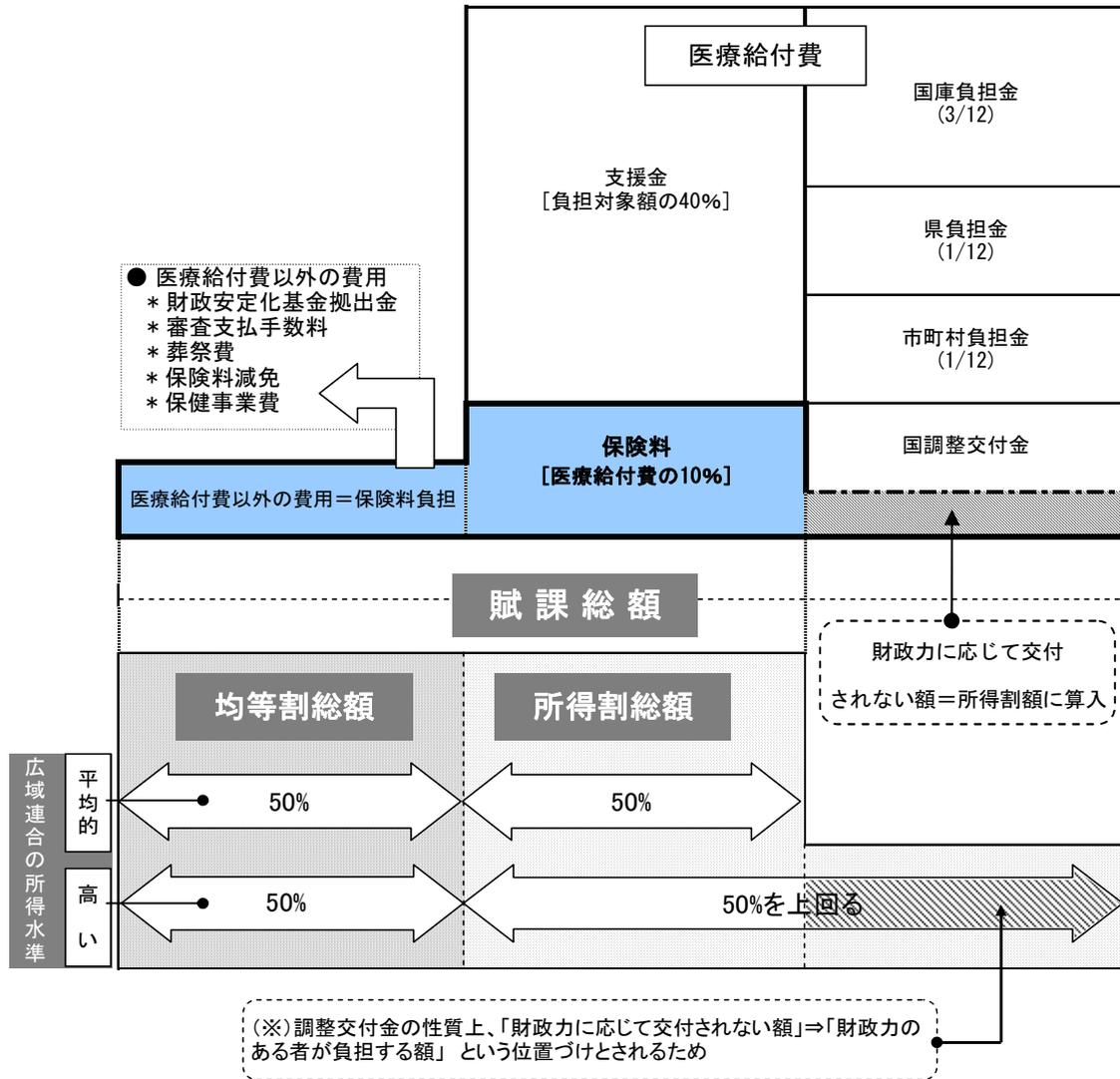
保険料の賦課総額は、医療給付費の約10%に、医療給付費以外の費用（※）並びに財政力に応じて交付されない国からの調整交付金影響分を加えた額となる。

均等割総額：所得割総額の割合は50：50が基本であるが、財政力に応じて交付されない調整交付金影響分は所得割総額に付加し、所得割保険料として被保険者が負担する。

※ 医療給付費以外の費用は以下のとおり。

- ①財政安定化基金拠出金 ②審査支払手数料 ③葬祭費
- ④保険料減免 ⑤保健事業費

参考 保険料の算定・賦課について



(3) 保険料の決定

保険料は、毎年度4月1日を基準日として決定する。決定した保険料額は、その年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間の金額となる。

※ 年度の途中で被保険者となったときは、被保険者となった日が決定基準日となり、その日の属する月から月割りで計算される。また、被保険者でなくなったときは、その前月分まで月割りで保険料がかかる。

※ 保険料決定後、前年所得の更正があったときは再算定する。

#### (4) 所得の少ない者に対する軽減

##### ●均等割額の軽減

被保険者本人と世帯主及び同一世帯の他の被保険者の前年の総所得金額等を合計した額が、次の表の基準以下となる者は、均等割額が軽減される。

世帯の総所得金額等の基準	軽減割合
・ 33万円	8.5割
・ 上記の世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得なし）の場合	9割
・ 33万円＋（24万5千円×当該世帯に属する被保険者数） 【被保険者である世帯主を除く（5割軽減の場合のみ）】	5割
・ 33万円＋（35万円×当該世帯に属する被保険者数）	2割

※ 軽減判定の対象となる総所得金額等の算定では、基礎控除（33万円）はしない。

また、65歳以上の者で税法上の公的年金等控除を受けている者は、公的年金所得から高齢者特別控除15万円を控除した金額で判定を行う。

※ 平成20年度及び平成21年度特例措置とされた均等割7割軽減を8.5割軽減とする措置が平成22年度以降も継続される（均等割9割軽減の者を除く）。

##### ●所得割額の軽減

保険料の賦課のもととなる所得金額が58万円以下（年金収入のみの場合：211万円以下）の者については、所得割額の5割が軽減される。

保険料の賦課のもととなる所得金額（※）の基準	軽減割合
・ 58万円	5割

※ 総所得金額等から基礎控除（33万円）を控除した額

#### (5) 被用者保険の被扶養者であった者に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険・健康保険組合・共済組合の被扶養者であった者は、後期高齢者医療制度に加入した月から2年間、均等割額のみを負担となり、かつ均等割額が5割軽減される。

※ 経過措置として、平成20年4月～9月の半年間は保険料徴収が凍結され、平成20年10月～平成21年3月の半年間は均等割額が9割軽減された。なお、平成21年度には同様措置が採られ、平成22年度以降も当該措置が継続される。

#### (6) 保険料の徴収猶予・減免

災害や所得の減少等特別な事情により保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合がある。

徴収猶予	地震、台風や洪水、火事等の災害により、財産について著しい損害を受けたことや世帯主が死亡したこと等の事情により保険料の納付が一時的にできないと認められる場合、6か月以内の期間に限り徴収を猶予する。
減免	徴収猶予と同様の条件により、生活が困窮し保険料を納付することができないと認められる場合や刑事施設等へ拘禁され給付の制限が行われている場合等に、減免をすることができる。

## 1-6 給付

### (1) 自己負担割合

●保険医療機関または保険薬局等での被保険者の医療費自己負担割合は以下の通り。

所得区分	課税区分	判定基準（※1）	自己負担割合
現役並み 所得者	課税	<p>当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税の課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯の他の被保険者。</p> <p>ただし、以下の①または②の要件に該当するときに、申請し（※2）、適用された場合は「一般」の区分となる。</p> <p>① 被保険者並びにその属する世帯の他の被保険者の収入の合計額が、2人以上の場合520万円未満、1人の場合383万円未満である。</p> <p>② 同一世帯内に、被保険者が1人だけであり、収入の合計額が383万円以上であっても同一世帯内の70歳～74歳の者（後期高齢者医療制度の被保険者を除く。）を含めた収入の合計額が520万円未満である。</p>	3割
一般	課税	「現役並み所得者」「区分Ⅱ」「区分Ⅰ」以外の被保険者	1割
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	非課税	同一世帯の者全員が当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税非課税の被保険者（区分Ⅰ以外の被保険者）	1割
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	非課税	同一世帯の者全員が当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税非課税で、その世帯の各所得が0円（年金の所得は控除額を80万円として計算）となる被保険者	1割

※1 所得区分は、毎年8月にその年度の市町村民税の課税所得（各種控除後の所得）により判定される。また、8月の定期判定以外にも、世帯構成の変更等がある場合には判定を行う。

※2 「基準収入額適用申請書」に収入が分かる書類（確定申告書の控え等）を添付し、提出する。

## (2) 給付の種類

広域連合は、被保険者の疾病、負傷又は死亡に関し、必要な給付を行う。

給付は原則、一定の自己負担で保険医療機関等における診察や薬剤の支給等が受けられる形で行われる（現物給付）。ただし現物給付を受けることが困難な場合には、被保険者等がかかった費用を一時支払い、事後に申請を行うことで払い戻しを受けることとなる（現金給付）。

また、条例で定めるところにより、葬祭費の給付を行うことができる（現金給付）。

### ●給付の種類

分類	名称	対象
現物給付	療養の給付	診察、薬剤の支給、治療、入院等
	入院時食事療養費	入院時の食事に要した費用
	入院時生活療養費	長期入院時の生活療養に要した費用
	保険外併用療養費	高度な医療や特別なサービスを含んだ療養等のうち、特に定められたもの
	訪問看護療養費	訪問看護ステーションの訪問看護師等から訪問看護を受けた場合
	高額療養費	自己負担額が自己負担限度額を超えた場合。平成24年4月から外来も現物給付化。
現金給付	療養費	保険医療機関等でやむを得ず被保険者証を提示できず、全額自己負担した場合等
	特別療養費	被保険者が資格証明書を受けている場合の給付 <span style="font-size: 2em;">{</span> ※ 神奈川県では資格証明書の交付実績がないため、該当なし <span style="font-size: 2em;">}</span>
	移送費	治療を受けるために緊急的に医療機関等へ移送された場合
	高額療養費	医療費の一部負担金が高額になる場合
	高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の一部負担金合計額が高額になる場合
	葬祭費	被保険者の葬祭を行った場合

①療養の給付〔現物給付〕

保険医療機関または保険薬局を通じ以下の医療サービスを直接提供するもの。

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療
- エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

②入院時食事療養費〔現物給付〕

入院中の食事にかかる費用について、広域連合が被保険者に代わり、医療機関に対し食事療養に要した費用を直接支払うもの。被保険者は、「食事療養標準負担額（1食単位、1日3回まで）」のみを負担する。

所得区分		自己負担割合	1食あたりの負担額
現役並み所得者		3割	260円
一般		1割	
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	90日までの入院	1割	210円
	過去12か月の間に 91日以上入院	1割	160円
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）		1割	100円

③入院時生活療養費〔現物給付〕

療養病床（主に慢性期の疾患を扱う病床）に入院する場合に、広域連合が被保険者に代わり、医療機関に対し生活療養に要した費用を直接支払うもの。被保険者は「生活療養標準負担額」のみを負担する。

所得区分	自己負担割合	1食あたりの食費	1日あたりの居住費
現役並み所得者	3割	460円	320円
一般	1割	[420円(※)]	
区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）	1割	210円	
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）	1割	130円	
老齢福祉年金受給者	1割	100円	0円

※ 入院時生活療養費（Ⅱ）を算定する病院に入院している場合。

注） 入院医療の必要性の高い状態が続く者や回復期リハビリテーション病棟に入院している者については、食事療養標準負担額を負担し、生活療養標準負担額の負担はない。

④保険外併用療養費〔現物給付〕

高度な医療や特別なサービスを含んだ療養等のうち特に定められたものを受けた場合に支給されるもの。療養全体にかかる費用のうち、一般診療と共通する基礎的部分に保険を適用し、特別サービス部分を自費負担とする。

保険外併用療養費には、以下の2種類がある。

- ア 被保険者が高度先進医療を含む評価療養を受けた場合に支給されるもので、高度先進医療を行う医療機関として厚生労働大臣の承認を受けた保険医療機関において療養を受けた場合に支給されるもの
- イ 被保険者が保険医療機関において特別の病室の提供、その他特別な治療材料の支給等による選定療養を受けた場合に支給されるもの

#### ⑤訪問看護療養費 [現物給付]

疾病または負傷により、居宅において継続して療養を受ける者が主治医の指示のもとで訪問看護を受けた場合、被保険者は自己負担分のみを訪問看護ステーションに支払うもの。

なお、訪問看護にかかった交通費は実費負担となる。また、訪問看護ステーションを利用する場合は、被保険者証の提示が必要となる。

#### ⑥療養費 [現金給付]

被保険者が医療費の全額を医療機関等で支払った後、申請をし、保険を使えなかったことがやむを得ないと認められた場合に、自己負担分を除いた額が支給されるもの。

申請ができる場合は以下の通り。

- ア 急病等、緊急その他やむを得ない事情で被保険者証を持参できなかったとき
- イ コルセット等治療用装具を作ったとき
- ウ 柔道整復師の施術を受けたとき
- エ 医師の同意を得て、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受けたとき
- オ 輸血に生血を使ったとき
- カ 海外で急な病気やケガにより医療機関で治療を受けたとき

#### ⑦特別療養費 [現金給付]

被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けた場合に、その療養に要した費用について支給されるもの。

特別療養費に係る療養は、介護保険法に規定する指定介護療養施設サービスを行う療養病床等に入院している者については行わない。

#### ⑧移送費 [現金給付]

医師の指示により緊急的な必要があつて転院した場合等に、移送にかかった費用について必要であると認められた場合、移送にかかった費用の全額または一部が支給されるもの。

⑨高額療養費〔現物給付・現金給付〕

1 か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分を後から支給するもの。自己負担額が同一月・同一医療機関において自己負担限度額を超えたときは、現物給付される。

自己負担限度額は、個人単位を適用後に世帯単位を適用する（現金給付）。

●自己負担限度額（月額）

所得区分	自己負担割合	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	3割	44,400円	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% 〔44,400円〕※
一 般	1割	12,000円	44,400円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	1割	8,000円	24,600円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	1割	8,000円	15,000円

※ 〔 〕内の金額は、過去12か月に外来と入院を合わせたもの（世帯単位）の自己負担限度額を超えた支給を3回以上受け、4回目以降の支給に該当の場合に適用。

●75歳の誕生月の特例（平成21年1月～）

75歳誕生月については、誕生日前の医療保険制度（国民健康保険・被用者保険等）と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1に減額する（1日生まれを除く）。月額の自己負担限度額は下表の通り。

所得区分	自己負担割合	外来 (個人単位)	個人合算	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	3割	22,200円	40,050円 + (総医療費 -133,500円) ×1% 〔22,200円〕※	80,100円 + (総医療費 -267,000円) ×1% 〔44,400円〕※
一 般	1割	6,000円	22,200円	44,400円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	1割	4,000円	12,300円	24,600円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	1割	4,000円	7,500円	15,000円

※ 〔 〕内の金額は、過去12か月に外来と入院を合わせたもの（世帯単位）の自己負担限度額を超えた支給を3回以上受け、4回目以降の支給に該当の場合に適用。

《高額療養費の特例等》

●後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

対象者：区分Ⅰ・Ⅱ（低所得者Ⅰ・Ⅱ）該当者

内 容：入院時、予め医療機関に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、入院時の医療機関での支払いが区分Ⅰ・Ⅱ（低所得者Ⅰ・Ⅱ）の所得区分の自己負担限度額までとなるもの。要申請。

●特定疾病療養受療証

対象者：厚生労働大臣が指定する特定疾病（血友病、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症）該当者

内 容：当該疾病の治療にあたり、「特定疾病療養受療証」を提示することで、1つの医療機関等での1か月の自己負担が1万円となるもの。要申請。

⑩高額介護合算療養費 [現金給付]

同一世帯の被保険者において、医療保険の負担と介護保険の負担の両方が発生している場合に、年間の医療と介護の自己負担額を合算して介護合算算定基準額を超えた場合、その超えた分が支給されるもの。

※支給額が世帯で500円（支給基準額）を超えた場合に支給される。

●自己負担限度額（年額）

所得区分	自己負担割合	介護合算算定基準額 (毎年8月～翌年7月)
現役並み所得者	3割	67万円
一 般	1割	56万円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)		31万円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)		19万円

#### ⑪葬祭費〔現金給付〕

後期高齢者医療制度では、被保険者が死亡した際、条例の定めるところにより、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行う。神奈川県においては、条例（※）の規定に基づき、葬祭費5万円の支給を行っている。

またこの他、条例の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の後期高齢者医療給付を行うことができるが、他広域連合を含め、行っているところはない。

※ 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第2条本文

被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、法第86条第1項本文の規定により葬祭費として5万円を支給する。

#### （3）一部負担金の減免及び徴収猶予

災害その他特別な事情があり、医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な被保険者に対し、申請を受け広域連合が認定した場合、一部負担金の減額、免除または徴収猶予を行う。該当者へは「後期高齢者医療一部負担金減額証明書」、「後期高齢者一部負担金免除証明書」又は「後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書」を交付する。

#### （4）給付の制限等

##### ①保険診療とならないもの

以下は、給付の対象とならない。

- ア 保険外診療
- イ 差額ベッド代
- ウ 健康診断
- エ 予防注射
- オ 美容整形
- カ 歯列矯正 等

##### ②給付の制限

以下の場合、給付の全部又は一部が制限されることがある。

- ア 故意の犯罪行為による疾病又は負傷
- イ 闘争、泥酔又は著しい不行跡による疾病又は負傷
- ウ 刑事施設、労役場等に拘禁された場合
- エ 療養に関する指示に従わないとき
- オ 文書その他の物件の提出・提示を拒んだとき

また、被保険者が保険料を滞納している場合、納期限から1年6月間を経過した場合は、災害その他特別な事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、給付の全部又は一部を差し止めることがある。

### ③他法の給付との調整

広域連合は、被保険者の疾病又は負傷につき、労働災害補償法やその他政令で定める法令に基づく医療の給付を受けることができる場合は、医療の給付を行わない。

### (5) 第三者行為

被保険者が交通事故や傷害事件等により第三者から損害を受けたことにより発生した疾病、負傷、死亡等で被保険者証を使用し、治療行為を受けた場合、被保険者が治療等で受けた療養給付費は、いったん広域連合が立て替えて医療機関等に支払う。その後、立て替えた療養給付費を被保険者に代わって第三者に請求（求償）する。

## 1-7 保健事業

### (1) 健康診査

被保険者への健康診査その他被保険者の健康保持増進のために必要な事業については、広域連合に実施する努力義務が課せられている。神奈川県においては、以下の目的、方法等で健康診査を実施している。

#### ①目的

糖尿病等の生活習慣病の早期発見や重症化予防

#### ②実施方法

広域連合条例等施行規則第13条第1項に規定する健康診査項目を含む健康診査事業を行う市町村に対して、健康診査事業補助金を交付する。市町村は、個別健診または集団健診（併用も可）等、それぞれの実情に応じ、実施する。

#### ③健診項目

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施される特定健康診査（40～74歳を対象に実施）の基本項目と同様（腹囲を除く）である。

基本項目：問診・計測（身長・体重等）・理学的所見（診察）・脂質・肝機能・代謝系・尿、腎機能

#### ④費用

神奈川県では、健康診査事業を行う市町村に対して、健康診査事業補助金を交付する（※1）。また、健康診査受診者からの利用者負担（※2）によることができる。

※1 広域連合からの補助金（健康診査事業補助金）の財源は、被保険者からの保険料及び国庫補助金である。

※2 神奈川県では、各市町村の任意である。

### ●神奈川県後期高齢者医療広域連合健康診査事業補助金（概要）平成22年度以降

交付対象額	健康診査に要した費用（事務費を含む）から、生活機能評価との共同実施により介護保険の地域支援事業により負担される額及び利用者負担額を除いた額。ただし、交付限度額が上限となる。
交付限度額 (一市町村あたり)	[計算式] 1万円×被保険者数（9月末）×基準受診率（※） ※基準受診率は前年度の県全体の受診率を指す。対象年度の市町村受診率が基準受診率を超える場合は、基準受診率に $\frac{(\text{市町村受診率} - \text{基準受診率}) \times \text{補正率}}{0.9}$ を加算して、交付限度額を算出する。

### (2) 保健指導

本人の求めに応じて、健康相談等の機会を提供できる体制を確保（健康増進法に基づく市町村による生活習慣相談等に対応）する。

【参考】後期高齢者医療制度の主な見直し

		平成20年度	平成21年度	平成22年度
資格	自己負担割合判定基準の見直し	①	②	③
		<p>① 20年4月～7月 老人保健制度の判定基準を引継ぐ。</p> <p>② 20年8月～12月 次の場合、自己負担割合は3割とするが、高額療養費における(要件)・同じ世帯に他の被保険者がいない ・同じ世帯の70歳から74歳の者と自身の年収の合計</p> <p>③ 21年1月～【恒久措置】</p>		
保険料	均等割軽減	9割軽減の導入		21年4月～
		7割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(他の所得なし)		21年3月改正 (21年4月1日から恒久措置)
	7割軽減→ 8.5割軽減	8.5割軽減	延長	
	前年の総所得金額等33万円以下 5割軽減 2割軽減は変更なし	20年7月改正 (20年4月1日から適用)	21年6月改正 (21年4月1日から適用)	22年2月改正 (22年4月1日から恒久措置)
	所得割軽減	5割軽減の導入	5割軽減	
被扶養者軽減	制度拡大(当初の制度) 制度加入時から2年間、均等割を5割軽減・所得割なし	凍結 → 9割軽減	9割軽減	
納付方法の選択制導入 申し出により、特別徴収から口座振替への変更が可能			20年7月～	
給付	高額療養費：年齢到達月の取扱変更 75歳到達月は自己負担限度額を2分の1に減額(1日生まれ除く)	20年4～12月の年齢到達者には特別支給金で対応	21年1月～	
	後期高齢者固有の診療報酬見直し ①後期高齢者診療料(かかりつけ医)(※1) ②後期高齢者終末期相談支援料(※2) ③後期高齢者特定入院基本料(※3)			平成22年度診療報酬改定 ①廃止 ②廃止 ③全年齢に拡大

※1 かかりつけ医が、患者の慢性疾患等に対し、継続的な管理を行うことで得られる診療報酬

※2 終末期における診療方針等を検討し、文章で提供した場合に得られる診療報酬

※3 90日を越えて入院した場合加算できる診療報酬

平成23年度	平成24年度	平成25年度
		
<p>自己負担限度額は一般の者と同じとする。 が520万円未満</p>		
		
		
		
		
		
		
	平成24年度診療報酬改定 後期高齢者医療制度に関する 改定はなし。	

## 2 後期高齢者医療制度の沿革

年 月	国の動向	神奈川県広域連合(市町村含む)の動向
《平成18年度》		
18. 6	<p>14日 医療制度改革関連法の成立 (「健康保険法等の一部を改正する法律」が21日公布)</p> <p>(1)医療費適正化の総合的な推進 ○医療費適正化計画の策定(平成20年4月施行)等</p> <p>(2)新たな高齢者医療制度の創設 ○後期高齢者医療制度の創設(平成20年4月施行) ○老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」へ改称(平成20年4月施行)等</p> <p>(3)都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合 ○政管健保の公法人化(全国健康保険協会の設立、平成20年10月施行)等</p>	
18. 7	<p>10日 医療制度改革関連法に関する都道府県説明会 ○「都道府県単位での後期高齢者医療広域連合」設置(平成19年3月末まで)に向けたスケジュールとして、準備委員会の設置(平成18年9月)等を提示</p>	13日 「神奈川県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」設置
18. 9	13日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令制定	
18. 10	<p>健康保険法等の一部改正の施行による改正</p> <p>(1)現役並み所得者(70歳以上)の窓口負担を2割から3割に変更</p> <p>(2)高額療養費の自己負担限度額の見直し(引き上げ) 例)現役並み所得者の外来における自己負担限度額→40,200円から44,400円に変更</p>	
18. 12		27日 「神奈川県後期高齢者医療広域連合」設置許可を県へ申請

19. 1		<p>広域連合議会議員の選出(市町村議会 ～2月23日)</p> <p>11日 神奈川県知事からの設置許可(1月19日県告示)</p> <p>○広域連合規約制定</p> <p><b>【広域連合規約 概要】</b></p> <p>(1)名称:神奈川県後期高齢者医療広域連合</p> <p>(2)構成団体・区域:神奈川県内35市町村・神奈川県内の区域</p> <p>(3)広域連合が処理する事務:  (広域連合が行う主な法定事務)被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課  (市町村が行う主な法定事務)保険料徴収、申請受付等の窓口業務</p> <p>(4)事務所の位置:横浜市内(横浜市神奈川区栄町8番地の1 ヨコハマポートサイドビル)</p> <p>(5)議会の組織:関係市町村の議会の議員で構成(内訳:横浜市7名、川崎市3名、中核市2名(各市1名ずつ)、市6名、町村2名)</p> <p>(6)議員の選挙方法:市町村の議会議員による選挙(間接選挙)[任期1年]</p> <p>(7)長等の組織及び選任方法:広域連合長1名(関係市町村長の選挙による)[任期2年]、副広域連合長2名(関係市町村の長から広域連合長が任命)[任期 2年]</p> <p>(8)経費支弁方法:医療給付等に係る市町村法定負担(負担割合:1/12)、人件費等共通経費に係る市町村負担(負担割合:均等割10%、被保険者数割45%、人口割45%)</p> <p>(9)その他執行機関:選挙管理委員会(委員4名)、監査委員(委員2名)</p> <p>16日 広域連合長の選出(山口巖雄 厚木市長)</p>
19. 2		<p>1日 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局の設置</p> <p>26日 広域連合長の選出(土屋侯保 大和市長)</p>
19. 3		<p>23日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回臨時会</p>

		<p>○広域連合の組織・人事・議会・財務等に関する各  条例制定にかかる専決処分報告・承認</p> <p>(1)神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局設  置条例</p> <p>(2)神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職  員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>(3)神奈川県後期高齢者医療広域連合運営協議  会設置条例</p> <p>(4)神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員  の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>(5)神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特  別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>(6)神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の議  決に付すべき契約及び財産の取得又は処分  に関する条例</p> <p>(7)神奈川県後期高齢者医療広域連合行政手続  条例</p> <p>(8)神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報  保護条例 他</p>
--	--	--

《平成19年度》		
19. 5		<p>1日 広域計画に対するパブリックコメント実施 (～31日)</p> <p><b>【実施結果】</b></p> <p>(1) 寄せられた意見の総数 28件(はがき20件、FAX1件、電子メール7件)</p> <p>(2) ご意見をいただいた方の年齢構成 40歳未満:1件 65歳～74歳:5件 75歳以上: 14件 不明:8件</p> <p>(3) 主なご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期証や資格証の発行には十分な配慮が必要</li> <li>・保険料を高くしない方法を考えてほしい 等</li> </ul> <p>24日 広域連合長の選出(石渡徳一 鎌倉市長)</p>
19. 7		<p>25日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約 改正</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>○城山町及び藤野町が相模原市に編入されたこと に伴う、地方公共団体数の変更(35→33)</p>
19. 8	<p>6日 「全国老人医療・国民健康保険主管課 (部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長 会議」を開催</p> <p>○平成20～21年度の保険料の算定方法等 について提示</p>	<p>27日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連 合議会 第1回定例会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画 策定</p> <p><b>【広域計画 概要】</b></p> <p>(1) 後期高齢者医療事務の基本方針 法令の趣旨に則り、効率的かつ安定的な制度 運営を図るため、関係市町村と協調、協力し合 いながら、県内市町村民のニーズが反映される よう努める。</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度の沿革・概要</p> <p>(3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要</p> <p>(4) 後期高齢者医療制度における広域連合及び 市町村業務</p> <p>(5) 広域計画の期間・改定期間:5年間(平成19～ 23年度を1期とし、以降5年ごとに見直し)。 広域連合長が必要と認めたときは随時改定 を行う。</p>

19. 10	<p>19日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令 (全部改正)制定(平成20年4月施行)</p> <p>22日 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則制定(平成20年4月施行)</p> <p>30日 高齢者医療の負担の在り方について(与党 高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【主な内容】</b></p> <p>(1) 70～74歳の医療費自己負担割合の変更 (1割から2割へ)を20年度凍結</p> <p>(2) 被用者保険の被扶養者の保険料軽減 (激変緩和措置) 加入した月から2年間、所得割額が課されず、 均等割が5割軽減となるが、これに加えて</p> <p>①平成20年4月～9月:凍結</p> <p>②平成20年10月～21年3月:均等割額9割軽減とする。</p> </div> <p>31日 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令公布(平成20年4月施行)</p>	
19. 11	<p>14日 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令附則第三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成20年度から平成25年度までの間における財政安定化基金拠出率告示(平成20年4月適用)</p> <p>○拠出率 : 1万分の9(平成20～25年度まで)</p>	

	<p>22日</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令公布(平成20年4月施行)</p> <p>○後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令公布(平成20年4月施行)</p> <p>30日 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示(平成20年4月適用)</p> <p>(1)後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額</p> <p>(2)高齢者の医療の確保に関する法律施行令第14条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病</p> <p>(3)高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第31条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法</p> <p>(4)前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第3条に規定する保険者</p> <p>(5)社会保険診療報酬支払基金法第16条第1項及び国民健康保険法第45条第6項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件</p>	<p>16日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回臨時会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定</p> <p><b>【神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 概要】</b></p> <p>(1)後期高齢者医療給付(葬祭費)</p> <p>(2)保険料(賦課額・所得割額・均等割額・所得割率・賦課限度額・減額・減免 他)</p> <p>(3)保健事業</p>
19. 12	28日 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準制定(平成20年4月施行)	
20. 3		<p>被保険者証の一斉交付(中旬～)</p> <p>27日 平成20年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回定例会</p> <p>○特別会計の設置、基金の設置等</p> <p>(1)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定(専決処分報告・承認)</p> <p>(2)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計設置条例の制定</p> <p>(3)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金条例の制定</p>

20. 4

1日 後期高齢者医療制度開始

【制度概要(施行開始時)】

(1) 加入者(被保険者)

① 75歳以上のもの

② 65歳から74歳で一定の障がいの状態にあることにより広域連合の認定を受けた者

※ 生活保護受給者等は除く

神奈川県被保険者数	(平成20年4月末現在)
681, 840人(75歳以上:666, 441人	75歳未満(障がい認定):15, 399人

(2) 被保険者証

1人1枚(有効期限は各広域連合が任意に設定。神奈川県は平成24年7月31日を設定)

(3) 運営

都道府県ごとに設置された広域連合が主体となり、市町村と連携し運営。

① 広域連合の業務:被保険者証等の交付、保険料の決定、医療給付等

② 市町村の業務:申請及び相談窓口、被保険者証の引渡し、保険料の徴収等

(4) 医療費の負担割合

現役並み所得者は3割、それ以外は1割

(5) 保険料

個人単位で賦課(賦課限度額50万円)。ただし軽減は世帯単位で判定

神奈川県の保険料率(平成20~21年度)	
均等割額:39, 860円	所得割額:7. 45%
保険料額 = 均等割額 + 所得割額	

(6) 保険料の軽減・減免

① 均等割額軽減…7割・5割・2割

② 被用者保険の被扶養者に対する軽減

・加入した月から2年間は均等割額のみ

・平成20年9月まで徴収凍結

・平成20年10月~21年3月まで均等割額9割軽減

③ その他、条例で定める個別減免

(7) 保険料の納付

① 特別徴収(原則として、年金受給額が年額18万円以上かつ介護保険料との合算が年金受給額の1/2を超えない者)

② 普通徴収(①以外の者)

<p>20. 6</p>	<p>12日 高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について(政府・与党決定)</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <p>(1) 保険料の軽減対策(平成21年度から実施)</p> <p>① 均等割7割軽減世帯のうち、その世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下 →9割軽減</p> <p>② 保険料賦課のもととなる所得金額が58万円以下→所得割5割軽減(段階的な軽減も検討)</p> <p>《平成20年度の経過措置》</p> <p>① 均等割額7割軽減→8.5割軽減</p> <p>② 賦課のもととなる所得金額が58万円以下 →所得割額5割軽減</p> <p>(2) 特別徴収→口座振替への変更を申出により条件付きで可能とする</p> <p><b>[条件]</b></p> <p>① 国保の保険料を確実に納付していた者(本人)が口座振替により納付する場合</p> <p>② 連帯納付義務者(世帯主又は配偶者)がいる者(年金収入が180万円未満の者)で、その口座振替により納付する場合</p>	
<p>20. 7</p>	<p>25日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(同日施行)</p> <p>○特別徴収→口座振替への変更を申出により条件付きで可能とする</p>	<p>保険料額決定等の通知(上旬～中旬)</p> <p>18日 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>(1) 保険料の軽減対策(平成20年度の経過措置)</p> <p>① 均等割額7割軽減→平成20年度は8.5割程度軽減</p> <p>② 賦課のもととなる所得金額が58万円以下 →平成20年度は所得割額を5割軽減</p> <p>(2) 特別徴収→口座振替への変更を条件付きで可能とする(開始)</p> <p>※保険料徴収事務であるため、当該事務の処理は市町村にて対応</p>

20. 8		<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正(平成20年7月18日)を受け、保険料額変更(該当者あて通知発送)</p> <p><b>【変更内容】</b></p> <p>(1)均等割額7割軽減⇒平成20年度は8.5割程度軽減</p> <p>(2)賦課のもととなる所得金額が58万円以下 →平成20年度は所得割額を5割軽減</p> <p>1日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約改正</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>○市町村が行う事務を新たに規約に位置づけ ・保険料の徴収猶予にかかる窓口業務 等</p> <p>25日 平成20年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回定例会</p> <p>○後期高齢者医療に関する条例の一部改正(20年7月18日専決処分の報告・承認)等</p>
20. 9	<p>9日 「平成21年(度)における高齢者医療の負担のあり方について」(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ)</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <p>(1)被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減(均等割額9割軽減)→平成21年4月から平成22年3月まで継続</p> <p>(2)負担区分の判定基準見直し(平成21年1月実施)→世帯構成や所得が変わらないにもかかわらず後期高齢者医療制度に加入したことにより負担区分が1割から3割に変更した者については、従前と同様、1割負担のままとする。</p> <p>(3)誕生月における自己負担限度額の見直し(平成21年1月実施)→誕生日前後の医療保険制度において、自己負担限度額を2分の1とする。</p>	

20. 11	<p>18日 「長寿医療制度の改善策の円滑な実施について」(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ)</p> <p><b>【主な内容】</b>          特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃(実施:21年4月～)</p> <p>21日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(一部を除き平成21年1月1日施行)</p> <p><b>【改正内容】</b>          (1)次の場合、窓口負担を1割とする              ①同じ世帯内に他の被保険者がいない              ②同じ世帯の70歳から74歳の者と自身の年収の合計が520万円未満          (2)75歳到達月は、自己負担限度額を2分の1に減額(1日生まれを除く)          例)現役並み所得者の外来における自己負担限度額:誕生月は44,400円→22,200円に変更</p>	
20. 12	<p>8日 都道府県ブロック会議          平成21年度からの保険料軽減のうち、所得割の軽減について、段階的な軽減は実施せず、一律5割とすることが示された。</p> <p>25日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(公布日施行)</p> <p><b>【改正内容】</b>          特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部改正を受け、</p> <p>(1)負担割合が3割から1割に変更した被保険者に変更後の被保険者証を送付[平成21年1月1日から適用]</p> <p>(2)負担割合が3割から1割に変更する可能性がある被保険者に基準収入額適用申請書等を送付</p> <p>(3)特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃(平成21年4月からの特別徴収分について、口座振替への変更受付開始)          ※(3)については、保険料徴収事務であるため、当該事務の処理は市町村にて対応</p>
21. 1	<p>高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令施行</p> <p>(1)負担区分の判定基準見直し(平成21年1月実施)          ○後期高齢者医療制度に加入したことによ</p>	

	<p>り、負担区分が3割から1割に変更した者については、従前と同様、1割負担のままとする。</p> <p>(2) 誕生月における自己負担限度額の見直し (平成21年1月実施)</p> <p>○誕生日前後の医療保険制度において、自己負担限度額を2分の1とする。</p>	
21.3		<p>16日 広域連合長の選出(服部信明 茅ヶ崎市 長)</p> <p>※任期は平成21年4月1日から</p> <p>27日 平成21年神奈川県後期高齢者医療広域連 合議会 第1回定例会</p> <p>○後期高齢者医療に関する条例、後期高齢者医 療制度臨時特例基金条例の一部改正等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>(1) 後期高齢者医療に関する条例</p> <p>① 均等割額7割軽減世帯のうち、その世帯の 被保険者全員が年金収入80万円以下→9割 軽減</p> <p>② 賦課のもととなる所得金額が58万円以下 →所得割額を5割軽減</p> <p>③ 被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減 策(均等割額9割軽減)→平成21年4月から平 成22年3月まで継続</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の 一部改正</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>① 「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴 う保険料軽減の財源に充てるために処分要件 の追加</p> <p>② 条例の失効期日を平成22年3月31日から平 成23年3月31日に延長</p> </div>

《平成21年度》		
21. 6		<p>17日 神奈川県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <p><b>【改正内容】</b> 均等割額7割軽減⇒8.5割軽減(平成21年4月から平成22年4月まで継続)</p>
21. 8		<p>24日 平成21年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回定例会</p> <p>○後期高齢者医療に関する条例の一部改正 (平成21年6月17日専決処分の報告・承認)</p> <p>○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正</p> <p><b>【改正内容】</b> 「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴う保険料軽減の財源に充てるため処分要件の追加</p>
21. 9	<p>9日 「三党連立政権合意書」</p> <p>後期高齢者医療制度は廃止し、医療制度に対する国民の信頼を高め、国民皆保険は守る。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。</p>	<p>28日 平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)</p> <p><b>【補正理由】</b> 高額療養費特別支給金の財源に充てるため</p>
21. 11	<p>30日 高齢者医療制度改革会議(第1回)</p> <p>後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について、以下を基本として検討を行うことが示された。(廃止見込時期:平成25年3月)</p> <p>①後期高齢者医療制度は廃止する</p> <p>②マニフェストで掲げている「地域保険としての一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する</p> <p>③後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする</p> <p>④市町村国保等の負担増に十分配慮する。</p> <p>⑤高齢者の保険料が急に増加したり、不公正なものにならないようにする</p> <p>⑥市町村国保の広域化につながる見直しを行う</p>	

22. 1		<p>26日 平成22年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【改正内容】</b> 平成22年度及び平成23年度の保険料率決定 均等割額:39,860円⇒<u>39,260円</u>(△600円) 所得割率:7.45%⇒<u>7.42%</u>(△0.03%)</p> </div>
22. 2	<p>3日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(同日施行) ○被用者保険の被扶養者の保険料軽減均等割額9割軽減を、当分の間継続</p>	
22. 3		<p>29日 平成22年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 ○後期高齢者医療に関する条例、後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金条例、後期高齢者医療臨時特例基金条例の一部改正等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>(1)後期高齢者医療に関する条例の一部改正 ①均等割額7割軽減⇒8.5割軽減 ②被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減策(均等割額9割軽減)</p> <p>(2)療養給付費等支払準備基金条例 特定期間にとらわれることなく、実態に即して医療制度に係る保険給付等に要する費用に充てるため処分要件を変更</p> <p>(3)臨時特例基金条例 「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴う保険料軽減の財源に充てるため処分要件の追加</p> </div>

《平成22年度》		
22. 5	19日 「新たな高齢者医療制度に係る意識調査」を実施(～6月7日)	21日 広域連合議会議員の選出(市町村議会 ～6月21日)
22. 8	7日 「高齢者医療制度についての意見交換会」の開催 20日 高齢者医療制度改革会議(第9回) 「高齢者のための新たな医療制度等について(中間とりまとめ)」が示された。 <b>【主な内容】</b> (1)75歳以上も国民健康保険か被用者保険に加入する。 (2)国民健康保険については、第一段階で高齢者に関し都道府県単位の財政運営とし、第二段階で現役世代についても都道府県単位化を図る	30日 平成22年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
22. 9	9日 「高齢者医療制度に係る意識調査」を実施(～19日)	
22. 10	5日 「新たな高齢者医療制度についての公聴会(関東・信越ブロック)」開催	
22. 11		26日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約改正 <b>【改正内容】</b> 共通経費に係る市町村負担の変更 均等割 10%⇒5% 被保険者数割及び人口割 45%⇒47.5% (平成23年4月1日施行)
22. 12	20日 高齢者医療制度改革会議(第14回) 「高齢者のための新たな医療制度等について(最終とりまとめ)」が示された。 <b>【主な内容】</b> (1)後期高齢者医療制度を廃止し、地域保険は国民健康保険に一本化する (2)国民健康保険については、第一段階で、高齢者に関し都道府県単位の財政運営とし、第二段階で現役世代についても都道府県単位化を図る (3)第二段階に向けては、保険料の設定、費用	

	<p>負担のあり方、事務体制のあり方等について、第一段階の都道府県単位化の施行状況を見ながら判断する</p> <p>(4) 新たな制度への移行においては、被用者保険・国保組合に加入する以外は、自動的に国民健康保険に加入する</p> <p>(5) 被用者保険等への加入については手続きが必要なため、届出漏れが生じないように周知・広報を行う</p> <p>(6) 高齢者の健康診査は、各保険者の義務とする</p>	
23. 3	<p>11日 東日本大震災による被災者に対する特別措置が示された。</p> <p>○「東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」(事務連絡)</p> <p>被災に伴い被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、氏名等の申し立てにより受診できる取扱いとする。</p> <p>○「災害により被災した被保険者等に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」(事務連絡)</p> <p>被災した被保険者等に係る一部負担金及び保険料について、その被害状況に応じて、減免等適切な措置を講じること。</p>	<p>14日 広域連合長の選出(阿部孝夫 川崎市長) ※任期は平成23年4月1日から</p> <p>24日 平成23年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会</p>

《平成23年度》		
23. 5		広域連合議会議員の選出(市町村議会)
23. 6	<p>30日 社会保障・税一体改革成案決定（政府・与党社会保障改革検討本部）</p> <p>高齢者医療制度の見直し（高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直し等）</p>	<p>21日 神奈川県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正（専決処分）</p> <p><b>【改正内容】</b>  条例附則に「東日本大震災に係る保険料減免の特例」を加える</p>
23. 8		29日 平成23年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
23. 10		<p>3日 第2次広域計画案に対するパブリックコメント実施（～31日）</p> <p><b>【実施結果】</b></p> <p>(1)意見提出件数  51件（提出者は10人）</p> <p>(2)意見の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域計画、制度全般について 13件</li> <li>・保険料、資格、給付について 23件</li> <li>・議会、広報広聴について 12件</li> <li>・その他 3件</li> </ul>
24. 1	<p>6日 社会保障・税一体改革素案決定（政府・与党社会保障改革本部）</p> <p>高齢者医療制度の見直し</p> <p>○ 高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。</p> <p>○ 高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。</p> <p>☆ 具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。</p>	

<p>24. 2</p>	<p>17日 社会保障・税一体改革大綱を閣議決定</p> <p>高齢者医療制度の見直し</p> <p>○ 高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。</p> <p>○ 高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。</p> <p>☆ 具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。</p>	<p>3日 平成24年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>平成24年度及び平成25年度の保険料率決定均等割額：39,260円⇒<u>41,099円</u> (+1,839円)</p> <p>所得割率：7.42%⇒<u>8.01%</u> (+0.59%)</p> <p>賦課限度額：50万円⇒55万円</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成 ※詳細P135～P144</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>対象期間：4年（平成24年度～27年度）</p> <p>項目：①はじめに</p> <p>②現状と課題</p> <p>③広域連合の基本方針と施策の方向性</p> <p>④広域連合及び市町村が行う業務に関すること</p> <p>⑤第2次広域計画の期間及び改定に関すること</p>
<p>24. 3</p>	<p>30日 社会保障・税一体改革関連法案を閣議決定</p> <p>消費税率引き上げ</p> <p>○平成26年4月から8%、平成27年10月から10%</p>	<p>東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>○原発事故に伴う警戒区域等 平成25年2月28日まで延長</p> <p>○上記以外の被災地域 平成24年9月30日まで延長</p> <p>○入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置は、平成24年2月29日まで</p>

《平成24年度》		
24. 6	15日 三党実務者協議（自由民主党、公明党、民主党）三党合意「確認書」	広域連合議会議員の選出(市町村議会)
24. 7		被保険者証の一斉交付 短期の被保険者証交付
24. 8	22日 社会保障制度改革推進法施行 ○国民会議設置 ○今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。	30日 平成24年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会 ○財政調整基金条例の制定
24. 11	30日 第1回社会保障制度改革国民会議	
25. 3		14日 広域連合長の選出（林文子 横浜市長） ※任期は平成25年4月1日から  27日 平成25年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 ○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正  【改正内容】 臨時特例基金条例 低所得者等の保険料軽減措置の財源とするための条例の失効期日の延長
《平成25年度》		
25. 5	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」成立	
25. 6		広域連合議会議員の選出(市町村議会)

25. 7		短期の被保険者証交付
25. 8	<p>5日 第20回社会保障制度改革国民会議 (最終回)</p> <p>6日 社会保障制度改革国民会議 報告書</p> <p>○後期高齢者医療制度については、創設から既に5年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。</p> <p>○今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面総報酬割の導入を始め、必要な改善を行っていくことが適当である。</p>	<p>29日 広域連合長の選出 (林文子 横浜市長)</p> <p>※任期は平成25年8月30日から</p>
25. 10		28日 平成25年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
25. 12	<p>「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」成立</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <p>○次に掲げる事項等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(1)後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減</p> <p>(2)被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の全てを当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすること</p> <p>(3)負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費等の見直し 等</p> <p>○高齢者医療制度の在り方について、医療保険制度改革の実施状況等を踏まえ、必要に応じ、見直しに向けた検討を行う。</p>	
26. 3		<p>8日 平成26年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正</p>

26.3

【改正内容】

- (1)後期高齢者医療に関する条例の一部改正
- ①平成26年度及び平成27年度の保険料率決定  
均等割額：41,099円⇒42,580円  
(+1,481円)  
所得割率：8.01%⇒8.30%  
(+0.29%)
  - ②賦課限度額：55万円⇒57万円
  - ③均等割額の軽減対象拡大

軽減割合	世帯の総所得金額等の基準	
	平成26年度以降	平成25年度まで
5割	33万円+ (24万5千円× <u>当該世帯に属する被保険者数</u> )	33万円+ (24万5千円×(当該世帯に属する被保険者数-被保険者である世帯主))
2割	33万円+ ( <u>45万円</u> ×当該世帯の属する被保険者数)	33万円+ (35万円×当該世帯に属する被保険者数)

- (2)臨時特例基金条例  
低所得者等の保険料軽減措置の財源とするための条例の失効期日の延長

### 3 神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要

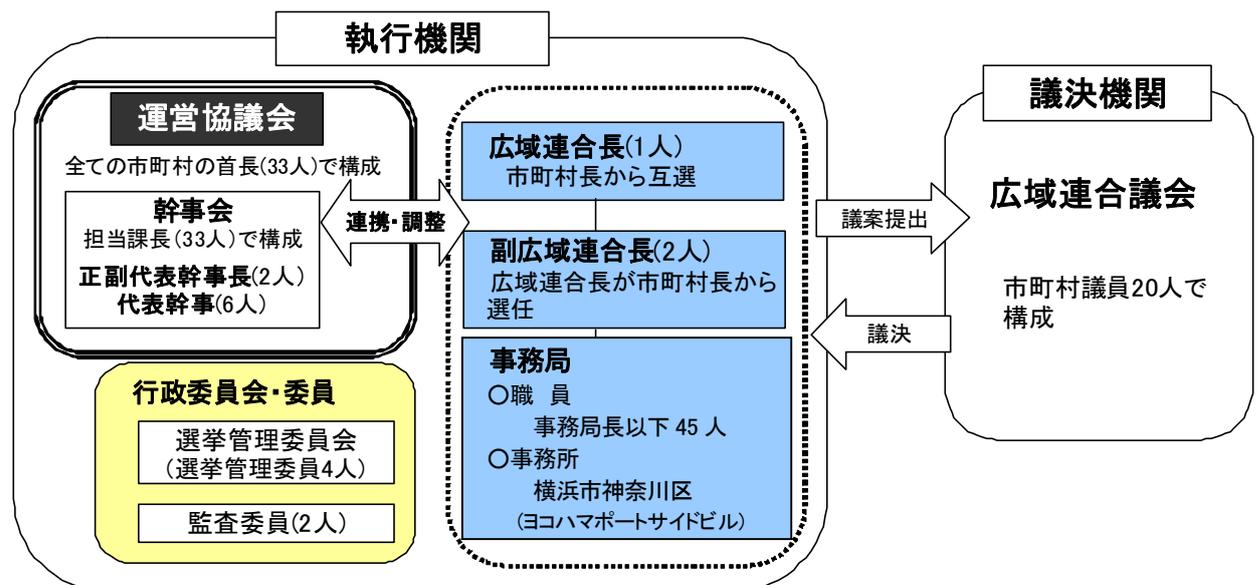
神奈川県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度の運営主体として、後期高齢者医療事務の効率的な処理と、制度の安定的な運営を目的として、平成19年1月1日に神奈川県知事の許可を受け設立された。

広域連合は地方自治法に基づく特別地方公共団体であることから、議会、選挙管理委員会、監査委員の設置等が義務づけられており、広域連合議会は市町村議会から選挙された議員（定数20名）により構成され、審議、議決を行っている。

また、広域連合の構成団体である市町村がその運営に参画する仕組みとして、神奈川県独自に、構成市町村の首長で構成する「運営協議会」の設置を広域連合規約において定めており、広域連合の運営上の重要事項について、広域連合長と連携・調整を図っている。

さらに、運営協議会の下部機関として、市町村の後期高齢者医療制度を担当する課長をもって組織される幹事会を設置している。

広域連合の組織と構成市町村の関係図（平成25年度）

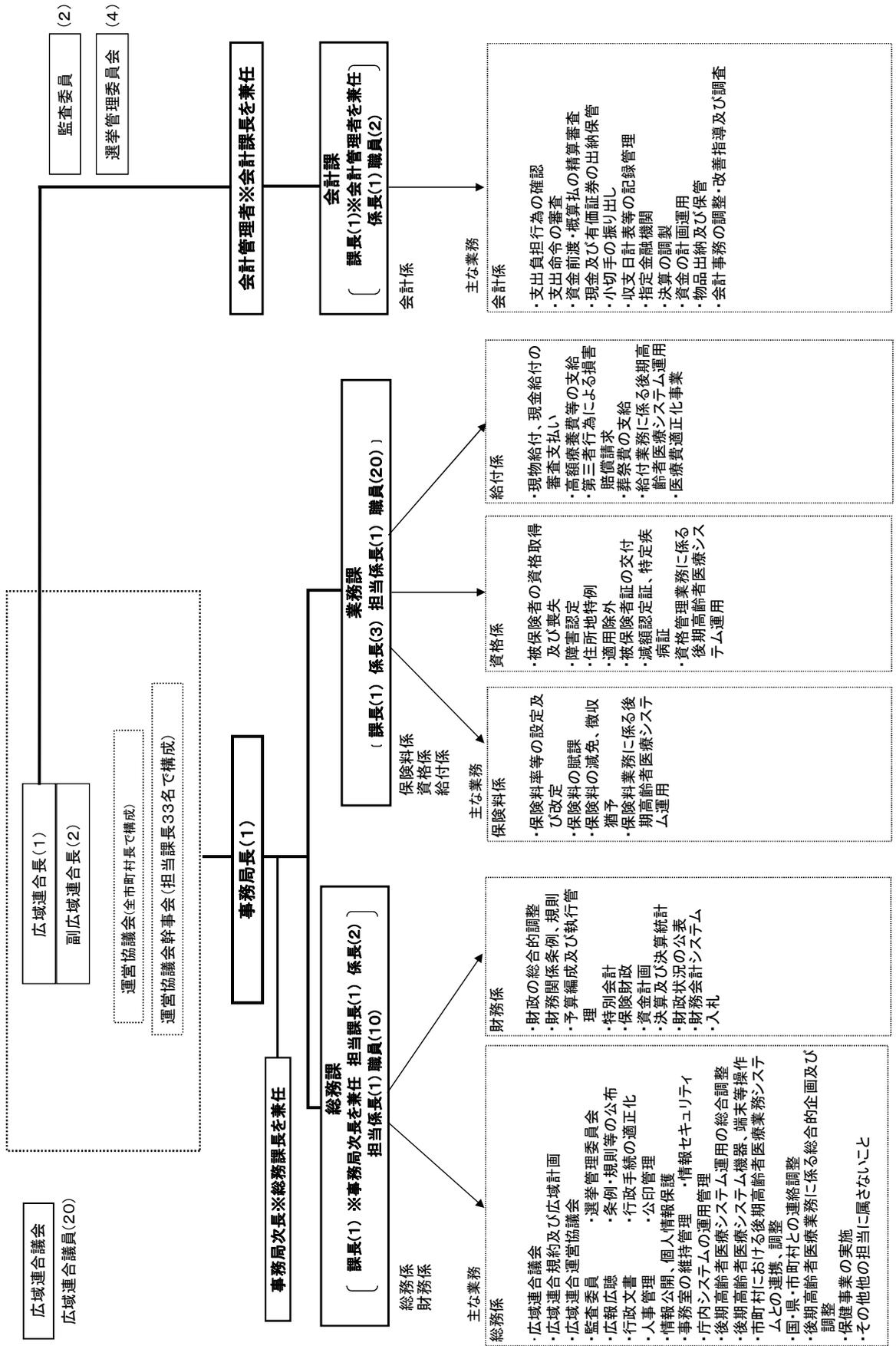


広域連合事務局では、後期高齢者医療の事務のうち、被保険者の資格の管理や保険料の決定、医療の給付等制度の運営に関する事務等を行い、市町村は保険料徴収や申請・届出の受付や相談等の窓口業務を行うことが広域連合規約に定められている。

広域連合事務局は、当初の職員数50名を平成25年度までの間に45名に改め、3課6係体制で市町村と連携しながら業務を行っている。

○ 広域連合の組織、事務分掌等

広域連合の組織と主な業務内容（平成25年度） 平成25年4月12日現在（ ）内は人数



#### 4 一般会計収支状況

平成25年度一般会計は歳入歳出予算の総額を当初19億8,405万円と定めたが、前年度剰余金の財政調整基金への積立や前年度国庫支出金の確定に伴う返還金等の補正を行ったため、平成25年度の予算現額としては歳入歳出ともに22億9,562万9千円となった。

歳入については、決算額は前年度比13.4%減の22億9,561万2,838円となった。

歳入の主なものは、構成市町村からの負担金17億7,168万4千円（歳入全体の割合77.2%）、次いで国からの支出金2億1,074万5,508円（同9.2%）となっている。

歳出については、決算額は前年度比10.7%増の20億9,009万1,881円となり、総務費が歳出全体の99.9%を占めている。

歳出の状況を性質別に見ると、物件費が12億6,726万2,427円（歳出全体の割合60.6%）、補助費等（県内各市からの派遣職員に係る人件費相当分負担金、市町村補助金ほか）が5億2,448万3,640円（同25.1%）、人件費（議員報酬・特別職報酬）が90万7千円（同0.1%）となっている。

その結果、歳入歳出差引残額は、2億552万957円となった。

## 平成25年度 一般会計歳入歳出 決算概要

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較	収入率
1. 分担金及び 負担金		1,771,684,000	1,771,684,000	1,771,684,000	0	0	0	100.00%
	1. 負担金	1,771,684,000	1,771,684,000	1,771,684,000	0	0	0	100.00%
2. 国庫支出金		210,483,000	210,745,508	210,745,508	0	0	262,508	100.12%
	1. 国庫補助金	210,483,000	210,745,508	210,745,508	0	0	262,508	100.12%
3. 財産収入		45,000	122,292	122,292	0	0	77,292	271.76%
	1. 財産運用収入	45,000	122,292	122,292	0	0	77,292	271.76%
4. 繰入金		5,281,000	4,692,882	4,692,882	0	0	△ 588,118	88.86%
	1. 基金繰入金	5,281,000	4,692,882	4,692,882	0	0	△ 588,118	88.86%
5. 繰越金		308,035,000	308,035,325	308,035,325	0	0	325	100.00%
	1. 繰越金	308,035,000	308,035,325	308,035,325	0	0	325	100.00%
6. 諸収入		101,000	332,831	332,831	0	0	231,831	329.54%
	1. 預金利子	100,000	313,291	313,291	0	0	213,291	313.29%
	2. 雑入	1,000	19,540	19,540	0	0	18,540	1954.00%
歳入合計		2,295,629,000	2,295,612,838	2,295,612,838	0	0	△ 16,162	100.00%

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較	執行率
1. 議会費		1,452,000	994,929	0	457,071	457,071	68.52%
	1. 議会費	1,452,000	994,929	0	457,071	457,071	68.52%
2. 総務費		2,284,176,000	2,089,096,952	0	195,079,048	195,079,048	91.46%
	1. 総務管理費	2,283,813,000	2,088,770,442	0	195,042,558	195,042,558	91.46%
	2. 選挙費	42,000	38,480	0	3,520	3,520	91.62%
	3. 監査委員費	321,000	288,030	0	32,970	32,970	89.73%
3. 民生費		1,000	0	0	1,000	1,000	0.00%
	1. 社会福祉費	1,000	0	0	1,000	1,000	0.00%
4. 予備費		10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0.00%
	1. 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0.00%
歳出合計		2,295,629,000	2,090,091,881	0	205,537,119	205,537,119	91.05%

歳入歳出差引残額 205,520,957 円

## 5 特別会計収支状況

平成25年度後期高齢者医療特別会計は歳入歳出予算の総額を当初7,308億1,725万円と定めたが、前年度剰余金の療養給付費等支払準備基金への積立や前年度国庫支出金の確定に伴う返還金等の補正を行ったため、平成25年度の予算現額としては歳入歳出ともに7,352億9,017万5千円となった。

歳入については、療養給付費等の増加を反映して、市町村支出金、国庫支出金及び支払基金交付金が前年度と比べて6.8%増加したこと、また、財政運営期間の2年目として前年度からの繰越金が約80億円となったことから、決算額は前年度比7.3%増の7,249億8,173万9,247円となった。

歳入の主なものは、市町村支出金 1,433億8,421万1,601円（歳入全体の割合19.8%）、国庫支出金2,064億8,370万4,013円（同28.5%）、県支出金542億8,905万6千円（同7.5%）、支払基金交付金3,059億4,761万4千円（同42.2%）で歳入全体の98%を占めている。

市町村支出金のうち保険料納付金は、滞納繰越分を含めて789億5,724万7,260円（同10.9%）となった。

歳出については、療養給付費等が前年度と比べて5.2%増加したことから、決算額は前年度比5.5%増の7,047億3,439万889円となった。

歳出の主なものは、保険給付費の6,933億7,439万4,733円で、歳出全体の98.4%を占めている。

その結果、歳入歳出差引額は202億4,734万8,358円となり、療養給付費等支払準備基金残高を加えた235億5,187万5,569円を繰り越す。

平成25年度 特別会計歳入歳出 決算概要

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	収入率
1. 市町村支出金		144,161,941,000	143,384,211,601	143,384,211,601	0	0	△ 777,729,399	99.46%
	1. 市町村負担金	144,161,941,000	143,384,211,601	143,384,211,601	0	0	△ 777,729,399	99.46%
2. 国庫支出金		202,102,013,000	206,483,704,013	206,483,704,013	0	0	4,381,691,013	102.17%
	1. 国庫負担金	167,528,256,000	171,108,986,195	171,108,986,195	0	0	3,580,730,195	102.14%
	2. 国庫補助金	34,573,757,000	35,374,717,818	35,374,717,818	0	0	800,960,818	102.32%
3. 県支出金		59,879,218,000	54,289,056,000	54,289,056,000	0	0	△ 5,590,162,000	90.66%
	1. 県負担金	57,879,218,000	54,289,056,000	54,289,056,000	0	0	△ 3,590,162,000	93.80%
	2. 県財政安定化基金支出金	2,000,000,000	0	0	0	0	△ 2,000,000,000	0.00%
4. 支払基金交付金		314,586,763,000	305,947,614,000	305,947,614,000	0	0	△ 8,639,149,000	97.25%
	1. 支払基金交付金	314,586,763,000	305,947,614,000	305,947,614,000	0	0	△ 8,639,149,000	97.25%
5. 特別高額医療費共同事業交付金		190,643,000	178,183,819	178,183,819	0	0	△ 12,459,181	93.46%
	1. 特別高額医療費共同事業交付金	190,643,000	178,183,819	178,183,819	0	0	△ 12,459,181	93.46%
6. 財産収入		1,492,000	532,769	532,769	0	0	△ 959,231	35.71%
	1. 財産運用収入	1,492,000	532,769	532,769	0	0	△ 959,231	35.71%
7. 繰入金		5,955,773,000	5,903,845,271	5,903,845,271	0	0	△ 51,927,729	99.13%
	1. 基金繰入金	5,955,772,000	5,903,845,271	5,903,845,271	0	0	△ 51,926,729	99.13%
	2. 他会計繰入金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000	0.00%
8. 繰越金		8,004,186,000	8,004,185,639	8,004,185,639	0	0	△ 361	100.00%
	1. 繰越金	8,004,186,000	8,004,185,639	8,004,185,639	0	0	△ 361	100.00%
9. 県財政安定化基金借入金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000	0.00%
	1. 県財政安定化基金借入金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000	0.00%
10. 諸収入		408,145,000	790,429,155	790,406,135	0	23,020	382,261,135	193.66%
	1. 延滞金、加算金及び過料	10,001,000	16,902,882	16,902,882	0	0	6,901,882	169.01%
	2. 預金利子	10,000,000	18,071,351	18,071,351	0	0	8,071,351	180.71%
	3. 雑入	388,144,000	755,454,922	755,431,902	0	23,020	367,287,902	194.63%
歳入合計		735,290,175,000	724,981,762,267	724,981,739,247	0	23,020	△ 10,308,435,753	98.60%

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	執行率
1. 保険給付費		723,466,502,000	693,374,394,733	0	30,092,107,267	30,092,107,267	95.84%
	1. 保険給付費	723,466,502,000	693,374,394,733	0	30,092,107,267	30,092,107,267	95.84%
2. 県財政安定化基金拠出金		618,450,000	590,721,000	0	27,729,000	27,729,000	95.52%
	1. 県財政安定化基金拠出金	618,450,000	590,721,000	0	27,729,000	27,729,000	95.52%
3. 特別高額医療費共同事業拠出金		190,643,000	151,911,168	0	38,731,832	38,731,832	79.68%
	1. 特別高額医療費共同事業拠出金	190,643,000	151,911,168	0	38,731,832	38,731,832	79.68%
4. 保健事業費		2,195,255,000	1,965,836,239	0	229,418,761	229,418,761	89.55%
	1. 健康保持増進事業費	2,195,255,000	1,965,836,239	0	229,418,761	229,418,761	89.55%
5. 基金積立金		2,608,837,000	2,607,877,769	0	959,231	959,231	99.96%
	1. 基金積立金	2,608,837,000	2,607,877,769	0	959,231	959,231	99.96%
6. 公債費		10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0.00%
	1. 利子	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0.00%
7. 諸支出金		6,200,488,000	6,043,649,980	0	156,838,020	156,838,020	97.47%
	1. 償還金及び還付加算金	6,200,488,000	6,043,649,980	0	156,838,020	156,838,020	97.47%
歳出合計		735,290,175,000	704,734,390,889	0	30,555,784,111	30,555,784,111	95.84%

歳入歳出差引残額 20,247,348,358 円

## 6 概況

### 6-1 被保険者

#### 6-1-1 被保険者の傾向

被保険者数は、平成25年3月末が860,752人、平成26年3月末現在では、891,337人となり、1年間で30,585人、3.55%増加している。

被保険者全体の891,337人のうち、75歳以上は、884,819人であり、全体の99.28%を占めている。また、65歳以上75歳未満で障がい認定を受けた者（法第50条第2号による者。以下同じ。）は、6,518人であり、全体の0.73%となっている。

#### 6-1-2 障がい認定者数

障がい認定者数は、平成25年3月末が7,099人、平成26年3月末は、6,518人となっている。被保険者全体に占める割合は、0.82%から0.73%に減少している。

#### 6-1-3 被保険者数の多い市町村・少ない市町村

県内の被保険者数をみると、もっとも多いところは横浜市の365,415人、川崎市の114,281人の順であり、少ないところは清川村の359人、中井町の1,096人の順である。

また、人口に対する被保険者数の割合の高いところは真鶴町の17.93%、山北町の17.11%、の順であり、低いところは川崎市の7.86%、厚木市の8.07%の順である。

表1：被保険者数の多い市町村、少ない市町村

被保険者数の多い市町村	被保険者数の少ない市町村
1. 横浜市 (365,415人)	1. 清川村 (359人)
2. 川崎市 (114,281人)	2. 中井町 (1,096人)
3. 相模原市 (62,968人)	3. 真鶴町 (1,370人)

表2：人口に対する被保険者数割合の高い市町村、低い市町村

被保険者割合の高い市町村	被保険者割合の低い市町村
1. 真鶴町 (17.93%)	1. 川崎市 (7.86%)
2. 山北町 (17.11%)	2. 厚木市 (8.07%)
3. 湯河原町 (16.17%)	3. 海老名市 (8.35%)

※全市町村の状況については、P67、P68参照

#### 6-1-4 被保険者の伸び率

神奈川県全体での被保険者数の平成25年度の伸び率は3.55%である。なお、もっとも伸び率の高い市町村は、綾瀬市の7.30%、海老名市の5.89%の順であり、低い市町村は真鶴町の0.29%、松田町1.10%の順である。

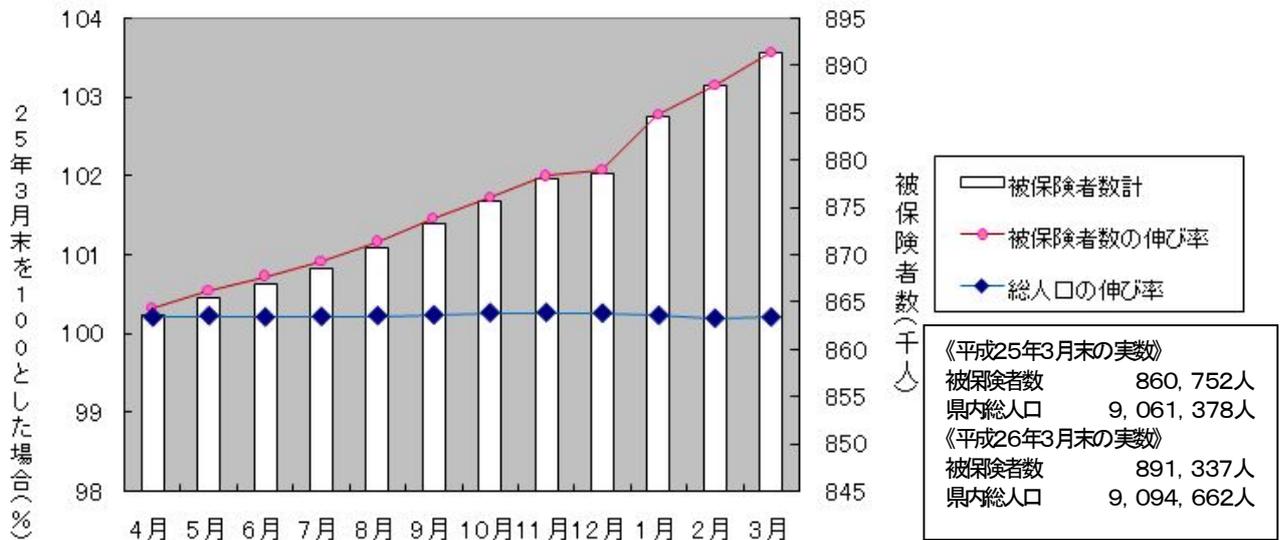
表3：伸び率の高い市町村、低い市町村

伸び率の高い市町村		伸び率の低い市町村	
1. 綾瀬市	(7.30%)	1. 真鶴町	(0.29%)
2. 海老名市	(5.89%)	2. 松田町	(1.10%)
3. 座間市	(5.85%)	3. 箱根町	(1.28%)

※全市町村の状況については、P71参照

#### 6-1-5 神奈川県の総人口と被保険者数の推移

神奈川県の総人口が平成25年3月末から平成26年3月末までの間に、17,858人(0.20%)増加したのに対し、被保険者数は30,585人(3.55%)増加しており、神奈川県の総人口に対する被保険者数の割合は25年3月末では9.50%、26年3月末は9.82%に増加している。



## 6-2 保険料

### 6-2-1 賦課状況

平成24年度及び平成25年度の神奈川県内における均一の保険料率は、均等割額が41,099円(年額)、所得割率が8.01%であり、平成24・25年度保険料試算時の神奈川県の一人大当り平均額は90,560円となっている。

これに対し、全国平均では、均等割額が43,550円(年額)、所得割率が8.55%、一人大当り平均額は約66,732円となっている。

神奈川県在全国における順位は、47都道府県のうち数値の高い順に均等割額が第31位、所得割率が第33位となり、一人大当り平均額は第2位となる。

上記の神奈川県内における均一の保険料率を前提とした平成25年度の賦課総額については973億5,649万3,090円である。

保険料額の軽減状況としては、軽減総額は138億7,552万6,930円となり、その内訳としては次のとおり。

所得に応じた軽減	所得割額軽減	5割軽減	790,961,755円
	均等割額軽減	9割軽減	6,698,334,150円
		8.5割軽減	3,542,443,935円
		5割軽減	274,691,850円
		2割軽減	455,782,560円
被用者保険の被扶養者の均等割額軽減			2,113,312,680円

※ 市町村別内訳については、P76参照

### 6-2-2 収納状況

平成25年度の県内全体の収納状況は次のとおり。

#### 【現年度分】

調定総額	収納総額	収納率
77,858,865,960円	77,286,246,626円	99.26%

※ 保険料率算定時における平成24年度の予定収納率(99.01%)

#### 【滞納繰越分】

調定総額	収納総額	収納率
910,906,757円	312,233,938円	34.27%

※ 県内全体の収納率は、調定額と収納額の合計を使用して、小数点第3位以下を切り捨てて算出。

※ 市町村別内訳については、P79参照

平成25年度の減免状況については、申請件数134件のうち、減免決定は129件、減免額は約400万円となっている。内訳については次表のとおり。

申請 件数	決定件数			却下 件数	減免額
	災害に よる減免	給付制限 による減免	収入状況 による減免		
134 (65)	124 (65)	3 (0)	2 (0)	5 (0)	4,000,130円 (2,086,260円)

※（ ）は、内数で東日本大震災に係る減免

※ 市町村別内訳については、P77参照

### 6-2-3 特別徴収・普通徴収状況

平成25年度の県内全体の特別徴収・普通徴収状況は次のとおり。

特別徴収	調定額	42,866,854,095円
	収納額	42,866,854,095円
	収納率	100.00%
普通徴収	調定額	34,992,011,865円
	収納額	34,419,392,531円
	収納率	98.36%
全 体	調定額	77,858,865,960円
	収納額	77,286,246,626円
	収納率	99.26%

※ 市町村別内訳については、P79参照

### 6-2-4 口座振替の割合

平成25年度の県内全体の普通徴収対象者数、口座振替納付者数及び口座振替納付者の割合は次のとおり。

普通徴収対象者数(A)	265,284 人
普通徴収対象者のうち口座振替納付者数(B)	156,495 人
口座振替納付者のうち特別徴収から変更した者の数(C)	62,945 人
口座振替納付者の割合(特別徴収から変更した者を含む) (B/A)×100	58.99 %
口座振替納付者の割合(特別徴収から変更した者を除く) ((B-C)/A)×100	35.26 %

※対象者数等は、平成25年3月期徴収分における全市町村の合計数値

### 6-3 保険給付

#### 6-3-1 医療費の状況（現物給付+現金給付）

平成25年度の医療費については、3月診療（4月審査）～2月診療（3月審査）分の12か月間となる。従って、被保険者数と医療費の関係をみる場合は、12か月ベースで算出となる。

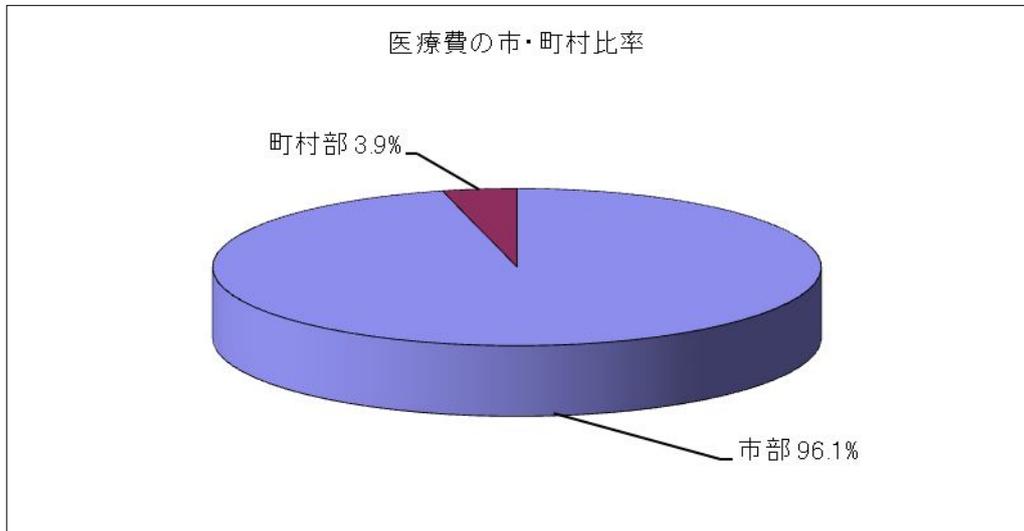
県全体は、医療費7,543億7,899万6,102円、1人あたり医療費864,292円（※）である。

内訳は、市部については、医療費7,246億1,893万3,765円（全体の96.1%）、1人あたり医療費866,260円、町村部については、医療費297億6,006万2,337円（全体の3.9%）、1人あたり医療費819,002円である。

※ 現物給付（療養給付費）の1人あたり医療費は848,170円。

	医療費	1人あたり医療費
県 合計	7,543,378,996,102円	864,292円
市部 計	7,246,618,933,765円	866,260円
町村部 計	297,760,062,337円	819,002円

※ 市町村別内訳については、P80参照



#### <医療費が多い市町村・少ない市町村>

県全体の医療費のうち、もっとも多いところは横浜市、次いで川崎市、相模原市である。もっとも少ないところは清川村、次いで中井町、大井町である。

医療費の多い市町村		医療費の少ない市町村	
1. 横浜市	(314,340,418,908円)	1. 清川村	(282,149,138円)
2. 川崎市	(104,895,677,758円)	2. 中井町	(818,362,601円)
3. 相模原市	(50,364,548,952円)	3. 大井町	(1,235,028,402円)

※ 全市町村の状況については、P80参照

< 1人あたり医療費が多い市町村・少ない市町村 >

県全体の1人あたり医療費のうち、もっとも多いところは川崎市、次いで真鶴町、箱根町である。もっとも少ないところは大井町、次いで中井町、海老名市である。

1人あたり医療費が多い市町村		1人あたり医療費が少ない市町村	
1. 川崎市	(934,757円)	1. 大井町	(743,993円)
2. 真鶴町	(907,556円)	2. 中井町	(761,976円)
3. 箱根町	(884,202円)	3. 海老名市	(763,479円)

※ 全市町村の状況については、P80参照

< 医療費の内訳 >

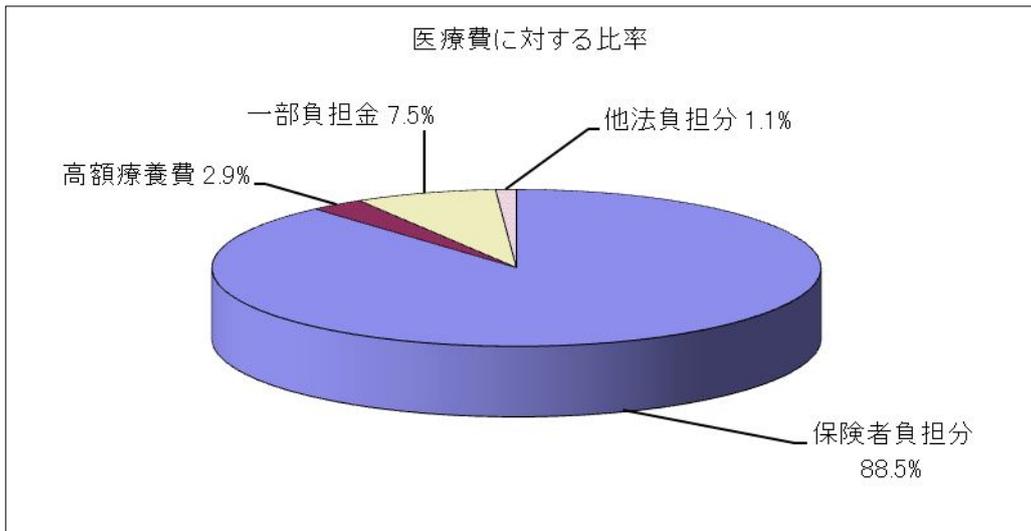
医療費を構成する内訳は、保険者負担分、高額療養費、一部負担金及び他法負担分である。各内訳の金額は保険者負担分6,674億341万2,334円、高額療養費217億4,107万4,365円、一部負担金567億8,946万4,658円、他法負担分84億4,504万4,745円になる。

広域連合の保険者負担分は88.5%、高額療養費は2.9%を占め、医療費の91.4%を占める。

保険者負担分 (高額現物分除く)	高額療養費 (現物分)	一部負担金	他法負担分
667,403,412,334円	21,741,074,365円	56,789,464,658円	8,445,044,745円

※ 被保険者が一部負担金として負担した費用のうち、高額療養費として現金給付をしたもの(7,482,953,881円)については、一部負担金から減額し保険者負担分に計上している。

※ 市町村別内訳については、P81参照



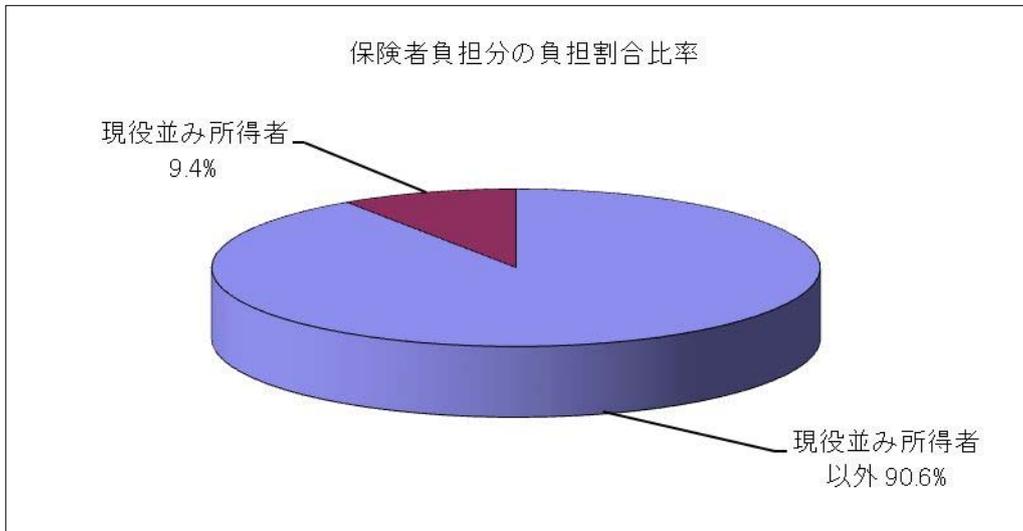
<保険者負担分の負担割合別内訳>

保険者負担分(※) 6,891億4,448万6,699円のうち、現役並み所得者の保険者負担分は、647億7,880万6,422円(全体の9.4%)。現役並み所得者以外の保険者負担分は、6,243億6,568万2,777円(全体の90.6%)である。

保険者負担分(※)	現役並み所得者	現役並み所得者以外
6,891,448,669,999円	647,780,642,222円	6,243,656,827,777円

※ 高額療養費を含めた現物給付と現金給付の合計。

※ 市町村別内訳については、P82参照



### 6-3-2 現物給付

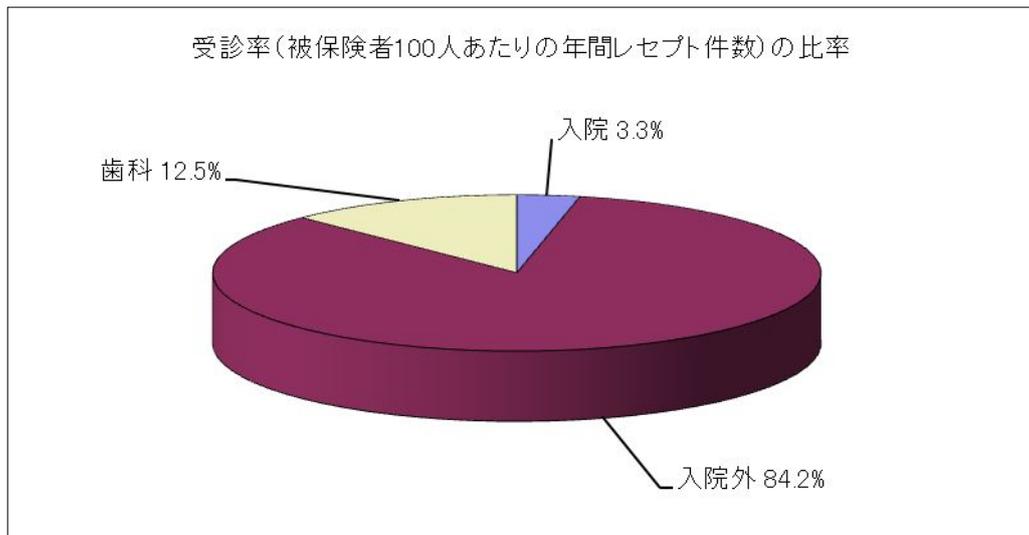
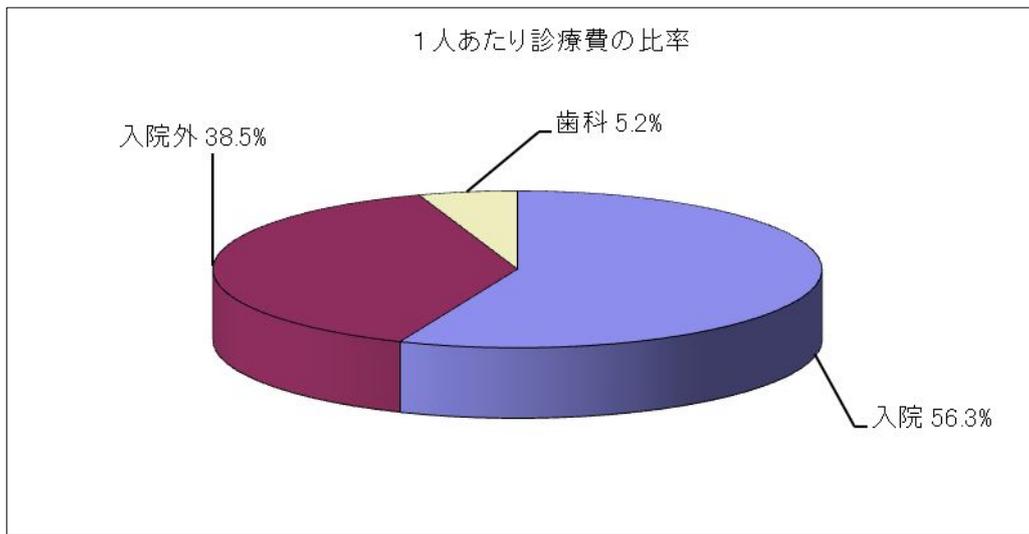
< 1人あたり診療費の状況 >

「入院」、「入院外」及び「歯科」の1人あたりの年計の診療費の状況については次のとおりとなる。

	1人あたり診療費	受診率 (※)	1件あたり日数	1日あたり診療費
入院 (医科のみ)	376,515円	66.18	16.24日	35,024円
入院外	257,405円	1,670.26	1.89日	8,174円
歯科(入院+入院外)	35,082円	248.19	2.09日	6,754円
合計	669,003円	1,984.63	2.39日	14,103円

※ 被保険者100人あたりの年間レセプト件数。

※ 市町村別内訳については、P84参照



<1人あたり診療費が多い市町村・少ない市町村>

1人あたり診療費のうち、もっとも多い市町村は真鶴町、次いで川崎市、清川村である。もっとも少ない市町村は大井町、次いで中井町、山北町である。

1人あたり診療費の多い市町村		1人あたり診療費の少ない市町村	
1. 真鶴町	(757, 167円)	1. 大井町	(571, 716円)
2. 川崎市	(714, 136円)	2. 中井町	(592, 883円)
3. 清川村	(696, 446円)	3. 山北町	(596, 449円)

※ 全市町村の状況については、P84参照

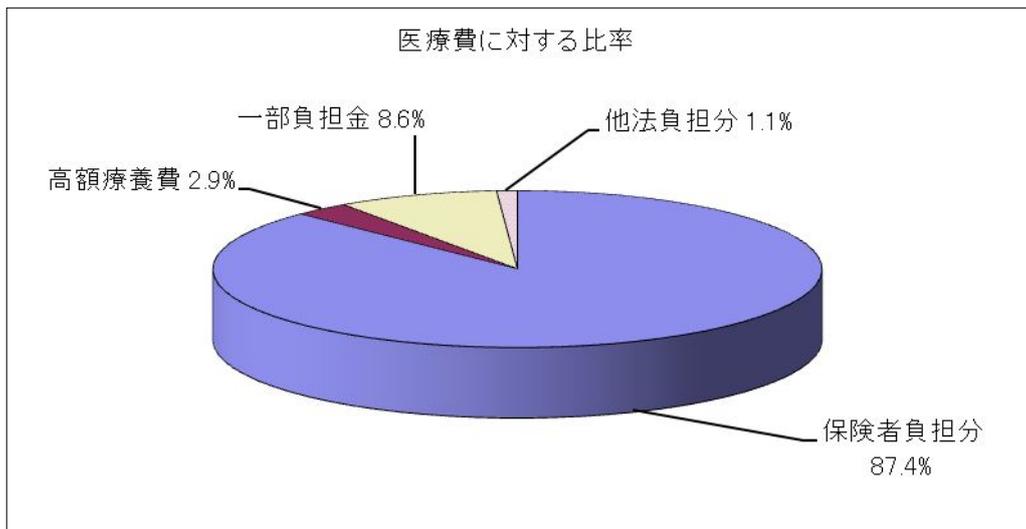
<現物給付（療養の給付費）の内訳>

現物給付を構成する内訳は、保険者負担分、高額療養費、一部負担金及び他法負担分がある。各内訳の金額は保険者負担分6,467億548万6,409円、高額療養費217億4,099万3,345円、一部負担金635億6,794万2,615円、他法負担分82億9,264万3,255円になる。

広域連合の保険者負担分は87.4%、高額療養費は2.9%を占め、現物給付の90.3%を占める。

保険者負担分 (高額療養費を除く)	高額療養費	一部負担金	他法負担分
646,705,486,409円	21,740,993,345円	63,567,942,615円	8,292,643,255円

※ 市町村別内訳については、P86参照



### 6-3-3 現金給付

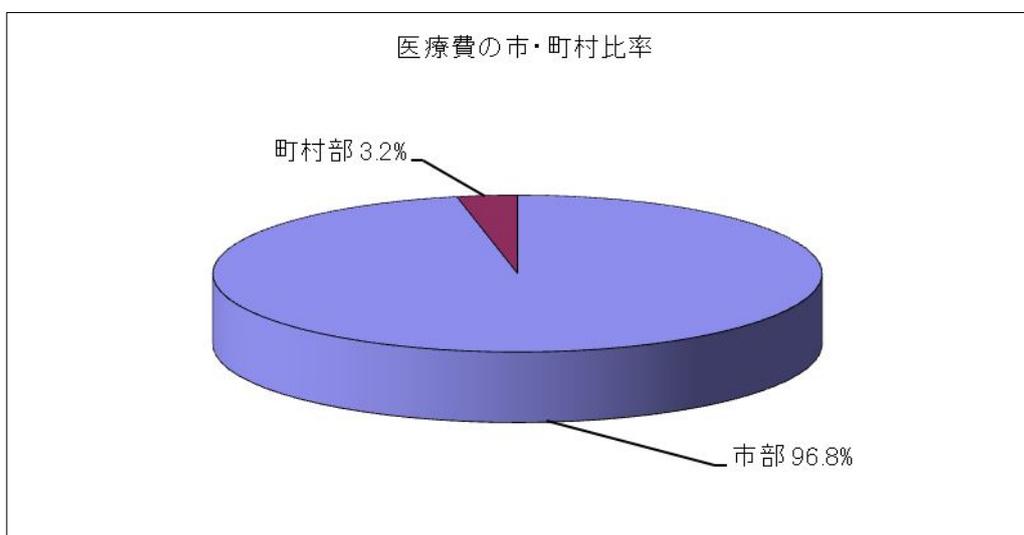
<現金給付（療養費等）の状況>

現金給付については、206億9,792万5,925円となる。

内訳は市部については、200億3,592万3,191円（全体の96.8%）、町村部については、6億6,200万2,734円（全体の3.2%）である。

県全体	市部	町村部
20,697,925,925円	20,035,923,191円	662,002,734円

※ 市町村別内訳については、P96参照



<1人あたり現金給付が多い市町村・少ない市町村>

1人あたり現金給付のうち、もっとも多い市町村は川崎市、次いで横浜市、藤沢市である。

1人あたり現金給付の多い市町村		1人あたり現金給付の少ない市町村	
1. 川崎市	(29,226円)	1. 開成町	(12,001円)
2. 横浜市	(24,740円)	2. 清川村	(12,754円)
3. 藤沢市	(24,144円)	3. 山北町	(12,894円)

もっとも少ない市町村は開成町、次いで清川村、山北町である。

※ 全市町村の状況については、P96参照

## 6-4 保健事業

### 6-4-1 基本的な検査項目

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施される特定健康診査（40～74歳を対象に実施）においてすべての対象者が受診する健診項目と同様で（腹囲を除く）、次の9項目からなる。

神奈川県後期高齢者医療広域連合では、各市町村が実施する健康診査事業に対し補助金を交付しているが、基本的な検査項目である9項目（広域連合条例等施行規則第13条第1項に規定）を実施していることを交付の必須条件としている。

#### 基本的な検査項目

- (1) 既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）
- (2) 自覚症状及び多覚症状の有無の検査
- (3) 身長及び体重の検査
- (4) BMIの測定（ $BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)}^2$ ）
- (5) 血圧の測定
- (6) GOT、GPT及び $\gamma$ -GTPの検査
- (7) 中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロールの量の検査
- (8) 血糖検査
- (9) 尿中の糖及び蛋白の有無の検査

### 6-4-2 受診人数と被保険者に占める割合

平成25年度の受診人数は203,730人となっている。

また、平成25年4月1日現在の被保険者数は、860,752人で、受診率は23.67%となっている。

受診者数の多い市町村は、横浜市38,033人、川崎市35,082人、藤沢市22,053人の順である。

受診率の高い市町村は、藤沢市54.99%、茅ヶ崎市51.59%、綾瀬市50.79%の順である。

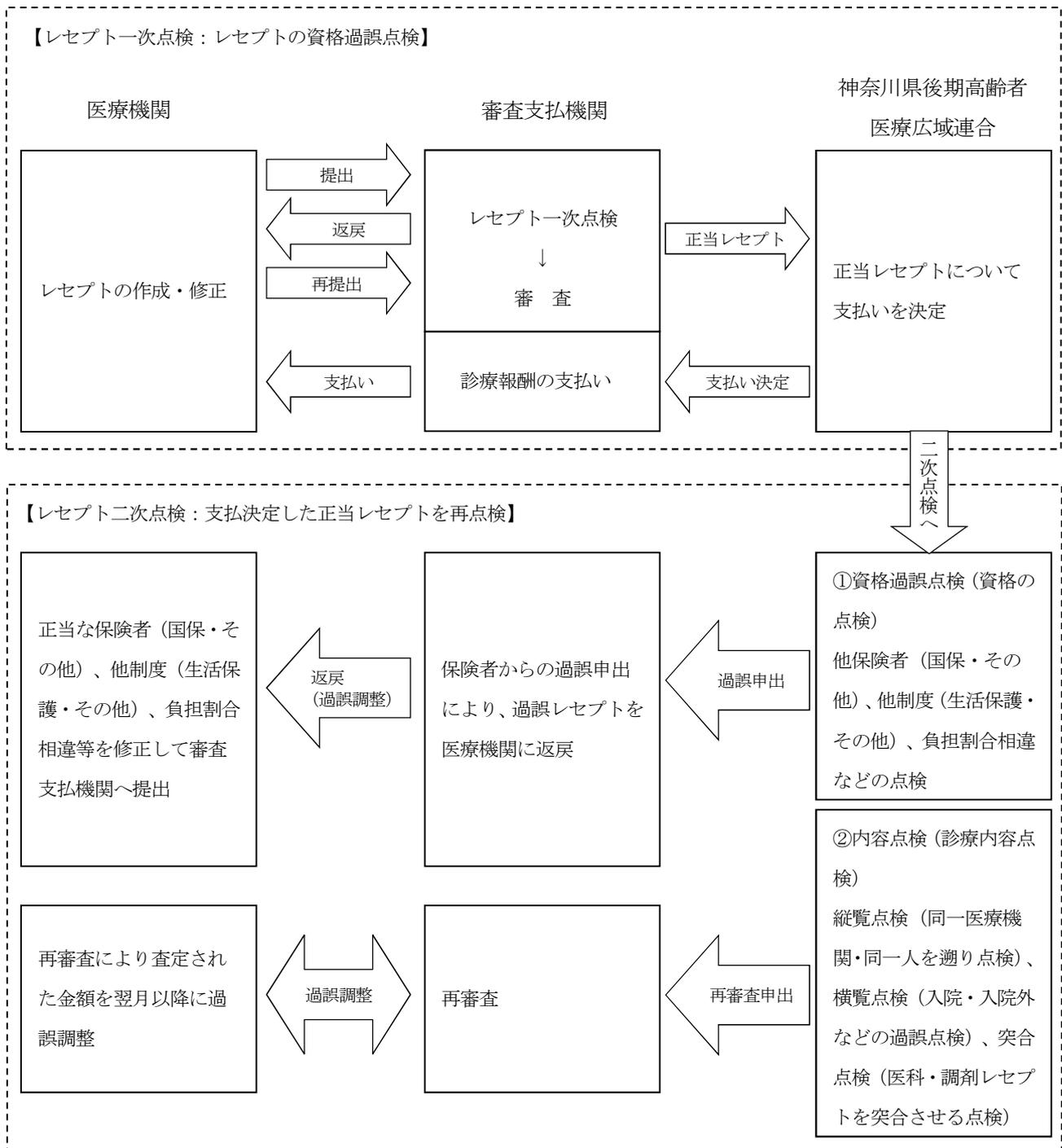
※全市町村の状況については、P102参照

## 6-5 医療費適正化

### 6-5-1 診療報酬明細書の二次点検

神奈川県後期高齢者医療広域連合では、厚生労働省の医療費適正化事業に基づき、正当とされた診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）について被保険者資格、診療内容を再度点検（二次点検）して、再審査及び返戻の申出を行っている。再審査によって査定された分は過誤調整となる。

<レセプト点検の流れ>



<平成25年度のレセプト二次点検（過誤調整）の傾向と医療費削減効果>

資格過誤点検の全体的な返戻件数は減少傾向にあるが、過誤調整額は増えている。

主な理由として、資格過誤点検において、負担割合相違の過誤調整額が増加傾向であることが挙げられる。

なお、資格過誤点検においては月平均約3億2千万円、内容点検においては月平均約1億3千万円の医療費削減効果が認められる。

①平成25年度資格過誤点検実績

件数	66,867枚	査定額	3,876,640,000円
----	---------	-----	----------------

②平成25年度内容点検実績（生活療養費等の診療点数にないものを含む。）

申出件数	117,849件	査定件数	48,065件	査定額	1,608,103,847円
------	----------	------	---------	-----	----------------

※ 審査支払機関から毎月提出される「再審査結果通知書兼過誤通知書」による。

市町村別内訳については、P103参照

**6-5-2 第三者行為の求償概要**

第三者行為の求償とは交通事故等、第三者の不法行為によって生じた保険給付について、加害者（損害賠償責任者）に対して損害賠償請求をすることである。

第三者行為による事故は大半が交通事故によるものであることからこれが主となっている。その他として傷病事件等がある。

高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項の損害賠償請求権に基づいて求償している。

平成25年度実績

求償事務処理件数	求償額
3,480件	431,205,444円

※ 市町村別内訳については、P104参照

### 6-5-3 医療費通知

被保険者に対し、健康に対する意識を高めていただき、ひいては、後期高齢者医療制度の健全な運営に資することを目的として、年2回発送した。

1回目 平成25年9月17日（平成25年1月～6月診療分）

2回目 平成26年3月17日（平成25年7月～12月診療分）

市町村名	被保険者数	発送対象者数	発送率	被保険者数	発送対象者数	発送率
	1回目（25年6月末時点）			2回目（25年12月末時点）		
横須賀市	52,591	49,796	94.69%	53,030	50,218	94.70%
平塚市	26,402	24,918	94.38%	26,688	25,111	94.09%
鎌倉市	25,801	24,573	95.24%	26,004	24,695	94.97%
小田原市	23,190	21,730	93.70%	23,332	21,865	93.71%
逗子市	8,897	8,473	95.23%	8,956	8,502	94.93%
三浦市	7,154	6,795	94.98%	7,230	6,844	94.66%
秦野市	15,411	14,447	93.74%	15,671	14,688	93.73%
大和市	19,120	18,008	94.18%	19,471	18,406	94.53%
伊勢原市	9,069	8,570	94.50%	9,238	8,707	94.25%
海老名市	10,329	9,757	94.46%	10,556	9,988	94.62%
座間市	10,823	10,224	94.47%	11,117	10,487	94.33%
南足柄市	5,161	4,851	93.99%	5,213	4,908	94.15%
葉山町	4,525	4,263	94.21%	4,565	4,315	94.52%
寒川町	4,119	3,849	93.45%	4,191	3,911	93.32%
大磯町	4,398	4,168	94.77%	4,435	4,201	94.72%
二宮町	4,047	3,829	94.61%	4,091	3,876	94.74%
中井町	1,069	1,000	93.55%	1,078	1,008	93.51%
大井町	1,647	1,557	94.54%	1,674	1,570	93.79%
松田町	1,639	1,546	94.33%	1,642	1,559	94.95%
山北町	1,873	1,775	94.77%	1,877	1,776	94.62%
開成町	1,531	1,446	94.45%	1,539	1,455	94.54%
箱根町	1,827	1,721	94.20%	1,815	1,724	94.99%
真鶴町	1,361	1,286	94.49%	1,366	1,298	95.02%
湯河原町	4,090	3,842	93.94%	4,141	3,878	93.65%
愛川町	3,678	3,426	93.15%	3,727	3,488	93.59%
清川村	354	332	93.79%	354	335	94.63%
合計	250,106	236,182	94.43%	253,001	238,813	94.39%

【このページは空白です】

# 統計

【このページは空白です】

表7-1-1 被保険者数内訳

	法第50条 第1号 ※1	法第50条 第2号 ※2	合 計
横 浜 市	362,048	3,367	365,415
横 浜 市 鶴 見 区	23,663	200	23,863
横 浜 市 神 奈 川 区	21,958	158	22,116
横 浜 市 西 区	8,950	108	9,058
横 浜 市 中 区	13,346	104	13,450
横 浜 市 南 区	22,308	196	22,504
横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区	22,942	246	23,188
横 浜 市 磯 子 区	19,120	175	19,295
横 浜 市 金 沢 区	23,133	212	23,345
横 浜 市 港 北 区	27,732	256	27,988
横 浜 市 戸 塚 区	26,961	322	27,283
横 浜 市 港 南 区	24,467	206	24,673
横 浜 市 旭 区	30,253	284	30,537
横 浜 市 緑 区	16,061	153	16,214
横 浜 市 瀬 谷 区	14,092	133	14,225
横 浜 市 栄 区	14,361	123	14,484
横 浜 市 泉 区	16,543	188	16,731
横 浜 市 青 葉 区	23,413	176	23,589
横 浜 市 都 筑 区	12,745	127	12,872
川 崎 市	113,826	455	114,281
川 崎 市 川 崎 区	19,884	73	19,957
川 崎 市 幸 区	14,248	73	14,321
川 崎 市 中 原 区	16,343	76	16,419
川 崎 市 高 津 区	15,216	89	15,305
川 崎 市 多 摩 区	16,162	44	16,206
川 崎 市 宮 前 区	16,220	58	16,278
川 崎 市 麻 生 区	15,753	42	15,795
相 模 原 市	62,694	274	62,968
相 模 原 市 緑 区	14,723	72	14,795
相 模 原 市 中 央 区	21,818	113	21,931
相 模 原 市 南 区	26,153	89	26,242

【平成26年3月】

	法第50条 第1号 ※1	法第50条 第2号 ※2	合 計
横 須 賀 市	53,001	539	53,540
平 塚 市	26,638	446	27,084
鎌 倉 市	26,125	129	26,254
藤 沢 市	41,233	264	41,497
小 田 原 市	23,383	194	23,577
茅 ヶ 崎 市	25,096	96	25,192
逗 子 市	9,032	7	9,039
三 浦 市	7,174	113	7,287
秦 野 市	15,714	224	15,938
厚 木 市	18,041	97	18,138
大 和 市	19,860	33	19,893
伊 勢 原 市	9,388	10	9,398
海 老 名 市	10,712	75	10,787
座 間 市	11,293	16	11,309
南 足 柄 市	5,270	22	5,292
綾 瀬 市	7,427	14	7,441
葉 山 町	4,620	10	4,630
寒 川 町	4,274	10	4,284
大 磯 町	4,490	13	4,503
二 宮 町	4,149	5	4,154
中 井 町	1,094	2	1,096
大 井 町	1,695	6	1,701
松 田 町	1,647	7	1,654
山 北 町	1,885	9	1,894
開 成 町	1,558	5	1,563
箱 根 町	1,804	18	1,822
真 鶴 町	1,350	20	1,370
湯 河 原 町	4,149	33	4,182
愛 川 町	3,790	5	3,795
清 川 村	359	0	359
県 合 計	884,819	6,518	891,337
割	99.27%	0.73%	100.00%

※1 75歳以上の者

※2 65歳以上75歳未満の者であって、政令で定める程度の障がいのある旨の後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者

表7-1-2 被保険者割合の高い市町村順一覧

【平成26年3月】

		割 合	人 口	被保険者数
1	真 鶴 町	17.93%	7,640	1,370
2	山 北 町	17.11%	11,067	1,894
3	湯 河 原 町	16.17%	25,867	4,182
4	三 浦 市	15.85%	45,988	7,287
5	逗 子 市	15.65%	57,749	9,039
6	鎌 倉 市	15.16%	173,228	26,254
7	松 田 町	14.55%	11,364	1,654
8	二 宮 町	14.39%	28,870	4,154
9	葉 山 町	14.23%	32,533	4,630
10	箱 根 町	13.91%	13,095	1,822
11	大 磯 町	13.85%	32,523	4,503
12	横 須 賀 市	13.15%	406,994	53,540
13	南 足 柄 市	12.20%	43,370	5,292
14	小 田 原 市	12.06%	195,532	23,577
15	中 井 町	11.19%	9,792	1,096
16	清 川 村	10.93%	3,285	359
17	茅 ヶ 崎 市	10.62%	237,269	25,192
18	平 塚 市	10.53%	257,169	27,084
19	藤 沢 市	9.92%	418,308	41,497
20	横 浜 市	9.87%	3,702,093	365,415
21	大 井 町	9.82%	17,319	1,701
22	秦 野 市	9.44%	168,889	15,938
23	愛 川 町	9.36%	40,555	3,795
24	伊 勢 原 市	9.33%	100,766	9,398
25	開 成 町	9.31%	16,795	1,563
26	寒 川 町	9.04%	47,385	4,284
27	綾 瀬 市	8.87%	83,893	7,441
28	座 間 市	8.76%	129,120	11,309
29	相 模 原 市	8.73%	721,178	62,968
30	大 和 市	8.56%	232,280	19,893
31	海 老 名 市	8.35%	129,193	10,787
32	厚 木 市	8.07%	224,700	18,138
33	川 崎 市	7.86%	1,453,427	114,281

表7-1-3 被保険者数の推移

【平成25年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
横浜 市	354,279	354,922	355,481	356,157	357,089	358,074	358,908	359,894	360,254	362,663	363,946	365,415
川崎 市	111,144	111,412	111,587	111,702	111,955	112,258	112,567	112,807	112,878	113,591	113,903	114,281
相模原 市	59,987	60,261	60,429	60,614	60,861	61,186	61,416	61,706	61,780	62,290	62,601	62,968
横須賀 市	52,534	52,553	52,591	52,664	52,746	52,830	52,928	53,008	53,030	53,282	53,407	53,540
平塚 市	26,312	26,360	26,402	26,478	26,516	26,592	26,630	26,688	26,688	26,863	26,978	27,084
鎌倉 市	25,728	25,767	25,801	25,821	25,852	25,907	25,960	26,016	26,004	26,123	26,191	26,254
藤沢 市	40,269	40,389	40,439	40,492	40,585	40,710	40,811	40,890	40,881	41,183	41,341	41,497
小田原 市	23,174	23,194	23,190	23,227	23,230	23,276	23,334	23,352	23,332	23,451	23,518	23,577
茅ヶ崎 市	24,336	24,375	24,439	24,443	24,521	24,591	24,706	24,769	24,783	25,003	25,087	25,192
逗子 市	8,890	8,908	8,897	8,902	8,901	8,914	8,932	8,943	8,956	9,015	9,029	9,039
三浦 市	7,114	7,132	7,154	7,174	7,188	7,215	7,218	7,228	7,230	7,273	7,274	7,287
秦野 市	15,314	15,358	15,411	15,432	15,500	15,547	15,585	15,644	15,671	15,780	15,849	15,938
厚木 市	17,337	17,402	17,479	17,534	17,599	17,649	17,752	17,794	17,805	17,982	18,041	18,138
大和市	19,014	19,083	19,120	19,154	19,199	19,289	19,374	19,438	19,471	19,646	19,771	19,893
伊勢原 市	9,002	9,038	9,069	9,097	9,144	9,202	9,219	9,234	9,238	9,291	9,349	9,398
海老名 市	10,221	10,264	10,329	10,379	10,433	10,466	10,490	10,540	10,556	10,652	10,717	10,787
座間 市	10,745	10,795	10,823	10,857	10,912	10,966	11,016	11,083	11,117	11,217	11,258	11,309
南足柄 市	5,145	5,151	5,161	5,179	5,179	5,200	5,207	5,211	5,213	5,257	5,270	5,292
綾瀬 市	6,973	7,000	7,025	7,060	7,087	7,128	7,164	7,207	7,215	7,301	7,381	7,441
葉山 町	4,522	4,532	4,525	4,531	4,527	4,526	4,542	4,552	4,565	4,588	4,619	4,630
寒川 町	4,077	4,097	4,119	4,127	4,129	4,147	4,164	4,191	4,191	4,218	4,261	4,284
大磯 町	4,384	4,387	4,398	4,410	4,420	4,419	4,428	4,434	4,435	4,473	4,488	4,503
二宮 町	4,027	4,036	4,047	4,056	4,066	4,079	4,077	4,090	4,091	4,116	4,135	4,154
中井 町	1,068	1,066	1,069	1,068	1,074	1,073	1,076	1,077	1,078	1,085	1,091	1,096
大井 町	1,645	1,648	1,647	1,643	1,649	1,651	1,661	1,673	1,674	1,684	1,699	1,701
松田 町	1,645	1,639	1,639	1,641	1,638	1,647	1,645	1,655	1,642	1,647	1,654	1,654
山北 町	1,866	1,870	1,873	1,881	1,875	1,878	1,880	1,878	1,877	1,894	1,895	1,894
開成 町	1,533	1,533	1,531	1,537	1,542	1,543	1,539	1,538	1,539	1,550	1,556	1,563
箱根 町	1,802	1,815	1,827	1,820	1,817	1,825	1,822	1,817	1,815	1,820	1,825	1,822
真鶴 町	1,363	1,363	1,361	1,365	1,367	1,370	1,373	1,367	1,366	1,373	1,373	1,370
湯河原 町	4,079	4,084	4,090	4,104	4,110	4,126	4,152	4,149	4,141	4,163	4,169	4,182
愛川 町	3,672	3,675	3,678	3,683	3,682	3,692	3,696	3,715	3,727	3,747	3,774	3,795
漕川 村	350	352	354	356	351	351	352	351	354	361	361	359
県合計	863,551	865,461	866,985	868,572	870,744	873,327	875,624	877,939	878,597	884,582	887,811	891,337
前月比		100.22%	100.18%	100.18%	100.25%	100.30%	100.26%	100.26%	100.07%	100.68%	100.37%	100.40%

表7-1-4 月別被保険者異動状況

【平成25年度】

	増加事由					減少事由				
	転入	生保 廃止	年齢 到達	その他	合計	転出	生保 開始	死亡	その他	合計
平成25年 4月	530	75	6,684	180	7,469	406	120	3,674	168	4,368
平成25年 5月	492	52	5,801	128	6,473	389	89	3,653	176	4,307
平成25年 6月	404	61	4,871	120	5,456	353	66	3,188	142	3,749
平成25年 7月	421	60	5,433	135	6,049	314	111	3,555	196	4,176
平成25年 8月	401	57	5,971	139	6,568	290	56	3,624	197	4,167
平成25年 9月	395	38	6,227	123	6,783	291	74	3,464	199	4,028
平成25年 10月	490	51	6,270	132	6,943	360	72	3,805	164	4,401
平成25年 11月	518	34	6,469	153	7,174	371	82	4,030	189	4,672
平成25年 12月	457	58	4,951	130	5,596	339	52	4,130	201	4,722
平成26年 1月	350	52	11,164	140	11,706	266	66	4,668	321	5,321
平成26年 2月	345	77	7,588	145	8,155	275	46	4,169	255	4,745
平成26年 3月	470	50	8,071	145	8,736	368	77	4,283	294	5,022
合 計	5,273	665	79,500	1,670	87,108	4,022	911	46,243	2,502	53,678

※ 厚生労働省報告の事業報告書(事業月報)A表被保険者の異動状況による

※ 廻りの処理、仮登録者(転入、障害認定等)を含む数値なので、本資料中の被保険者数と一致しない

表7-1-5 被保険者数伸び率の高い市町村順一覧

【平成25年度】

		平成25年3月末	平成26年3月末	伸び率
1	綾 瀬 市	6,935	7,441	7.30%
2	海 老 名 市	10,187	10,787	5.89%
3	座 間 市	10,684	11,309	5.85%
4	相 模 原 市	59,711	62,968	5.45%
5	厚 木 市	17,233	18,138	5.25%
6	寒 川 町	4,071	4,284	5.23%
7	大 和 市	18,913	19,893	5.18%
8	伊 勢 原 市	8,958	9,398	4.91%
9	秦 野 市	15,284	15,938	4.28%
10	茅 ヶ 崎 市	24,221	25,192	4.01%
11	愛 川 町	3,651	3,795	3.94%
12	大 井 町	1,641	1,701	3.66%
13	二 宮 町	4,013	4,154	3.51%
14	横 浜 市	353,143	365,415	3.48%
15	藤 沢 市	40,105	41,497	3.47%
16	平 塚 市	26,239	27,084	3.22%
17	南 足 柄 市	5,130	5,292	3.16%
18	川 崎 市	110,802	114,281	3.14%
19	大 磯 町	4,374	4,503	2.95%
20	中 井 町	1,066	1,096	2.81%
21	葉 山 町	4,510	4,630	2.66%
22	三 浦 市	7,099	7,287	2.65%
23	清 川 村	350	359	2.57%
24	湯 河 原 町	4,078	4,182	2.55%
25	鎌 倉 市	25,706	26,254	2.13%
26	逗 子 市	8,853	9,039	2.10%
27	横 須 賀 市	52,440	53,540	2.10%
28	開 成 町	1,533	1,563	1.96%
29	小 田 原 市	23,152	23,577	1.84%
30	山 北 町	1,869	1,894	1.34%
31	箱 根 町	1,799	1,822	1.28%
32	松 田 町	1,636	1,654	1.10%
33	真 鶴 町	1,366	1,370	0.29%
	県 合 計	860,752	891,337	3.55%

表7-1-6 年齢階層別被保険者内訳

【平成26年3月】

	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～99歳	100歳以上	合 計
横 浜 市	851	2,516	156,073	110,275	62,445	25,288	6,761	1,206	365,415
川 崎 市	73	382	48,543	34,823	19,840	7,999	2,259	362	114,281
相 模 原 市	40	234	29,370	18,227	9,808	4,027	1,088	174	62,968
横 須 賀 市	189	350	22,369	16,199	9,262	3,917	1,070	184	53,540
平 塚 市	118	328	11,505	7,878	4,621	1,975	562	97	27,084
鎌 倉 市	39	90	10,279	8,061	4,934	2,099	624	128	26,254
藤 沢 市	48	216	17,965	12,206	7,090	2,972	848	152	41,497
小 田 原 市	32	162	9,620	7,153	4,271	1,754	490	95	23,577
茅 ヶ 崎 市	23	73	11,102	7,416	4,193	1,821	478	86	25,192
逗 子 市	1	6	3,480	2,818	1,752	726	228	28	9,039
三 浦 市	50	63	2,923	2,228	1,291	569	138	25	7,287
秦 野 市	97	127	6,822	4,636	2,710	1,189	317	40	15,938
厚 木 市	35	62	8,428	5,177	2,885	1,205	290	56	18,138
大 和 市	5	28	9,319	5,678	3,114	1,330	345	74	19,893
伊 勢 原 市	1	9	4,170	2,645	1,648	704	197	24	9,398
海 老 名 市	23	52	5,197	3,043	1,648	613	177	34	10,787
座 間 市	8	8	5,541	3,191	1,590	729	207	35	11,309
南 足 柄 市	4	18	2,326	1,606	842	371	114	11	5,292
綾 瀬 市	0	14	3,820	2,066	981	415	125	20	7,441
葉 山 町	3	7	1,894	1,313	894	376	123	20	4,630
寒 川 町	3	7	2,043	1,233	647	246	91	14	4,284
大 磯 町	2	11	1,866	1,304	804	382	118	16	4,503
二 宮 町	1	4	1,752	1,242	765	296	77	17	4,154
中 井 町	0	2	452	332	186	87	36	1	1,096
大 井 町	2	4	759	485	301	103	39	8	1,701
松 田 町	2	5	685	500	293	127	36	6	1,654
山 北 町	0	9	689	572	398	174	44	8	1,894
開 成 町	1	4	684	464	249	128	30	3	1,563
箱 根 町	2	16	735	529	344	143	39	14	1,822
真 鶴 町	3	17	540	416	252	106	31	5	1,370
湯 河 原 町	4	29	1,780	1,207	722	310	111	19	4,182
愛 川 町	2	3	1,749	1,121	591	242	79	8	3,795
清 川 村	0	0	146	98	82	27	5	1	359
県 合 計	1,662	4,856	384,626	266,142	151,453	62,450	17,177	2,971	891,337
割 合	0.19%	0.54%	43.15%	29.86%	16.99%	7.01%	1.93%	0.33%	100.00%

表7-1-7 負担区分別被保険者内訳

【平成26年3月】

	現役並み所得	一 般	区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)	区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)	合 計
横 浜 市	45,899	192,536	56,028	70,952	365,415
川 崎 市	15,264	59,156	19,525	20,336	114,281
相 模 原 市	5,775	36,806	10,223	10,164	62,968
横 須 賀 市	3,954	31,717	7,983	9,886	53,540
平 塚 市	2,271	15,661	4,479	4,673	27,084
鎌 倉 市	4,847	13,054	3,461	4,892	26,254
藤 沢 市	5,558	22,498	5,833	7,608	41,497
小 田 原 市	2,054	13,728	4,131	3,664	23,577
茅ヶ崎 市	2,840	14,396	3,427	4,529	25,192
逗 子 市	1,316	4,813	1,206	1,704	9,039
三 浦 市	467	4,146	1,252	1,422	7,287
秦 野 市	1,403	9,289	2,571	2,675	15,938
厚 木 市	2,016	10,353	3,043	2,726	18,138
大 和 市	2,174	11,122	3,194	3,403	19,893
伊 勢 原 市	979	5,553	1,308	1,558	9,398
海 老 名 市	1,126	6,569	1,362	1,730	10,787
座 間 市	983	6,520	1,852	1,954	11,309
南 足 柄 市	448	3,434	714	696	5,292
綾 瀬 市	630	4,538	1,042	1,231	7,441
葉 山 町	640	2,556	595	839	4,630
寒 川 町	395	2,543	656	690	4,284
大 磯 町	442	2,662	602	797	4,503
二 宮 町	394	2,482	616	662	4,154
中 井 町	82	753	139	122	1,096
大 井 町	168	1,093	250	190	1,701
松 田 町	144	1,048	256	206	1,654
山 北 町	120	1,315	223	236	1,894
開 成 町	117	1,084	172	190	1,563
箱 根 町	156	932	410	324	1,822
真 鶴 町	66	799	272	233	1,370
湯 河 原 町	297	2,140	983	762	4,182
愛 川 町	293	2,340	586	576	3,795
清 川 村	31	241	58	29	359
市 計	100,004	465,889	132,634	155,803	854,330
町 村 計	3,345	21,988	5,818	5,856	37,007
県 合 計	103,349	487,877	138,452	161,659	891,337
全体に対する割合	11.59%	54.74%	15.53%	18.14%	100.00%

表7-1-8 限度額適用・標準負担額減額認定証発行状況

【平成26年3月】

	区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)	区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)	(再掲)長期入院	合 計
横 浜 市	10,245	6,618	387	16,863
川 崎 市	2,863	2,468	154	5,331
相 模 原 市	1,491	1,136	91	2,627
横 須 賀 市	1,300	852	51	2,152
平 塚 市	1,604	1,131	80	2,735
鎌 倉 市	597	345	35	942
藤 沢 市	1,811	1,159	49	2,970
小 田 原 市	631	684	57	1,315
茅 ヶ 崎 市	673	444	38	1,117
逗 子 市	264	152	16	416
三 浦 市	666	447	13	1,113
秦 野 市	420	317	56	737
厚 木 市	585	490	22	1,075
大 和 市	1,331	782	30	2,113
伊 勢 原 市	376	243	26	619
海 老 名 市	241	136	17	377
座 間 市	245	190	21	435
南 足 柄 市	85	50	6	135
綾 瀬 市	518	103	14	621
葉 山 町	84	47	4	131
寒 川 町	157	90	9	247
大 磯 町	91	43	3	134
二 宮 町	72	40	7	112
中 井 町	13	4	1	17
大 井 町	27	11	1	38
松 田 町	15	12	3	27
山 北 町	45	22	5	67
開 成 町	18	14	3	32
箱 根 町	73	62	2	135
真 鶴 町	48	35	3	83
湯 河 原 町	102	103	7	205
愛 川 町	191	127	9	318
清 川 村	1	5	1	6
県 合 計	26,883	18,362	1,221	45,245

長期入院…申請月以前1年以内の入院期間が90日を超えたもの

表7-1-9 短期被保険者証発行状況 【平成26年2月】

	平成26年2月1日現在 短期被保険者証交付者数
横 浜 市	66
川 崎 市	306
相 模 原 市	27
横 須 賀 市	122
平 塚 市	48
鎌 倉 市	14
藤 沢 市	0
小 田 原 市	54
茅 ヶ 崎 市	30
逗 子 市	17
三 浦 市	1
秦 野 市	0
厚 木 市	5
大 和 市	19
伊 勢 原 市	9
海 老 名 市	2
座 間 市	8
南 足 柄 市	8
綾 瀬 市	0
葉 山 町	9
寒 川 町	10
大 磯 町	24
二 宮 町	6
中 井 町	0
大 井 町	1
松 田 町	1
山 北 町	0
開 成 町	3
箱 根 町	4
真 鶴 町	4
湯 河 原 町	16
愛 川 町	13
清 川 村	0
県 合 計	827

表7-2-1 賦課・軽減状況

【平成25年度分】

	賦課状況										軽減状況											
	旧たし 書所得 (円)	所得割額 (円)	被保険者 数 (人)	均等割額 (円)	算出額 (円)	限度超過額 (円)	賦課総額 (円)	軽減総額 (円)	所得に 対する 軽減 (円)	軽減率 (%)	所得に 対する 軽減 (円)	軽減率 (%)	所得に 対する 軽減 (円)	軽減率 (%)	所得に 対する 軽減 (円)	軽減率 (%)	所得に 対する 軽減 (円)	軽減率 (%)	所得に 対する 軽減 (円)	軽減率 (%)		
横浜 市	424,619,338,724	34,011,923,064	383,906	15,778,152,694	49,790,075,738	8,637,643,438	41,152,432,320	191,658	5,651,988,934	26,547	301,251,859	40,819	1,426,011,765	77,183	2,220,554,910	634,444,260	5,015	103,058,250	21,573	797,985,270	20,521	168,682,620
川崎 市	138,984,741,794	11,132,051,663	120,428	4,949,470,372	16,082,122,035	3,186,765,555	12,895,356,480	63,296	1,829,528,318	9,442	106,585,493	14,293	499,325,955	23,251	668,931,270	191,123,220	1,829	37,585,950	7,193	266,069,070	7,288	59,907,360
相模原 市	58,292,544,845	4,669,218,277	66,059	2,714,958,841	7,384,177,118	943,013,934	6,441,163,184	34,439	970,801,894	5,368	61,961,704	7,420	259,217,700	11,486	330,452,220	94,414,920	1,164	23,920,200	4,409	163,088,910	4,592	37,746,240
横浜 市	41,818,059,339	3,349,614,058	56,626	2,327,271,974	5,676,886,032	322,101,318	5,354,784,714	28,513	826,144,268	4,171	47,453,393	5,763	201,330,405	11,320	325,676,400	93,050,400	751	15,433,050	3,118	115,334,820	3,390	27,865,800
平塚 市	22,821,733,876	1,828,014,887	28,457	1,169,554,243	2,997,569,130	324,858,542	2,672,710,588	13,544	440,557,321	2,389	27,395,461	3,118	108,927,330	5,395	155,214,150	44,346,900	518	10,644,900	2,090	77,309,100	2,034	16,719,480
鎌倉 市	36,442,861,750	2,919,066,780	27,627	1,135,442,073	4,054,508,853	698,086,108	3,356,422,745	12,382	372,891,210	1,632	18,539,340	2,514	87,826,590	5,548	159,615,960	45,604,560	226	4,644,300	1,266	46,829,340	1,196	9,831,120
藤沢 市	51,126,933,343	4,095,257,480	43,653	1,794,094,647	5,889,352,127	1,122,916,062	4,766,436,065	21,201	618,809,196	3,047	34,607,631	4,237	148,019,595	8,446	242,991,420	69,426,120	550	11,302,500	2,503	92,585,970	2,418	19,875,960
小田原 市	19,813,740,164	1,587,075,472	24,931	1,024,639,169	2,611,714,641	281,827,762	2,329,886,879	13,965	393,365,118	2,273	26,091,408	3,034	105,992,790	4,312	124,056,240	35,444,640	497	10,213,350	2,083	77,050,170	1,766	14,516,520
茅ヶ崎 市	26,817,136,529	2,148,046,785	26,402	1,085,095,798	3,233,142,583	498,653,359	2,734,489,224	12,865	378,064,535	1,739	19,929,410	2,451	85,625,685	5,242	150,812,340	43,089,240	323	6,637,650	1,613	59,664,870	1,497	12,305,340
逗子 市	10,441,438,465	836,356,983	9,477	389,495,223	1,225,852,206	147,804,916	1,078,047,290	4,388	130,226,906	616	6,657,701	887	30,987,345	1,945	55,957,650	15,987,900	81	1,664,550	414	15,313,860	445	3,657,900
三浦 市	4,689,941,320	375,662,857	7,657	314,695,043	690,357,900	34,999,973	655,357,927	4,822	135,702,855	787	9,030,600	1,049	36,646,815	1,678	48,276,060	13,793,160	140	2,877,000	538	19,900,620	630	5,178,600
秦野 市	13,744,641,654	1,100,942,169	16,705	686,558,795	1,787,500,964	203,509,600	1,583,991,364	9,196	259,662,423	1,471	16,757,313	1,866	65,188,710	3,054	87,863,580	25,103,880	257	5,281,350	1,339	49,529,610	1,209	9,937,980
厚木 市	18,921,182,828	1,515,582,527	19,045	782,730,455	2,298,312,982	339,175,967	1,959,137,015	9,975	279,589,739	1,587	18,117,704	2,215	77,381,025	3,186	91,661,220	26,188,920	294	6,041,700	1,323	48,937,770	1,370	11,261,400
大和市	21,392,466,680	1,713,531,867	20,880	838,147,120	2,571,678,987	423,622,854	2,148,056,133	10,627	304,616,872	1,576	18,223,852	2,292	80,071,020	3,827	110,102,790	31,457,940	276	5,671,800	1,295	47,902,050	1,361	11,187,420
伊勢原 市	8,981,856,962	719,444,643	9,819	403,551,081	1,122,995,724	146,338,374	976,757,350	5,105	146,271,160	766	8,836,346	1,005	35,109,675	1,785	51,354,450	14,672,700	177	3,637,350	726	26,854,740	617	5,071,740
海老名 市	10,572,441,949	846,850,057	11,247	462,240,453	1,309,090,510	160,963,105	1,148,127,405	5,275	150,888,221	782	8,836,346	1,005	35,109,675	1,910	54,950,700	15,700,200	167	3,431,850	739	27,335,610	672	5,523,840
鹿間 市	9,673,326,152	774,830,846	11,905	489,283,595	1,264,114,441	114,663,383	1,149,451,058	6,362	182,721,176	938	10,582,046	1,444	50,446,140	2,295	66,027,150	18,864,900	158	3,246,900	730	27,002,700	797	6,551,340
南足柄 市	4,111,848,021	329,357,832	5,568	228,839,232	558,197,064	37,850,238	520,346,826	2,790	78,603,525	440	4,888,620	557	19,458,795	814	23,418,780	6,691,080	97	1,993,350	518	19,160,820	364	2,992,080
綾瀬 市	7,400,699,740	592,794,263	7,801	320,613,299	913,407,562	142,420,907	770,986,655	3,876	110,762,793	554	6,426,333	764	26,690,340	1,449	41,687,730	11,910,780	119	2,445,450	468	17,311,320	522	4,290,840
葉山 町	5,495,909,007	440,221,194	4,895	201,179,605	641,400,799	95,374,694	546,026,105	2,240	67,167,425	310	3,517,910	431	15,056,985	948	27,273,960	7,792,560	60	1,233,000	287	10,616,130	204	1,676,880
寒川 町	3,799,647,915	304,350,810	4,500	184,945,500	489,296,310	55,078,950	434,217,360	2,421	67,015,661	378	4,510,781	518	18,096,330	768	22,095,360	6,312,960	72	1,479,600	309	11,429,910	376	3,090,720
二磯 町	4,821,974,586	386,239,167	4,746	195,055,854	581,295,021	109,027,197	472,267,824	2,456	72,692,257	332	3,981,277	476	16,629,060	980	28,194,600	8,055,600	64	1,315,200	332	12,280,680	272	2,235,840
大宮 町	3,931,363,996	314,901,286	4,358	179,109,442	494,010,728	61,405,912	432,604,816	2,123	61,410,059	330	3,837,179	434	15,161,790	774	22,867,980	6,362,280	65	1,335,750	284	10,505,160	236	1,939,920
中井 町	748,037,379	59,917,562	1,158	47,592,642	107,510,204	6,747,080	100,763,124	672	18,206,649	114	1,246,734	125	4,366,875	164	4,718,280	1,348,080	35	719,250	135	4,993,650	99	813,780
大井 町	1,345,669,459	107,787,751	1,781	73,197,319	180,985,070	19,739,624	161,245,446	1,011	27,163,153	181	2,166,133	200	6,987,000	252	7,250,040	2,071,440	42	863,100	176	6,510,240	160	1,315,200
松田 町	1,225,711,833	98,179,148	1,757	72,210,943	170,900,091	8,561,263	161,828,828	960	26,122,128	160	1,792,983	203	7,091,805	259	7,451,430	2,128,980	34	698,700	155	5,733,450	149	1,224,780
山北 町	1,152,447,532	92,310,663	1,993	81,910,307	174,220,970	5,054,548	169,166,422	1,034	28,898,722	173	2,043,982	196	6,847,260	293	8,429,610	2,408,460	36	739,800	197	7,287,030	139	1,142,580
開成 町	1,219,044,276	97,045,019	1,650	67,813,350	165,458,369	9,129,199	156,329,170	752	20,461,683	122	1,411,833	118	4,122,330	224	6,444,480	1,841,280	20	4,111,000	140	5,178,600	128	1,052,160
箱根 町	1,945,547,988	155,838,017	1,955	80,348,545	236,186,562	63,915,307	172,271,255	1,332	36,441,123	233	2,432,928	339	11,842,965	377	10,846,290	3,098,940	52	1,068,600	154	5,696,460	177	1,454,940
真鶴 町	736,198,806	58,969,269	1,461	60,045,639	119,014,908	3,742,027	115,272,881	974	28,511,002	135	1,687,087	227	7,930,245	312	8,976,240	2,564,640	37	760,350	154	5,696,460	109	895,980
湯河原 町	2,874,316,203	230,231,914	4,435	182,274,065	412,503,979	47,062,114	365,443,865	3,113	88,381,746	507	5,435,781	815	28,472,025	920	26,468,400	7,562,400	116	2,383,800	412	15,239,880	343	2,819,460
愛川 町	2,472,576,912	198,052,636	4,018	165,135,782	363,188,418	21,074,498	342,113,920	2,555	65,548,688	390	4,546,013	509	17,781,915	642	18,470,340	5,277,240	80	1,644,000	410	15,165,500	324	2,663,280
清川 村	229,141,956	18,354,195	374	15,371,026	33,725,221	724,369	33,000,852	241	6,310,170	40	457,500	48	1,676,880	46	1,323,420	378,120	15	308,250	49	1,812,510	43	353,460
合 計	962,664,520,985	77,109,221,141	957,274	38,521,024,126	115,630,245,267	18,273,753,177	97,356,493,090	477,963	13,875,526,930	69,530	790,961,755	101,401	3,542,443,935	181,085	5,209,815,450	14,888,518,700	13,367	274,691,850	57,132	2,113,312,680	55,448	455,782,560

※ 月次調査集計表(平成26年4月4日現在)による  
被保険者資格の同月取得・喪失などに係るシステム処理により被保険者数などは異なる

表7-2-2 保険料に係る減免状況

【平成26年7月時点】

	申請 件数	決定 件数			却下 件数	減免額 (円)	災害による減免(再掲) (東日本大震災分)	
		災害による 減免	給付制限 による減免	収入状況 による減免			決定 件数	減免額 (円)
横浜市	63	60	1	0	2	2,127,440	33	1,187,170
川崎市	19	14	1	0	2	319,770	9	55,930
相模原市	1	1	0	0	0	41,090	1	41,090
横須賀市	7	6	0	0	1	200,380	4	169,070
平塚市	2	2	0	0	0	48,230	2	48,230
鎌倉市	1	1	0	0	0	94,820	1	94,820
藤沢市	4	4	0	0	0	81,180	2	45,190
小田原市	8	8	0	0	0	282,020	2	155,490
茅ヶ崎市	1	1	0	0	0	1,020	1	1,020
逗子市	0	0	0	0	0	0	0	0
三浦市	0	0	0	0	0	0	0	0
秦野市	3	3	0	0	0	116,580	1	41,090
厚木市	1	1	0	0	0	17,120	1	17,120
大和市	8	8	0	0	0	297,730	2	153,420
伊勢原市	2	1	1	0	0	26,910	1	13,810
海老名市	5	5	0	0	0	188,800	1	4,100
座間市	0	0	0	0	0	0	0	0
南足柄市	0	0	0	0	0	0	0	0
綾瀬市	1	1	0	0	0	6,840	1	6,840
葉山町	1	1	0	0	0	1,020	0	0
寒川町	5	5	0	0	0	71,040	3	51,870
大磯町	1	1	0	0	0	75,580	0	0
二宮町	0	0	0	0	0	0	0	0
中井町	0	0	0	0	0	0	0	0
大井町	0	0	0	0	0	0	0	0
松田町	0	0	0	0	0	0	0	0
山北町	0	0	0	0	0	0	0	0
開成町	1	1	0	0	0	2,560	0	0
箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0
真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0
湯河原町	0	0	0	0	0	0	0	0
愛川町	0	0	0	0	0	0	0	0
清川村	0	0	0	0	0	0	0	0
県合計	134	124	3	2	5	4,000,130	65	2,086,260

※平成26年7月、平成25年度保険料にかかる減免情報の最終集計処理による

表7-2-3 所得階層別被保険者状況

【平成25年10月時点】

	被保険者数(人)	割合
所得なし	478,789	55.63%
1 ～ 50万円未満	54,113	6.29%
50 ～ 100万円未満	64,107	7.45%
100 ～ 150万円未満	88,137	10.24%
150 ～ 200万円未満	76,932	8.94%
200 ～ 300万円未満	47,615	5.53%
300 ～ 400万円未満	18,762	2.18%
400 ～ 500万円未満	8,593	1.00%
500 ～ 600万円未満	4,858	0.56%
600 ～ 700万円未満	3,149	0.37%
700 ～ 800万円未満	2,377	0.28%
800 ～ 900万円未満	1,790	0.21%
900 ～1,000万円未満	1,437	0.17%
1,000万円以上	10,069	1.17%
合計	860,728	100.00%

※「平成25年度調整交付金算定にかかる基礎数値等の報告」(平成25年10月、国への提出資料より)

表7-2-4 保険料収納率集計状況

【平成26年8月】

	現年度分								滞納繰越分			
	特別徴収		普通徴収		全 体		不納 欠損額	収納率	全 体		不納 欠損額	収納率
	調定額	収納額	調定額	収納額	調定額	収納額			調定額	収納額		
横浜市	18,956,926,090	18,956,926,090	14,179,781,860	13,952,105,288	33,136,707,950	32,909,031,378	0	99.31%	413,198,267	131,158,155	114,176,770	31.74%
川崎市	5,122,994,480	5,122,994,480	5,219,506,250	5,146,706,130	10,342,500,730	10,269,700,610	0	99.29%	116,872,630	46,521,950	43,931,160	39.80%
相模原市	2,953,680,120	2,953,680,120	2,102,964,770	2,053,085,085	5,056,644,890	5,006,765,205	0	99.01%	66,007,294	18,213,565	32,073,850	27.59%
横須賀市	2,316,879,150	2,316,879,150	1,898,999,120	1,867,586,448	4,215,878,270	4,184,465,598	0	99.25%	42,865,274	14,698,367	14,043,270	34.28%
平塚市	1,191,473,480	1,191,473,480	903,062,510	886,866,550	2,094,535,990	2,078,340,030	0	99.22%	20,955,460	7,807,400	8,038,590	37.25%
鎌倉市	1,438,832,500	1,438,832,500	1,352,100,210	1,333,189,490	2,790,932,710	2,772,021,990	0	99.32%	27,601,265	9,678,600	8,368,190	35.06%
藤沢市	1,931,912,100	1,931,912,100	1,944,968,210	1,917,088,510	3,876,880,310	3,849,000,610	0	99.28%	47,628,794	20,843,550	10,563,510	43.76%
小田原市	1,108,401,830	1,108,401,830	703,192,230	685,975,720	1,811,594,060	1,794,377,550	0	99.04%	20,787,677	5,427,940	9,416,610	26.11%
茅ヶ崎市	1,282,138,090	1,282,138,090	914,428,850	899,754,330	2,196,566,940	2,181,892,420	0	99.33%	21,714,870	10,368,800	4,795,890	47.74%
逗子市	507,358,160	507,358,160	387,380,510	379,264,760	894,738,670	886,622,920	0	99.09%	11,420,460	2,899,930	2,995,070	25.39%
三浦市	285,326,020	285,326,020	203,932,890	198,098,620	489,258,910	483,424,640	0	98.80%	9,378,190	4,194,580	1,048,250	44.72%
秦野市	467,440,130	467,440,130	763,181,020	753,243,270	1,230,621,150	1,220,683,400	0	99.19%	12,767,310	6,382,760	2,353,060	49.99%
厚木市	876,365,280	876,365,280	683,874,590	673,336,560	1,560,239,870	1,549,701,840	0	99.32%	16,118,990	7,469,650	2,715,140	46.34%
大和市	885,669,060	885,669,060	830,314,640	813,970,990	1,715,983,700	1,699,640,050	0	99.04%	18,207,795	4,594,445	8,178,600	25.23%
伊勢原市	443,696,700	443,696,700	331,781,380	326,826,840	775,478,080	770,523,540	0	99.36%	5,409,020	2,178,720	1,287,690	40.27%
海老名市	537,929,660	537,929,660	392,151,470	386,153,110	930,081,130	924,082,770	0	99.35%	7,721,640	2,538,590	3,226,120	32.87%
座間市	554,012,215	554,012,215	335,677,865	327,949,770	889,690,080	881,961,985	0	99.13%	9,517,465	3,653,975	4,261,690	38.39%
南足柄市	184,117,100	184,117,100	229,787,830	226,737,040	413,904,930	410,854,140	0	99.26%	3,083,430	1,244,070	511,250	40.34%
綾瀬市	275,937,030	275,937,030	326,184,190	324,743,930	602,121,220	600,680,960	0	99.76%	1,928,230	945,740	377,560	49.04%
葉山町	180,309,880	180,309,880	265,220,560	261,068,670	445,530,440	441,378,550	0	99.06%	5,323,500	2,103,860	687,070	39.52%
寒川町	144,059,090	144,059,090	193,174,070	192,101,777	337,233,160	336,160,867	0	99.68%	2,369,730	858,410	389,700	36.22%
大磯町	204,461,360	204,461,360	166,973,650	163,986,010	371,435,010	368,447,370	0	99.19%	5,626,760	1,511,230	1,603,632	26.85%
二宮町	207,865,350	207,865,350	135,864,890	133,416,090	343,730,240	341,281,440	0	99.28%	3,447,360	907,890	559,510	26.33%
中井町	44,544,600	44,544,600	32,357,260	32,357,260	76,901,860	76,901,860	0	100.00%	0	0	0	-
大井町	75,630,050	75,630,050	49,781,920	49,722,070	125,411,970	125,352,120	0	99.95%	711,430	276,200	270,520	38.82%
松田町	75,567,370	75,567,370	50,253,960	49,705,300	125,821,330	125,272,670	0	99.56%	772,690	601,090	0	77.79%
山北町	86,453,190	86,453,190	46,245,990	45,644,330	132,699,180	132,097,520	0	99.54%	1,604,448	250,200	66,150	15.59%
開成町	83,636,370	83,636,370	42,328,090	41,970,580	125,964,460	125,606,950	0	99.71%	686,870	338,950	4,300	49.34%
箱根町	69,868,260	69,868,260	59,529,780	57,022,560	129,398,040	126,890,820	0	98.06%	3,457,920	1,693,640	323,400	48.97%
真鶴町	55,156,390	55,156,390	25,132,000	24,476,780	80,288,390	79,633,170	0	99.18%	1,848,300	619,200	190,690	33.50%
湯河原町	151,106,180	151,106,180	107,937,910	103,983,443	259,044,090	255,089,623	0	98.47%	8,412,259	1,539,951	323,890	18.30%
愛川町	156,414,720	156,414,720	99,284,460	96,927,030	255,699,180	253,341,750	0	99.07%	3,187,059	625,300	735,800	19.61%
清川村	10,692,090	10,692,090	14,656,930	14,328,190	25,349,020	25,020,280	0	98.70%	274,370	87,230	37,880	31.79%
政令市	27,033,600,690	27,033,600,690	21,502,252,880	21,151,896,503	48,535,853,570	48,185,497,193	0	99.27%	596,078,191	195,893,670	190,181,780	32.86%
市 部	14,287,488,505	14,287,488,505	12,201,017,515	12,000,785,938	26,488,506,020	26,288,274,443	0	99.24%	277,105,870	104,927,117	82,180,490	37.86%
町 村 部	1,545,764,900	1,545,764,900	1,288,741,470	1,266,710,090	2,834,506,370	2,812,474,990	0	99.22%	37,722,696	11,413,151	5,192,542	30.25%
全 体	42,866,854,095	42,866,854,095	34,992,011,865	34,419,392,531	77,858,865,960	77,286,246,626	0	99.26%	910,906,757	312,233,938	277,554,812	34.27%

※ 集計条件 特別徴収については、4月～2月の調定額及び収納額を集計  
普通徴収については、7月(1期)～3月(9期)の調定額及び収納額を集計  
調査時点で把握できる収納額の締め及び不納欠損額の処理は全市町村で統一されていないこと  
全体の収納率は、調定額と収納額の合計を使用して小数点第3位以下を切り捨てて算出

表7-3-1 後期高齢者医療費の状況(現物給付十現金給付)

【平成25年度】

	【平成25年度】				対前年度比率				費用額の内訳				費用額に対する比率				【前年度】	
	被保険者数(人)	費用額(円)	1人あたり医療費(円)	被保険者数	費用額	1人あたり医療費	被保険者負担分(円)	高額療養費(円)	一部負担金(円)	他法負担分(円)	被保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	被保険者数(人)	費用額(円)	1人あたり医療費(円)	
横浜 市	357,901	314,340,418,908	878,289	104.0%	105.4%	101.3%	277,997,317,233	9,172,605,361	23,769,761,703	3,400,734,611	88.4%	2.9%	7.6%	1.1%	344,060	298,357,397,911	867,166	
川崎 市	112,217	104,895,677,758	934,757	104.0%	104.6%	100.6%	92,600,198,044	3,166,131,572	8,034,187,487	1,095,160,655	88.3%	3.0%	7.7%	1.0%	107,910	100,240,106,731	928,923	
相模原 市	61,070	50,364,548,952	824,702	106.1%	105.2%	99.2%	44,662,706,652	1,367,478,180	3,815,798,474	518,565,646	88.7%	2.7%	7.6%	1.0%	57,556	47,858,303,209	831,508	
横須賀 市	52,834	44,703,849,320	846,119	102.9%	105.3%	102.3%	39,865,310,431	1,163,876,295	3,175,876,411	498,786,183	89.2%	2.6%	7.1%	1.1%	51,325	42,463,124,835	827,338	
平塚 市	26,562	22,862,311,286	860,715	104.0%	108.4%	104.2%	20,334,167,819	698,644,396	1,498,958,358	330,540,713	88.9%	3.1%	6.6%	1.4%	25,537	21,092,006,224	825,939	
鎌倉 市	25,906	22,145,715,693	854,849	102.7%	104.2%	101.5%	19,337,078,634	691,234,348	1,807,454,117	309,948,594	87.3%	3.1%	8.2%	1.4%	25,227	21,243,676,592	842,100	
藤沢 市	40,675	34,713,574,222	853,438	104.5%	105.5%	101.0%	30,600,260,694	998,670,418	2,512,268,312	602,374,798	88.2%	2.9%	7.2%	1.7%	38,915	32,896,020,908	845,330	
小田原 市	23,286	20,315,423,487	872,431	102.7%	103.5%	100.8%	17,991,528,315	567,730,267	1,525,094,407	231,070,498	88.6%	2.8%	7.5%	1.1%	22,680	19,621,230,883	865,133	
茅ヶ崎 市	24,606	20,214,987,045	821,547	104.5%	104.5%	100.0%	17,880,862,503	581,167,164	1,516,997,894	235,959,484	88.5%	2.9%	7.5%	1.2%	23,544	19,346,166,352	821,702	
逗子 市	8,928	7,399,591,567	828,807	102.7%	101.3%	98.6%	6,505,191,943	208,497,392	609,093,785	76,808,447	87.9%	2.8%	8.2%	1.0%	8,696	7,305,956,708	840,151	
三浦 市	7,192	5,928,829,754	824,365	103.1%	103.8%	100.7%	5,297,381,931	148,185,191	418,132,863	65,129,769	89.3%	2.5%	7.1%	1.1%	6,978	5,712,842,199	818,693	
秦野 市	15,531	12,774,684,620	822,528	104.5%	105.4%	100.8%	11,331,470,806	364,550,677	957,167,626	121,495,511	88.7%	2.9%	7.5%	1.0%	14,861	12,121,552,788	815,661	
厚木 市	17,634	14,109,068,867	800,106	105.9%	104.9%	99.0%	12,472,945,573	392,164,156	1,116,482,464	127,476,674	88.4%	2.8%	7.9%	0.9%	16,648	13,452,717,576	808,068	
大和市	19,289	15,538,648,725	805,570	105.8%	105.2%	99.4%	13,742,979,673	440,075,973	1,213,184,369	142,408,710	88.4%	2.8%	7.8%	0.9%	18,230	14,771,597,608	810,290	
伊勢原 市	9,153	7,800,052,334	852,185	105.3%	106.6%	101.3%	6,903,953,977	244,304,018	571,886,507	79,907,832	88.5%	3.1%	7.3%	1.0%	8,693	7,313,708,734	841,333	
海老名 市	10,436	7,967,670,397	763,479	106.7%	106.3%	99.6%	7,059,203,539	214,559,548	592,324,290	101,583,020	88.6%	2.7%	7.4%	1.3%	9,779	7,497,034,174	766,646	
座間 市	10,956	8,956,742,718	817,519	106.5%	105.7%	99.2%	7,933,246,716	254,289,698	680,574,479	88,631,825	88.6%	2.8%	7.6%	1.0%	10,284	8,474,000,261	823,998	
南足柄 市	5,191	4,133,550,667	796,292	103.5%	103.4%	99.9%	3,669,810,342	102,435,502	321,426,411	39,878,412	88.8%	2.5%	7.8%	1.0%	5,016	3,998,168,925	797,083	
綾瀬 市	7,123	5,453,587,445	765,631	107.5%	107.5%	100.1%	4,837,678,898	145,498,840	425,283,339	45,126,368	88.7%	2.7%	7.8%	0.8%	6,629	5,071,082,857	764,984	
葉山 町	4,545	3,610,897,813	794,477	102.6%	103.5%	100.8%	3,176,941,328	110,590,740	293,701,031	29,664,714	88.0%	3.1%	8.1%	0.8%	4,429	3,490,265,965	788,048	
寒川 町	4,149	3,428,600,155	826,368	105.5%	103.9%	98.5%	3,035,493,404	100,736,495	255,690,941	36,679,315	88.5%	2.9%	7.5%	1.1%	3,932	3,299,387,206	839,111	
大磯 町	4,421	3,659,987,531	827,864	103.1%	102.4%	99.3%	3,240,069,544	109,891,574	248,637,599	61,388,814	88.5%	3.0%	6.8%	1.7%	4,287	3,574,511,886	833,802	
二宮 町	4,069	3,476,693,202	854,434	104.2%	107.6%	103.2%	3,089,483,314	96,214,900	251,550,521	39,444,467	88.9%	2.8%	7.2%	1.1%	3,906	3,232,552,687	827,586	
中井 町	1,074	818,362,601	761,976	103.6%	100.3%	96.8%	728,817,470	16,974,790	64,428,624	8,141,717	89.1%	2.1%	7.9%	1.0%	1,037	816,212,917	787,090	
大井 町	1,660	1,235,028,402	743,993	103.7%	99.2%	95.7%	1,092,139,072	26,580,168	103,932,958	12,376,204	88.4%	2.2%	8.4%	1.0%	1,601	1,245,210,255	777,770	
松田 町	1,644	1,334,650,551	811,831	103.4%	101.8%	98.5%	1,180,919,237	36,298,662	101,809,178	15,623,474	88.5%	2.7%	7.6%	1.2%	1,590	1,310,520,970	824,227	
山北 町	1,878	1,485,555,315	791,031	100.4%	96.5%	96.2%	1,322,741,176	27,711,025	121,205,792	13,897,322	89.0%	1.9%	8.2%	0.9%	1,871	1,538,947,017	822,526	
開成 町	1,540	1,250,960,293	812,312	104.3%	101.5%	97.3%	1,109,896,818	30,141,387	98,460,972	12,461,116	88.7%	2.4%	7.9%	1.0%	1,477	1,233,037,396	834,825	
箱根 町	1,817	1,606,595,176	884,202	101.8%	102.1%	100.3%	1,423,138,011	41,081,465	127,044,637	15,331,063	88.6%	2.6%	7.9%	1.0%	1,785	1,573,565,555	881,549	
真鶴 町	1,367	1,240,629,181	907,556	101.0%	101.5%	100.5%	1,106,346,401	36,314,083	87,734,920	10,233,777	89.2%	2.9%	7.1%	0.8%	1,354	1,222,732,318	903,051	
湯河原 町	4,120	3,420,522,580	830,224	102.5%	101.1%	98.6%	3,040,885,409	90,718,652	255,913,194	33,005,325	88.9%	2.7%	7.5%	1.0%	4,020	3,384,080,349	841,811	
愛川 町	3,699	2,909,430,399	786,545	105.0%	105.8%	100.7%	2,581,092,447	89,682,836	198,541,112	40,114,004	88.7%	3.1%	6.8%	1.4%	3,522	2,750,828,930	781,041	
清川 村	354	282,149,138	797,031	102.9%	107.7%	104.7%	252,154,980	6,038,592	18,859,883	5,095,683	89.4%	2.1%	6.7%	1.8%	344	261,889,425	761,306	
県合計	872,829	754,378,996,102	864,292	104.2%	105.1%	100.9%	667,403,412,334	21,741,074,365	56,789,464,658	8,445,044,745	88.5%	2.9%	7.5%	1.1%	837,721	717,770,438,351	856,813	
市計	836,491	724,618,933,765	866,260	104.2%	105.2%	100.9%	641,023,293,723	20,922,098,996	54,561,953,296	8,111,587,750	88.5%	2.9%	7.5%	1.1%	802,567	688,836,695,475	858,291	
町村計	36,337	29,760,062,337	819,002	103.4%	102.9%	99.5%	26,380,118,611	818,975,369	2,227,511,362	333,456,995	88.6%	2.8%	7.5%	1.1%	35,155	28,933,742,876	823,033	

※1人あたり医療費は、当該年度の医療費を当該年度の被保険者数の年度平均で除したものである。なお、被保険者数の年度平均は、各月の被保険者数の和を12で除して算出。  
 ※1人あたり医療費の端数処理については、平成25年度から小数点以下を四捨五入としている。

表7-3-2 医療費総合計(現物給付+現金給付)

【平成25年度】

	件数(件)	費用額(円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	12,521,065	277,997,317,233	9,172,605,361	23,769,761,703	3,400,734,611	314,340,418,908
川崎市	3,875,714	92,600,198,044	3,166,131,572	8,034,187,487	1,095,160,655	104,895,677,758
相模原市	1,874,222	44,662,706,652	1,367,478,180	3,815,798,474	518,565,646	50,364,548,952
横須賀市	1,837,935	39,865,310,431	1,163,876,295	3,175,876,411	498,786,183	44,703,849,320
平塚市	807,072	20,334,167,819	698,644,396	1,498,958,358	330,540,713	22,862,311,286
鎌倉市	845,607	19,337,078,634	691,234,348	1,807,454,117	309,948,594	22,145,715,693
藤沢市	1,429,150	30,600,260,694	998,670,418	2,512,268,312	602,374,798	34,713,574,222
小田原市	733,657	17,991,528,315	567,730,267	1,525,094,407	231,070,498	20,315,423,487
茅ヶ崎市	792,742	17,880,862,503	581,167,164	1,516,997,894	235,959,484	20,214,987,045
逗子市	308,290	6,505,191,943	208,497,392	609,093,785	76,808,447	7,399,591,567
三浦市	223,240	5,297,381,931	148,185,191	418,132,863	65,129,769	5,928,829,754
秦野市	461,809	11,331,470,806	364,550,677	957,167,626	121,495,511	12,774,684,620
厚木市	518,755	12,472,945,573	392,164,156	1,116,482,464	127,476,674	14,109,068,867
大和市	626,501	13,742,979,673	440,075,973	1,213,184,369	142,408,710	15,538,648,725
伊勢原市	261,778	6,903,953,977	244,304,018	571,886,507	79,907,832	7,800,052,334
海老名市	273,058	7,059,203,539	214,559,548	592,324,290	101,583,020	7,967,670,397
座間市	335,118	7,933,246,716	254,289,698	680,574,479	88,631,825	8,956,742,718
南足柄市	160,747	3,669,810,342	102,435,502	321,426,411	39,878,412	4,133,550,667
綾瀬市	191,030	4,837,678,898	145,498,840	425,283,339	45,126,368	5,453,587,445
葉山町	143,247	3,176,941,328	110,590,740	293,701,031	29,664,714	3,610,897,813
寒川町	114,592	3,035,493,404	100,736,495	255,690,941	36,679,315	3,428,600,155
大磯町	135,996	3,240,069,544	109,891,574	248,637,599	61,388,814	3,659,987,531
二宮町	130,496	3,089,483,314	96,214,900	251,550,521	39,444,467	3,476,693,202
中井町	30,156	728,817,470	16,974,790	64,428,624	8,141,717	818,362,601
大井町	48,417	1,092,139,072	26,580,168	103,932,958	12,376,204	1,235,028,402
松田町	46,571	1,180,919,237	36,298,662	101,809,178	15,623,474	1,334,650,551
山北町	56,301	1,322,741,176	27,711,025	121,205,792	13,897,322	1,485,555,315
開成町	49,675	1,109,896,818	30,141,387	98,460,972	12,461,116	1,250,960,293
箱根町	53,531	1,423,138,011	41,081,465	127,044,637	15,331,063	1,606,595,176
真鶴町	37,588	1,106,346,401	36,314,083	87,734,920	10,233,777	1,240,629,181
湯河原町	123,270	3,040,885,409	90,718,652	255,913,194	33,005,325	3,420,522,580
愛川町	105,235	2,581,092,447	89,682,836	198,541,112	40,114,004	2,909,430,399
清川村	8,442	252,154,980	6,038,592	18,859,883	5,095,683	282,149,138
県合計	29,161,007	667,403,412,334	21,741,074,365	56,789,464,658	8,445,044,745	754,378,996,102
市計	28,077,490	641,023,293,723	20,922,098,996	54,561,953,296	8,111,587,750	724,618,933,765
町村計	1,083,517	26,380,118,611	818,975,369	2,227,511,362	333,456,995	29,760,062,337

表7-3-3 負担割合別統計(現物給付+現金給付)

【平成25年度】

	保険者負担分(高額療養費込)					
	現役並み所得者		現役並み所得者以外		計	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
横浜市	1,525,146	28,586,227,662	11,207,997	258,583,694,932	12,733,143	287,169,922,594
川崎市	514,813	10,403,484,955	3,434,368	85,362,844,661	3,949,181	95,766,329,616
相模原市	170,924	3,455,185,022	1,742,180	42,574,999,810	1,913,104	46,030,184,832
横須賀市	134,045	2,463,697,397	1,732,754	38,565,489,329	1,866,799	41,029,186,726
平塚市	70,823	1,422,022,093	753,126	19,610,790,122	823,949	21,032,812,215
鎌倉市	155,833	2,964,310,215	705,870	17,064,002,767	861,703	20,028,312,982
藤沢市	193,617	3,597,525,440	1,260,328	28,001,405,672	1,453,945	31,598,931,112
小田原市	67,349	1,468,591,416	682,287	17,090,667,166	749,636	18,559,258,582
茅ヶ崎市	88,364	1,693,837,763	718,480	16,768,191,904	806,844	18,462,029,667
逗子市	44,329	792,541,365	269,036	5,921,147,970	313,365	6,713,689,335
三浦市	14,389	260,311,449	213,146	5,185,255,673	227,535	5,445,567,122
秦野市	39,839	805,485,283	432,816	10,890,536,200	472,655	11,696,021,483
厚木市	58,040	1,183,265,827	471,644	11,681,843,902	529,684	12,865,109,729
大和市	69,379	1,267,824,829	568,301	12,915,230,817	637,680	14,183,055,646
伊勢原市	26,920	606,843,741	240,632	6,541,414,254	267,552	7,148,257,995
海老名市	27,145	574,640,662	252,299	6,699,122,425	279,444	7,273,763,087
座間市	29,869	656,332,920	312,155	7,531,203,494	342,024	8,187,536,414
南足柄市	12,902	228,826,390	151,171	3,543,419,454	164,073	3,772,245,844
綾瀬市	16,538	350,223,383	179,139	4,632,954,355	195,677	4,983,177,738
葉山町	19,536	392,644,538	126,230	2,894,887,530	145,766	3,287,532,068
寒川町	10,476	267,886,765	106,831	2,868,343,134	117,307	3,136,229,899
大磯町	13,937	301,034,222	124,743	3,048,926,896	138,680	3,349,961,118
二宮町	11,213	214,710,215	121,787	2,970,987,999	133,000	3,185,698,214
中井町	1,988	35,278,314	28,876	710,513,946	30,864	745,792,260
大井町	4,829	58,609,020	44,616	1,060,110,220	49,445	1,118,719,240
松田町	4,320	81,881,778	43,339	1,135,336,121	47,659	1,217,217,899
山北町	3,358	58,582,026	54,238	1,291,870,175	57,596	1,350,452,201
開成町	3,530	68,619,121	47,105	1,071,419,084	50,635	1,140,038,205
箱根町	4,886	100,773,994	50,038	1,363,445,482	54,924	1,464,219,476
真鶴町	1,895	45,365,751	36,775	1,097,294,733	38,670	1,142,660,484
湯河原町	9,636	180,661,273	116,448	2,950,942,788	126,084	3,131,604,061
愛川町	8,553	181,417,652	99,282	2,489,357,631	107,835	2,670,775,283
清川村	574	10,163,941	8,123	248,029,631	8,697	258,193,572
県合計	3,358,995	64,778,806,422	26,336,160	624,365,680,277	29,695,155	689,144,486,699
市計	3,260,264	62,781,177,812	25,327,729	599,164,214,907	28,587,993	661,945,392,719
町村計	98,731	1,997,628,610	1,008,431	25,201,465,370	1,107,162	27,199,093,980

現役並み所得者...高確法第67条第1項第2号の規定に基づく、一部負担金が3割負担である現役並み所得区分の被保険者

現役並み所得者以外...高確法第67条第1項第1号の規定に基づく、一部負担金が1割負担である一般・低Ⅱ・低Ⅰ所得区分の被保険者

金額…保険者負担分+高額療養費

表7-3-4 負担割合別統計(割合)(現物給付+現金給付)

【平成25年度】

	保険者負担分(高額療養費込)					
	現役並み所得者		現役並み所得者以外		計	
	件数(%)	金額(%)	件数(%)	金額(%)	件数(%)	金額(%)
横浜市	11.98	9.95	88.02	90.05	100.00	100.00
川崎市	13.04	10.86	86.96	89.14	100.00	100.00
相模原市	8.93	7.51	91.07	92.49	100.00	100.00
横須賀市	7.18	6.00	92.82	94.00	100.00	100.00
平塚市	8.60	6.76	91.40	93.24	100.00	100.00
鎌倉市	18.08	14.80	81.92	85.20	100.00	100.00
藤沢市	13.32	11.38	86.68	88.62	100.00	100.00
小田原市	8.98	7.91	91.02	92.09	100.00	100.00
茅ヶ崎市	10.95	9.17	89.05	90.83	100.00	100.00
逗子市	14.15	11.80	85.85	88.20	100.00	100.00
三浦市	6.32	4.78	93.68	95.22	100.00	100.00
秦野市	8.43	6.89	91.57	93.11	100.00	100.00
厚木市	10.96	9.20	89.04	90.80	100.00	100.00
大和市	10.88	8.94	89.12	91.06	100.00	100.00
伊勢原市	10.06	8.49	89.94	91.51	100.00	100.00
海老名市	9.71	7.90	90.29	92.10	100.00	100.00
座間市	8.73	8.02	91.27	91.98	100.00	100.00
南足柄市	7.86	6.07	92.14	93.93	100.00	100.00
綾瀬市	8.45	7.03	91.55	92.97	100.00	100.00
葉山町	13.40	11.94	86.60	88.06	100.00	100.00
寒川町	8.93	8.54	91.07	91.46	100.00	100.00
大磯町	10.05	8.99	89.95	91.01	100.00	100.00
二宮町	8.43	6.74	91.57	93.26	100.00	100.00
中井町	6.44	4.73	93.56	95.27	100.00	100.00
大井町	9.77	5.24	90.23	94.76	100.00	100.00
松田町	9.06	6.73	90.94	93.27	100.00	100.00
山北町	5.83	4.34	94.17	95.66	100.00	100.00
開成町	6.97	6.02	93.03	93.98	100.00	100.00
箱根町	8.90	6.88	91.10	93.12	100.00	100.00
真鶴町	4.90	3.97	95.10	96.03	100.00	100.00
湯河原町	7.64	5.77	92.36	94.23	100.00	100.00
愛川町	7.93	6.79	92.07	93.21	100.00	100.00
清川村	6.60	3.94	93.40	96.06	100.00	100.00
県合計	11.31	9.40	88.69	90.60	100.00	100.00
市計	11.40	9.48	88.60	90.52	100.00	100.00
町村計	8.92	7.34	91.08	92.66	100.00	100.00

現役並み所得者...高確法第67条第1項第2号の規定に基づく、一部負担金が3割負担である現役並み所得区分の被保険者

現役並み所得者以外...高確法第67条第1項第1号の規定に基づく、一部負担金が1割負担である一般・低Ⅱ・低Ⅰ所得区分の被保険者

金額…保険者負担分+高額療養費

表7-3-5 現物給付費の状況(年計) 【平成25年度】

	入院			入院外			歯科			合計						
	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)													
	1人あたり 診療費(円)	1件あたり 診療費(円)	1日あたり 診療費(円)													
横浜 市	373,452	64.25	15.64	37,175	267,693	1,746.32	1.92	8,004	37,372	264.23	2.08	6,795	678,517	2,074.81	2.36	13,849
川崎 市	413,900	70.91	16.54	35,299	263,949	1,681.54	2.02	7,766	36,287	252.21	2.14	6,730	714,136	2,004.66	2.55	13,974
相模原 市	370,661	68.10	16.95	32,111	239,938	1,546.19	1.84	8,439	35,717	241.45	2.15	6,876	646,316	1,855.74	2.43	14,309
横浜 市	342,621	59.43	15.68	36,758	258,188	1,706.01	1.93	7,859	32,562	239.65	2.05	6,637	633,371	2,005.08	2.35	13,453
平塚 市	400,264	68.59	17.49	33,359	240,620	1,526.39	1.85	8,525	29,815	211.28	2.03	6,961	670,699	1,806.25	2.46	15,069
鎌倉 市	373,634	68.11	15.90	34,499	268,210	1,670.38	1.69	9,477	34,209	252.64	2.07	6,526	676,052	1,991.13	2.23	15,236
藤沢 市	363,121	65.83	16.19	34,080	259,431	1,754.89	1.80	8,205	35,649	260.97	2.04	6,701	658,200	2,081.69	2.29	13,829
小田原 市	398,887	73.45	17.73	30,626	254,148	1,614.34	1.89	8,347	29,654	202.74	2.13	6,855	682,689	1,890.54	2.53	14,283
茅ヶ崎 市	358,891	62.83	15.90	35,930	242,255	1,604.82	1.80	8,396	33,849	241.99	2.06	6,800	634,994	1,909.64	2.29	14,491
逗子 市	345,266	61.62	16.67	33,609	253,863	1,703.85	1.77	8,420	38,103	265.57	2.19	6,561	637,232	2,031.04	2.28	13,783
三浦 市	339,022	65.81	14.82	34,752	239,327	1,525.38	1.98	7,938	28,190	212.78	1.95	6,786	606,539	1,803.96	2.44	13,766
秦野 市	404,528	74.68	18.26	29,668	215,951	1,527.00	1.64	8,627	28,136	203.41	2.17	6,376	648,615	1,805.09	2.39	15,056
厚木 市	358,888	66.50	16.24	33,242	238,107	1,514.75	1.92	8,198	30,088	218.16	2.09	6,591	627,083	1,799.41	2.47	14,122
大和市	349,883	62.70	16.15	34,559	235,689	1,607.23	1.84	7,980	34,714	242.87	2.16	6,611	620,286	1,912.81	2.35	13,812
伊勢原 市	411,443	68.27	18.11	33,281	251,004	1,470.36	1.70	10,031	30,252	210.10	2.13	6,753	692,699	1,748.73	2.39	16,546
海老名 市	344,994	64.85	16.52	32,200	280,281	1,521.54	1.66	8,129	32,070	234.69	2.04	6,684	657,345	1,821.08	2.23	16,152
座間 市	366,028	67.74	16.79	32,181	249,333	1,560.51	1.91	8,346	35,073	253.51	2.06	6,710	650,435	1,881.77	2.47	13,995
南豆柄 市	365,029	67.56	17.96	30,086	226,081	1,577.17	1.68	8,514	31,097	211.65	2.25	6,533	622,207	1,856.39	2.34	14,322
綾瀬 市	352,355	69.35	16.26	31,244	230,275	1,398.33	1.74	9,487	32,339	228.19	2.02	7,027	614,969	1,695.87	2.37	15,316
葉山 町	345,753	59.96	15.21	37,910	247,749	1,632.41	1.60	9,504	35,773	247.83	2.10	6,883	629,275	1,940.20	2.08	15,581
寒川 町	391,388	72.64	17.40	30,960	236,345	1,421.02	1.99	8,344	28,332	224.01	1.86	6,806	656,066	1,717.67	2.63	14,537
大磯 町	376,079	65.12	16.73	34,528	223,928	1,520.09	1.66	8,895	30,526	214.23	2.07	6,881	630,534	1,799.43	2.25	15,567
二宮 町	387,273	65.62	17.05	34,617	232,192	1,564.76	1.76	8,407	29,998	219.19	2.14	6,397	649,464	1,849.57	2.35	14,932
中井 町	370,488	70.86	17.66	29,608	195,823	1,430.35	1.63	8,381	26,573	182.77	2.36	6,168	592,883	1,683.99	2.39	14,754
大井 町	333,047	65.18	18.57	27,515	209,522	1,454.70	1.71	8,421	29,147	181.39	2.43	6,610	571,716	1,701.27	2.43	13,812
松田 町	386,976	69.83	18.40	30,111	224,402	1,410.58	1.70	9,358	30,480	217.34	2.05	6,844	641,858	1,697.75	2.43	15,547
山北 町	342,621	72.47	18.20	25,969	227,860	1,469.12	1.80	8,635	25,967	174.55	2.22	6,690	596,449	1,716.13	2.53	13,723
開成 町	341,970	65.39	18.13	28,839	250,647	1,655.26	1.89	8,001	33,780	214.61	2.21	7,132	626,398	1,935.26	2.48	13,072
箱根 町	422,829	81.78	17.41	29,689	243,595	1,550.47	1.85	8,482	26,278	198.73	2.13	6,194	692,701	1,830.99	2.58	14,675
真鶴 町	512,476	86.69	18.86	31,345	222,566	1,489.10	1.52	9,857	22,125	158.30	2.21	6,320	757,167	1,734.09	2.45	17,845
湯河原 町	391,700	73.96	17.47	30,314	237,870	1,549.42	1.73	8,861	26,994	187.79	2.05	7,015	656,564	1,811.17	2.41	15,054
愛川 町	407,800	75.10	17.71	30,660	195,053	1,452.15	1.68	7,997	24,314	166.59	2.20	6,634	627,166	1,693.84	2.44	15,164
清川 村	409,218	75.42	17.51	30,980	263,747	1,473.16	1.71	10,497	23,482	162.15	2.14	6,758	696,446	1,710.73	2.44	16,657
県合計	376,515	66.18	16.24	35,024	257,405	1,670.26	1.89	8,174	35,082	248.19	2.09	6,754	669,003	1,984.63	2.39	14,103
市計	376,222	66.02	16.19	35,192	258,636	1,676.93	1.89	8,154	35,348	250.08	2.09	6,755	670,206	1,993.04	2.39	14,068
町村計	383,267	69.93	17.34	31,607	229,081	1,516.63	1.73	8,707	28,963	204.55	2.11	6,721	641,310	1,791.11	2.39	15,003

※診療費とは、「入院」「入院外」「歯科」についての費用のこと。

※1人あたり診療費は、当該年度の診療費を当該年度の被保険者数の年度平均で除したものの。なお、被保険者数の年度平均は、各月末の被保険者の和を12で除して算出。

※受診率は、被保険者100人あたりの年間レセプト件数。当該年度の診療件数(レセプト件数)を当該年度の被保険者数の年度平均で除して100倍したものの。

※1件あたり日数は、当該年度の診療費を診療日数で除したものの。

※1人あたり診療費は、当該年度の診療費を診療日数で除したものの。

表7-3-6 現物給付費の状況(月平均)

	入院			入院外			歯科			合計						
	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)	1人あたり 診療費(円)												
横浜市	31,121	5.35	15.64	37,175	22,308	145.53	1.92	8,004	3,114	22.02	2.08	6,795	56,543	172.90	2.36	13,849
川崎市	34,492	5.91	16.54	35,299	21,996	140.13	2.02	7,766	3,024	21.02	2.14	6,730	59,511	167.06	2.55	13,974
相模原市	30,888	5.67	16.95	32,111	19,995	128.85	1.84	8,439	2,976	20.12	2.15	6,876	53,860	154.64	2.43	14,309
横浜賀市	28,552	4.95	15.68	36,758	21,516	142.17	1.93	7,859	2,714	19.97	2.05	6,637	52,781	167.09	2.35	13,453
平塚市	33,355	5.72	17.49	33,359	20,052	127.20	1.85	8,525	2,485	17.61	2.03	6,961	55,892	150.52	2.46	15,069
鎌倉市	31,136	5.68	15.90	34,499	22,351	139.20	1.69	9,477	2,851	21.05	2.07	6,526	56,338	165.93	2.23	15,236
藤沢市	30,260	5.49	16.19	34,080	21,619	146.24	1.80	8,205	2,971	21.75	2.04	6,701	54,850	173.47	2.29	13,829
小田原市	33,241	6.12	17.73	30,626	21,179	134.53	1.89	8,347	2,471	16.90	2.13	6,855	56,891	157.54	2.53	14,283
茅ヶ崎市	29,908	5.24	15.90	35,930	20,188	133.74	1.80	8,396	2,821	20.17	2.06	6,800	52,916	159.14	2.29	14,491
逗子市	28,772	5.13	16.67	33,609	21,155	141.99	1.77	8,420	3,175	22.13	2.19	6,561	53,103	169.25	2.28	13,783
三浦市	28,252	5.48	14.82	34,752	19,944	127.11	1.98	7,938	2,349	17.73	1.95	6,786	50,545	150.33	2.44	13,766
秦野市	33,711	6.22	18.26	29,668	17,996	127.25	1.64	8,627	2,345	16.95	2.17	6,376	54,051	150.42	2.39	15,056
厚木市	29,907	5.54	16.24	33,242	19,842	126.23	1.92	8,198	2,507	18.18	2.09	6,591	52,257	149.95	2.47	14,122
大和市	29,157	5.23	16.15	34,559	19,641	133.94	1.84	7,980	2,893	20.24	2.16	6,611	51,691	159.40	2.35	13,812
伊勢原市	34,287	5.69	18.11	33,281	20,917	122.53	1.70	10,031	2,521	17.51	2.13	6,753	57,725	145.73	2.39	16,546
海老名市	28,750	5.40	16.52	32,200	23,357	126.80	1.66	11,129	2,672	19.56	2.04	6,684	54,779	151.76	2.23	16,152
座間市	30,502	5.65	16.79	32,181	20,778	130.04	1.91	8,346	2,923	21.13	2.06	6,710	54,203	156.81	2.47	13,995
南豆柄市	30,419	5.63	17.96	30,086	18,840	131.43	1.68	8,514	2,591	17.64	2.25	6,533	51,851	154.70	2.34	14,322
綾瀬市	29,363	5.78	16.26	31,244	19,190	116.53	1.74	9,487	2,695	19.02	2.02	7,027	51,247	141.32	2.37	15,316
葉山町	28,813	5.00	15.21	37,910	20,646	136.03	1.60	9,504	2,981	20.65	2.10	6,883	52,440	161.68	2.08	15,581
寒川町	32,616	6.05	17.40	30,960	19,695	118.42	1.99	8,344	2,361	18.67	1.86	6,806	54,672	143.14	2.63	14,537
大磯町	31,340	5.43	16.73	34,528	18,661	126.67	1.66	8,895	2,544	17.85	2.07	6,881	52,545	149.95	2.25	15,567
二宮町	32,273	5.47	17.05	34,617	19,349	130.40	1.76	8,407	2,500	18.27	2.14	6,397	54,122	154.13	2.35	14,932
中井町	30,874	5.90	17.66	29,608	16,319	119.20	1.63	8,381	2,214	15.23	2.36	6,168	49,407	140.33	2.39	14,754
大井町	27,754	5.43	18.57	27,515	17,460	121.22	1.71	8,421	2,429	15.12	2.43	6,610	47,643	141.77	2.43	13,812
松北町	32,248	5.82	18.40	30,111	18,700	117.55	1.70	9,358	2,540	18.11	2.05	6,844	53,488	141.48	2.43	15,547
山北町	28,552	6.04	18.20	25,969	18,988	122.43	1.80	8,635	2,164	14.55	2.22	6,690	49,704	143.01	2.53	13,723
開成町	28,498	5.45	18.13	28,839	20,887	137.94	1.89	8,001	2,815	17.88	2.21	7,132	52,200	161.27	2.48	13,072
箱根町	35,236	6.82	17.41	29,689	20,300	129.21	1.85	8,482	2,190	16.56	2.13	6,194	57,725	152.58	2.58	14,675
真鶴町	42,706	7.22	18.86	31,345	18,547	124.09	1.52	9,857	1,844	13.19	2.21	6,320	63,097	144.51	2.45	17,845
湯河原町	32,642	6.16	17.47	30,314	19,823	129.12	1.73	8,861	2,250	15.65	2.05	7,015	54,714	150.93	2.41	15,054
愛川町	33,983	6.26	17.71	30,660	16,254	121.01	1.68	7,997	2,026	13.88	2.20	6,634	52,264	141.15	2.44	15,164
清川村	34,101	6.29	17.51	30,980	21,979	122.76	1.71	10,497	1,957	13.51	2.14	6,758	58,037	142.56	2.44	16,657
県合計	31,376	5.52	16.24	35,024	21,450	139.19	1.89	8,174	2,924	20.68	2.09	6,754	55,750	165.39	2.39	14,103
市計	31,352	5.50	16.19	35,192	21,553	139.74	1.89	8,154	2,946	20.84	2.09	6,755	55,851	166.09	2.39	14,068
町村計	31,939	5.83	17.34	31,607	19,090	126.39	1.73	8,707	2,414	17.05	2.11	6,721	53,443	149.26	2.39	15,003

※1人あたり診療費は、当該年度の診療費を12で除したものを、当該年度の各月末の被保険者の和を12で除したもので、除したものの。

※受診率は、被保険者100人あたりの月平均レセプト件数。年間受診率(被保険者100人あたりの年間レセプト件数)を12で除したものの。

なお、年間受診率は、当該年度の診療件数(レセプト件数)を当該年度の被保険者数の年度平均で除して100倍して算出。

※1件あたり日数は、当該年度の診療実日数を診療件数(レセプト件数)で除したものの。

※1人あたり診療費は、当該年度の診療費を診療実日数で除したものの。

表7-3-7 現物給付費(総合計)

【平成25年度】

	件数(件)	費用額(円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	12,149,630	269,142,862,125	9,172,530,179	26,766,280,429	3,296,650,509	308,378,323,242
川崎市	3,743,148	89,320,530,867	3,166,130,682	9,072,035,721	1,057,354,776	102,616,052,046
相模原市	1,807,789	43,274,328,252	1,367,478,180	4,201,588,876	516,450,034	49,359,845,342
横須賀市	1,790,113	38,765,037,435	1,163,876,295	3,534,325,667	497,578,485	43,960,817,882
平塚市	779,976	19,701,588,625	698,644,396	1,673,105,056	330,067,037	22,403,405,114
鎌倉市	820,593	18,719,665,896	691,234,348	2,020,424,728	309,172,898	21,740,497,870
藤沢市	1,387,322	29,618,215,171	998,670,418	2,856,639,222	600,828,107	34,074,352,918
小田原市	715,447	17,578,852,498	567,730,267	1,694,610,637	230,768,334	20,071,961,736
茅ヶ崎市	764,983	17,308,043,611	581,167,164	1,676,278,169	235,252,794	19,800,741,738
逗子市	299,327	6,295,001,567	208,497,392	676,556,444	76,614,767	7,256,670,170
三浦市	216,275	5,159,056,952	148,185,191	463,901,098	64,881,583	5,836,024,824
秦野市	448,988	11,038,456,219	364,550,677	1,052,025,595	121,198,043	12,576,230,534
厚木市	505,322	12,135,174,673	392,164,156	1,235,338,299	127,147,622	13,889,824,750
大和市	606,810	13,332,236,179	440,071,025	1,330,798,883	141,821,185	15,244,927,272
伊勢原市	252,793	6,692,787,764	244,304,018	633,044,253	79,511,859	7,649,647,894
海老名市	264,432	6,874,810,826	214,559,548	658,484,204	101,220,810	7,849,075,388
座間市	326,232	7,732,503,823	254,289,698	750,799,144	88,426,018	8,826,018,683
南足柄市	157,453	3,587,219,198	102,435,502	349,486,422	39,745,483	4,078,886,605
綾瀬市	185,143	4,710,998,851	145,498,840	462,954,908	45,055,777	5,364,508,376
葉山町	138,826	3,070,108,228	110,590,740	328,059,315	29,624,368	3,538,382,651
寒川町	111,352	2,952,501,063	100,736,495	283,806,888	36,611,511	3,373,655,957
大磯町	132,876	3,150,333,967	109,891,574	280,460,501	61,274,560	3,601,960,602
二宮町	127,723	3,006,985,448	96,214,900	278,488,361	39,393,107	3,421,081,816
中井町	29,442	707,993,180	16,974,790	70,506,703	8,138,927	803,613,600
大井町	47,564	1,066,198,339	26,580,168	110,470,707	12,374,956	1,215,624,170
松田町	45,425	1,154,087,954	36,298,662	110,870,857	15,605,609	1,316,863,082
山北町	55,198	1,298,525,710	27,711,025	130,953,904	13,888,761	1,471,079,400
開成町	49,056	1,091,414,743	30,141,387	106,996,568	12,461,116	1,241,013,814
箱根町	52,569	1,394,890,647	41,081,465	141,403,611	15,290,035	1,592,665,758
真鶴町	36,661	1,084,581,386	36,314,083	96,294,406	10,219,005	1,227,408,880
湯河原町	120,065	2,970,791,307	90,718,652	282,067,428	32,919,919	3,376,497,306
愛川町	102,687	2,522,063,764	89,682,836	217,753,859	40,000,851	2,869,501,310
清川村	8,264	247,640,141	6,038,592	21,131,752	5,094,409	279,904,894
県合計	28,279,484	646,705,486,409	21,740,993,345	63,567,942,615	8,292,643,255	740,307,065,624
市計	27,221,776	620,987,370,532	20,922,017,976	61,108,677,755	7,959,746,121	710,977,812,384
町村計	1,057,708	25,718,115,877	818,975,369	2,459,264,860	332,897,134	29,329,253,240

表7-3-8 現物給付費(入院/医科)

【平成25年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	229,236	3,590,697	112,085,338,293	7,632,452,662	6,718,344,968	1,152,938,207	127,589,074,130
川崎市	79,423	1,314,230	38,780,512,627	2,689,732,148	2,377,750,034	399,013,141	44,247,007,950
相模原市	41,520	704,560	18,928,448,224	1,131,075,870	1,151,582,231	224,873,025	21,435,979,350
横須賀市	31,253	491,564	15,339,254,159	927,665,085	862,527,498	173,925,038	17,303,371,780
平塚市	18,152	318,437	8,935,244,140	581,520,114	442,502,904	130,194,282	10,089,461,440
鎌倉市	17,593	280,018	7,988,276,181	584,285,411	503,411,374	122,488,124	9,198,461,090
藤沢市	26,714	432,668	12,263,152,871	842,037,438	662,122,056	253,073,615	14,020,385,980
小田原市	16,986	302,595	7,712,573,486	476,313,119	455,128,753	95,570,692	8,739,586,050
茅ヶ崎市	15,416	245,358	7,413,067,273	482,541,120	424,072,140	102,817,807	8,422,498,340
逗子市	5,469	91,500	2,556,686,524	175,074,163	164,472,764	27,006,889	2,923,240,340
三浦市	4,721	70,104	2,073,523,001	115,793,753	116,352,408	23,570,848	2,329,240,010
秦野市	11,580	211,623	5,232,060,341	316,107,063	308,384,271	56,218,615	5,912,770,290
厚木市	11,699	190,168	5,287,668,402	329,376,920	347,263,803	49,154,285	6,013,463,410
大和市	12,078	195,141	5,653,416,923	364,295,587	351,056,764	53,898,476	6,422,667,750
伊勢原市	6,233	112,983	3,148,387,782	206,708,964	175,707,214	37,207,700	3,568,011,660
海老名市	6,750	111,642	3,005,171,884	177,748,579	179,424,787	44,262,840	3,406,608,090
座間市	7,412	124,525	3,344,608,985	207,605,535	211,537,385	33,597,255	3,797,349,160
南足柄市	3,486	62,695	1,572,013,796	87,902,590	95,190,828	17,418,306	1,772,525,520
綾瀬市	4,922	80,026	2,095,419,571	116,357,222	136,692,209	18,484,758	2,366,953,760
葉山町	2,705	41,304	1,309,402,543	92,860,816	87,382,330	11,081,101	1,500,726,790
寒川町	3,005	52,364	1,352,369,932	86,904,284	79,974,932	17,903,422	1,537,152,570
大磯町	2,875	48,139	1,389,610,034	93,797,051	72,006,354	25,395,611	1,580,809,050
二宮町	2,662	45,426	1,325,529,066	80,746,410	74,649,130	15,555,404	1,496,480,010
中井町	756	13,330	329,395,833	14,873,290	21,166,713	4,887,054	370,322,890
大井町	1,081	20,089	462,664,979	22,206,138	27,250,148	5,078,545	517,199,810
松田町	1,145	21,069	527,545,711	30,009,313	30,767,271	7,196,725	595,519,020
山北町	1,354	24,705	532,470,219	23,691,163	35,967,056	5,779,052	597,907,490
開成町	1,004	18,239	436,207,113	24,620,841	26,530,204	5,344,462	492,702,620
箱根町	1,484	25,865	639,488,348	35,292,742	39,084,182	7,242,628	721,107,900
真鶴町	1,182	22,321	590,512,294	33,396,668	32,337,561	5,760,027	662,006,550
湯河原町	3,044	53,225	1,353,449,931	77,421,698	77,002,646	15,668,345	1,523,542,620
愛川町	2,778	49,200	1,271,879,581	77,812,550	68,239,850	18,964,139	1,436,896,120
清川村	267	4,676	122,801,049	5,191,557	6,838,764	2,794,770	137,626,140
県合計	575,985	9,370,486	275,058,151,096	18,143,417,864	16,362,721,532	3,164,365,188	312,728,655,680
市計	550,643	8,930,534	263,414,824,463	17,444,593,343	15,683,524,391	3,015,713,903	299,558,656,100
町村計	25,342	439,952	11,643,326,633	698,824,521	679,197,141	148,651,285	13,169,999,580

表7-3-9 現物給付費(入院/歯科)

【平成25年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	719	4,729	170,991,904	9,917,109	15,339,412	1,416,205	197,664,630
川崎市	149	1,592	59,196,005	4,354,173	4,479,603	261,539	68,291,320
相模原市	68	375	15,114,474	513,355	1,186,576	132,885	16,947,290
横須賀市	145	905	21,407,798	616,787	2,561,355	153,360	24,739,300
平塚市	66	268	7,924,125	81,280	809,295	171,620	8,986,320
鎌倉市	52	550	19,188,232	1,194,503	1,218,823	164,682	21,766,240
藤沢市	63	728	27,190,582	3,385,366	2,419,432	103,830	33,099,210
小田原市	118	691	23,128,459	1,202,650	2,224,241	56,320	26,611,670
茅ヶ崎市	45	421	13,464,073	1,587,691	1,434,476	90,850	16,577,090
逗子市	32	217	7,112,518	322,259	762,693	31,180	8,228,650
三浦市	12	58	1,578,988	3,782	171,670	0	1,754,440
秦野市	18	145	7,305,120	833,860	609,590	8,230	8,756,800
厚木市	27	210	9,923,265	709,113	624,632	0	11,257,010
大和市	17	147	5,274,700	480,775	545,575	5,930	6,306,980
伊勢原市	16	173	7,346,400	702,370	294,229	278,791	8,621,790
海老名市	18	171	6,986,544	311,306	449,070	33,540	7,780,460
座間市	10	90	3,966,721	214,479	213,810	12,450	4,407,460
南足柄市	21	287	11,048,661	1,422,698	686,891	97,310	13,255,560
綾瀬市	18	305	11,876,804	777,216	522,180	40,120	13,216,320
葉山町	20	148	3,666,358	64,572	440,150	13,280	4,184,360
寒川町	9	87	2,576,701	52,839	201,440	32,020	2,863,000
大磯町	4	15	693,442	14,438	56,170	6,440	770,490
二宮町	8	95	2,855,517	113,743	102,570	128,210	3,200,040
中井町	5	109	3,964,236	234,144	206,330	0	4,404,710
大井町	1	4	88,510	0	9,830	0	98,340
松田町	3	59	2,430,810	196,290	73,800	0	2,700,900
山北町	7	72	2,333,187	48,773	210,470	0	2,592,430
開成町	3	22	504,000	0	56,000	0	560,000
箱根町	2	13	524,002	118,830	89,788	0	732,620
真鶴町	3	29	745,840	0	82,880	0	828,720
湯河原町	3	12	271,529	0	24,001	5,610	301,140
愛川町	0	0	0	0	0	0	0
清川村	0	0	0	0	0	0	0
県合計	1,682	12,727	450,679,505	29,474,401	38,106,982	3,244,402	521,505,290
市計	1,614	12,062	430,025,373	28,630,772	36,553,553	3,058,842	498,268,540
町村計	68	665	20,654,132	843,629	1,553,429	185,560	23,236,750

表7-3-10 現物給付費(入院/食事・生活療養費(医科・歯科))

【平成25年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分		一部負担金	他法負担分	計
横浜市	212,078	8,530,274	3,798,629,492		2,002,212,260	71,210,430	5,872,052,182
川崎市	73,467	3,067,639	1,368,364,876		738,505,040	24,464,770	2,131,334,686
相模原市	38,882	1,696,552	747,003,422		417,277,520	19,055,300	1,183,336,242
横須賀市	28,864	1,124,347	493,109,992		270,527,270	10,289,480	773,926,742
平塚市	16,877	767,390	359,497,094		167,017,550	6,844,260	533,358,904
鎌倉市	16,096	667,265	287,712,530		164,094,100	7,329,530	459,136,160
藤沢市	24,795	1,036,786	462,269,348		244,528,520	9,646,750	716,444,618
小田原市	15,979	760,504	334,403,526		182,465,940	5,417,360	522,286,826
茅ヶ崎市	14,102	565,198	250,091,658		136,065,710	5,627,290	391,784,658
逗子市	5,075	217,607	92,122,970		57,858,950	1,085,530	151,067,450
三浦市	4,295	157,972	67,938,434		38,792,570	523,430	107,254,434
秦野市	10,846	520,857	239,684,394		119,258,420	2,247,540	361,190,354
厚木市	10,929	441,456	196,499,190		104,505,770	2,899,700	303,904,660
大和市	11,179	462,399	209,509,012		107,726,310	2,686,950	319,922,272
伊勢原市	5,774	271,072	122,011,174		66,116,560	1,178,000	189,305,734
海老名市	6,386	268,691	117,355,918		67,179,120	1,437,560	185,972,598
座間市	6,906	299,155	134,000,492		72,402,890	2,042,660	208,446,042
南足柄市	3,326	158,134	70,046,166		38,344,210	694,000	109,084,376
綾瀬市	4,647	187,436	83,701,586		44,426,650	1,525,870	129,654,106
葉山町	2,519	96,090	39,948,950		25,984,440	601,310	66,534,700
寒川町	2,715	119,614	54,913,748		28,091,460	848,870	83,854,078
大磯町	2,684	116,040	53,585,742		26,371,110	1,110,930	81,067,782
二宮町	2,504	109,604	48,868,536		26,619,250	647,240	76,135,026
中井町	708	33,565	14,354,460		8,721,530	100,100	23,176,090
大井町	1,028	51,154	19,546,700		15,855,280	158,070	35,560,050
松田町	1,088	54,207	22,586,502		15,085,140	296,660	37,968,302
山北町	1,295	62,379	27,770,050		15,083,970	88,520	42,942,540
開成町	960	48,387	21,136,784		11,809,070	425,780	33,371,634
箱根町	1,393	66,972	27,518,408		18,368,840	551,880	46,439,128
真鶴町	1,082	53,862	24,618,190		12,743,990	357,170	37,719,350
湯河原町	2,814	128,900	57,305,286		31,633,980	1,021,120	89,960,386
愛川町	2,600	104,684	47,316,330		23,178,130	1,059,840	71,554,300
清川村	255	10,317	4,822,664		1,801,730	612,560	7,236,954
県合計	534,148	22,256,509	9,898,243,624		5,300,653,280	184,086,460	15,382,983,364
市計	510,503	21,200,734	9,433,951,274		5,039,305,360	176,206,410	14,649,463,044
町村計	23,645	1,055,775	464,292,350		261,347,920	7,880,050	733,520,320

表7-3-11 現物給付費(入院/合計(医科・歯科・食事・生活))

【平成25年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	229,955	3,595,426	116,054,959,689	7,642,369,771	8,735,896,640	1,225,564,842	133,658,790,942
川崎市	79,572	1,315,822	40,208,073,508	2,694,086,321	3,120,734,677	423,739,450	46,446,633,956
相模原市	41,588	704,935	19,690,566,120	1,131,589,225	1,570,046,327	244,061,210	22,636,262,882
横須賀市	31,398	492,469	15,853,771,949	928,281,872	1,135,616,123	184,367,878	18,102,037,822
平塚市	18,218	318,705	9,302,665,359	581,601,394	610,329,749	137,210,162	10,631,806,664
鎌倉市	17,645	280,568	8,295,176,943	585,479,914	668,724,297	129,982,336	9,679,363,490
藤沢市	26,777	433,396	12,752,612,801	845,422,804	909,070,008	262,824,195	14,769,929,808
小田原市	17,104	303,286	8,070,105,471	477,515,769	639,818,934	101,044,372	9,288,484,546
茅ヶ崎市	15,461	245,779	7,676,623,004	484,128,811	561,572,326	108,535,947	8,830,860,088
逗子市	5,501	91,717	2,655,922,012	175,396,422	223,094,407	28,123,599	3,082,536,440
三浦市	4,733	70,162	2,143,040,423	115,797,535	155,316,648	24,094,278	2,438,248,884
秦野市	11,598	211,768	5,479,049,855	316,940,923	428,252,281	58,474,385	6,282,717,444
厚木市	11,726	190,378	5,494,090,857	330,086,033	452,394,205	52,053,985	6,328,625,080
大和市	12,095	195,288	5,868,200,635	364,776,362	459,328,649	56,591,356	6,748,897,002
伊勢原市	6,249	113,156	3,277,745,356	207,411,334	242,118,003	38,664,491	3,765,939,184
海老名市	6,768	111,813	3,129,514,346	178,059,885	247,052,977	45,733,940	3,600,361,148
座間市	7,422	124,615	3,482,576,198	207,820,014	284,154,085	35,652,365	4,010,202,662
南足柄市	3,507	62,982	1,653,108,623	89,325,288	134,221,929	18,209,616	1,894,865,456
綾瀬市	4,940	80,331	2,190,997,961	117,134,438	181,641,039	20,050,748	2,509,824,186
葉山町	2,725	41,452	1,353,017,851	92,925,388	113,806,920	11,695,691	1,571,445,850
寒川町	3,014	52,451	1,409,860,381	86,957,123	108,267,832	18,784,312	1,623,869,648
大磯町	2,879	48,154	1,443,889,218	93,811,489	98,433,634	26,512,981	1,662,647,322
二宮町	2,670	45,521	1,377,253,119	80,860,153	101,370,950	16,330,854	1,575,815,076
中井町	761	13,439	347,714,529	15,107,434	30,094,573	4,987,154	397,903,690
大井町	1,082	20,093	482,300,189	22,206,138	43,115,258	5,236,615	552,858,200
松田町	1,148	21,128	552,563,023	30,205,603	45,926,211	7,493,385	636,188,222
山北町	1,361	24,777	562,573,456	23,739,936	51,261,496	5,867,572	643,442,460
開成町	1,007	18,261	457,847,897	24,620,841	38,395,274	5,770,242	526,634,254
箱根町	1,486	25,878	667,530,758	35,411,572	57,542,810	7,794,508	768,279,648
真鶴町	1,185	22,350	615,876,324	33,396,668	45,164,431	6,117,197	700,554,620
湯河原町	3,047	53,237	1,411,026,746	77,421,698	108,660,627	16,695,075	1,613,804,146
愛川町	2,778	49,200	1,319,195,911	77,812,550	91,417,980	20,023,979	1,508,450,420
清川村	267	4,676	127,623,713	5,191,557	8,640,494	3,407,330	144,863,094
県合計	577,667	9,383,213	285,407,074,225	18,172,892,265	21,701,481,794	3,351,696,050	328,633,144,334
市計	552,257	8,942,596	273,278,801,110	17,473,224,115	20,759,383,304	3,194,979,155	314,706,387,684
町村計	25,410	440,617	12,128,273,115	699,668,150	942,098,490	156,716,895	13,926,756,650

表7-3-12 現物給付費(入院外)

【平成25年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	6,250,111	11,970,644	83,891,223,850	1,394,567,684	9,453,850,330	1,067,951,466	95,807,593,330
川崎市	1,886,973	3,814,122	25,881,065,841	421,054,893	3,001,494,811	315,974,475	29,619,590,020
相模原市	944,258	1,736,316	12,921,782,232	219,532,940	1,365,065,863	146,658,865	14,653,039,900
横須賀市	901,351	1,735,804	12,085,224,411	216,660,212	1,176,496,006	162,715,011	13,641,095,640
平塚市	405,439	749,742	5,645,864,611	106,131,540	535,456,828	103,884,171	6,391,337,150
鎌倉市	432,728	733,132	6,000,827,709	97,791,649	753,265,400	96,353,352	6,948,238,110
藤沢市	713,801	1,286,161	9,211,288,212	138,350,945	1,020,211,327	182,486,216	10,552,336,700
小田原市	375,916	708,980	5,218,076,250	82,274,428	547,803,021	69,940,151	5,918,093,850
茅ヶ崎市	394,883	709,967	5,229,846,580	90,046,868	571,213,334	69,810,388	5,960,917,170
逗子市	152,120	269,192	1,972,242,890	31,484,385	237,098,562	25,663,323	2,266,489,160
三浦市	109,705	216,847	1,525,954,060	29,686,814	144,183,401	21,416,735	1,721,241,010
秦野市	237,158	388,756	2,962,950,082	42,857,439	316,002,821	32,120,188	3,353,930,530
厚木市	267,111	512,174	3,686,608,640	57,683,904	414,530,191	39,955,525	4,198,778,260
大和市	310,019	569,705	3,992,172,458	69,664,460	441,413,402	42,945,910	4,546,196,230
伊勢原市	134,582	229,035	2,019,677,655	33,869,737	221,358,675	22,537,533	2,297,443,600
海老名市	158,788	262,840	2,577,935,816	35,270,162	275,062,522	36,746,480	2,925,014,980
座間市	170,970	327,317	2,409,766,801	43,908,768	249,827,717	28,190,395	2,731,693,681
南足柄市	81,871	137,834	1,038,923,390	11,615,282	111,884,639	11,162,448	1,173,585,759
綾瀬市	99,603	172,889	1,446,605,346	26,950,824	153,763,485	12,931,405	1,640,251,060
葉山町	74,193	118,482	982,764,635	16,289,224	117,527,021	9,439,361	1,126,020,241
寒川町	58,958	117,519	862,921,864	12,324,579	95,641,779	9,707,727	980,595,949
大磯町	67,203	111,301	871,166,089	13,601,375	87,685,245	17,534,521	989,987,230
二宮町	63,670	112,375	834,030,971	14,280,582	84,404,412	12,073,345	944,789,310
中井町	15,362	25,093	186,607,046	1,777,612	20,511,765	1,417,317	210,313,740
大井町	24,148	41,301	306,425,344	4,048,449	33,428,393	3,904,914	347,807,100
松田町	23,190	39,422	325,837,116	5,632,100	33,428,311	4,019,463	368,916,990
山北町	27,590	49,558	380,662,909	3,816,529	38,841,712	4,600,000	427,921,150
開成町	25,491	48,241	342,301,653	5,107,369	34,864,807	3,723,001	385,996,830
箱根町	28,172	52,182	390,373,390	5,335,714	43,068,346	3,833,780	442,611,230
真鶴町	20,356	30,867	270,865,474	2,702,001	28,383,022	2,297,473	304,247,970
湯河原町	63,836	110,598	867,216,682	12,405,027	92,359,596	8,043,465	980,024,770
愛川町	53,715	90,226	637,363,812	10,971,783	62,481,164	10,682,871	721,499,630
清川村	5,215	8,895	82,980,235	818,551	8,312,072	1,255,552	93,366,410
県合計	14,578,486	27,487,517	197,059,554,054	3,258,513,829	21,770,919,980	2,581,976,827	224,670,964,690
市計	14,027,387	26,531,457	189,718,036,834	3,149,402,934	20,989,982,335	2,489,444,037	216,346,866,140
町村計	551,099	956,060	7,341,517,220	109,110,895	780,937,645	92,532,790	8,324,098,550

表7-3-13 現物給付費(歯科)

【平成25年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	945,695	1,968,517	11,712,237,550	4,546,504	1,538,308,080	120,405,666	13,375,497,800
川崎市	283,027	605,026	3,557,448,178	1,353,985	481,277,346	31,906,871	4,071,986,380
相模原市	147,454	317,221	1,925,452,921	643,839	239,128,042	15,999,308	2,181,224,110
横須賀市	126,615	259,203	1,520,732,596	476,042	183,644,620	15,553,132	1,720,406,390
平塚市	56,119	113,763	698,444,964	202,893	84,241,098	9,068,045	791,957,000
鎌倉市	65,450	135,794	763,927,431	221,867	112,365,686	9,691,386	886,206,370
藤沢市	106,150	216,383	1,265,864,662	421,983	162,543,158	21,207,737	1,450,037,540
小田原市	47,211	100,739	607,142,454	379,152	77,272,199	5,724,275	690,518,080
茅ヶ崎市	59,543	122,486	730,802,018	243,801	95,758,120	6,092,551	832,896,490
逗子市	23,710	51,849	296,451,273	82,571	40,946,779	2,704,807	340,185,430
三浦市	15,303	29,877	179,872,855	43,468	20,813,463	2,010,664	202,740,450
秦野市	31,592	68,532	385,316,229	193,646	48,510,673	2,965,922	436,986,470
厚木市	38,471	80,495	465,805,874	179,400	60,561,984	4,029,442	530,576,700
大和市	46,847	101,290	588,567,110	182,507	75,939,418	4,914,825	669,603,860
伊勢原市	19,230	41,002	243,595,648	167,034	30,759,148	2,372,670	276,894,500
海老名市	24,492	50,071	295,253,879	88,830	35,516,290	3,821,541	334,680,540
座間市	27,775	57,267	338,803,399	188,977	42,576,472	2,696,402	384,265,250
南足柄市	10,987	24,710	142,593,419	436,462	17,151,639	1,243,910	161,425,430
綾瀬市	16,254	32,781	203,694,675	62,414	25,218,785	1,375,836	230,351,710
葉山町	11,264	23,623	141,765,553	34,288	19,759,723	1,027,626	162,587,190
寒川町	9,294	17,273	103,812,095	7,100	12,771,569	960,646	117,551,410
大磯町	9,471	19,612	118,500,578	32,641	14,716,764	1,707,237	134,957,220
二宮町	8,919	19,081	107,957,815	25,411	12,805,374	1,275,010	122,063,610
中井町	1,963	4,627	25,311,683	3,010	3,041,779	182,398	28,538,870
大井町	3,011	7,320	42,559,520	4,747	5,522,535	296,618	48,383,420
松田町	3,573	7,322	43,995,745	61,141	5,698,046	354,318	50,109,250
山北町	3,278	7,290	43,262,392	4,252	5,080,729	419,527	48,766,900
開成町	3,305	7,294	46,348,569	18,660	5,230,416	424,025	52,021,670
箱根町	3,611	7,708	42,144,912	8,615	5,251,562	341,291	47,746,380
真鶴町	2,164	4,786	26,876,733	3,748	3,224,338	140,391	30,245,210
湯河原町	7,737	15,855	98,216,021	41,947	11,867,317	1,090,245	111,215,530
愛川町	6,162	13,557	79,559,594	21,235	9,498,144	858,727	89,937,700
清川村	574	1,230	7,352,254	0	876,832	83,394	8,312,480
県合計	2,166,251	4,533,584	26,849,670,599	10,382,170	3,487,878,128	272,946,443	30,620,877,340
市計	2,091,925	4,377,006	25,922,007,135	10,115,375	3,372,533,000	263,784,990	29,568,440,500
町村計	74,326	156,578	927,663,464	266,795	115,345,128	9,161,453	1,052,436,840

表7-3-14 現物給付費(入院(食事・生活療養含)・入院外・歯科/合計)

【平成25年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	7,425,761	17,534,587	211,658,421,089	9,041,483,959	19,728,055,050	2,413,921,974	242,841,882,072
川崎市	2,249,572	5,734,970	69,646,587,527	3,116,495,199	6,603,506,834	771,620,796	80,138,210,356
相模原市	1,133,300	2,758,472	34,537,801,273	1,351,766,004	3,174,240,232	406,719,383	39,470,526,892
横須賀市	1,059,364	2,487,476	29,459,728,956	1,145,418,126	2,495,756,749	362,636,021	33,463,539,852
平塚市	479,776	1,182,210	15,646,974,934	687,935,827	1,230,027,675	250,162,378	17,815,100,814
鎌倉市	515,823	1,149,494	15,059,932,083	683,493,430	1,534,355,383	236,027,074	17,513,807,970
藤沢市	846,728	1,935,940	23,229,765,675	984,195,732	2,091,824,493	466,518,148	26,772,304,048
小田原市	440,231	1,113,005	13,895,324,175	560,169,349	1,264,894,154	176,708,798	15,897,096,476
茅ヶ崎市	469,887	1,078,232	13,637,271,602	574,419,480	1,228,543,780	184,438,886	15,624,673,748
逗子市	181,331	412,758	4,924,616,175	206,963,378	501,139,748	56,491,729	5,689,211,030
三浦市	129,741	316,886	3,848,867,338	145,527,817	320,313,512	47,521,677	4,362,230,344
秦野市	280,348	669,056	8,827,316,166	359,992,008	792,765,775	93,560,495	10,073,634,444
厚木市	317,308	783,047	9,646,505,371	387,949,337	927,486,380	96,038,952	11,057,980,040
大和市	368,961	866,283	10,448,940,203	434,623,329	976,681,469	104,452,091	11,964,697,092
伊勢原市	160,061	383,193	5,541,018,659	241,448,105	494,235,826	63,574,694	6,340,277,284
海老名市	190,048	424,724	6,002,704,041	213,418,877	557,631,789	86,301,961	6,860,056,668
座間市	206,167	509,199	6,231,146,398	251,917,759	576,558,274	66,539,162	7,126,161,593
南足柄市	96,365	225,526	2,834,625,432	101,377,032	263,258,207	30,615,974	3,229,876,645
綾瀬市	120,797	286,001	3,841,297,982	144,147,676	360,623,309	34,357,989	4,380,426,956
葉山町	88,182	183,557	2,477,548,039	109,248,900	251,093,664	22,162,678	2,860,053,281
寒川町	71,266	187,243	2,376,594,340	99,288,802	216,681,180	29,452,685	2,722,017,007
大磯町	79,553	179,067	2,433,555,885	107,445,505	200,835,643	45,754,739	2,787,591,772
二宮町	75,259	176,977	2,319,241,905	95,166,146	198,580,736	29,679,209	2,642,667,996
中井町	18,086	43,159	559,633,258	16,888,056	53,648,117	6,586,869	636,756,300
大井町	28,241	68,714	831,285,053	26,259,334	82,066,186	9,438,147	949,048,720
松田町	27,911	67,872	922,395,884	35,898,844	85,052,568	11,867,166	1,055,214,462
山北町	32,229	81,625	986,498,757	27,560,717	95,183,937	10,887,099	1,120,130,510
開成町	29,803	73,796	846,498,119	29,746,870	78,490,497	9,917,268	964,652,754
箱根町	33,269	85,768	1,100,049,060	40,755,901	105,862,718	11,969,579	1,258,637,258
真鶴町	23,705	58,003	913,618,531	36,102,417	76,771,791	8,555,061	1,035,047,800
湯河原町	74,620	179,690	2,376,459,449	89,868,672	212,887,540	25,828,785	2,705,044,446
愛川町	62,655	152,983	2,036,119,317	88,805,568	163,397,288	31,565,577	2,319,887,750
清川村	6,056	14,801	217,956,202	6,010,108	17,829,398	4,746,276	246,541,984
県合計	17,322,404	41,404,314	509,316,298,878	21,441,788,264	46,960,279,902	6,206,619,320	583,924,986,364
市計	16,671,569	39,851,059	488,918,845,079	20,632,742,424	45,121,898,639	5,948,208,182	560,621,694,324
町村計	650,835	1,553,255	20,397,453,799	809,045,840	1,838,381,263	258,411,138	23,303,292,040

表7-3-15 現物給付費(調剤)

【平成25年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	4,711,434	6,315,265	56,725,951,957	122,271,904	7,007,938,169	814,081,930	64,670,243,960
川崎市	1,489,739	2,039,321	19,438,186,951	47,088,053	2,456,972,407	267,453,879	22,209,701,290
相模原市	672,919	881,498	8,646,085,649	14,689,131	1,023,112,839	103,167,431	9,787,055,050
横須賀市	729,442	971,398	9,218,548,244	16,805,389	1,034,575,948	129,473,099	10,399,402,680
平塚市	299,366	389,978	3,980,776,086	8,401,939	439,652,901	76,049,724	4,504,880,650
鎌倉市	303,911	401,258	3,602,698,918	6,825,158	484,363,820	67,785,054	4,161,672,950
藤沢市	539,333	709,267	6,312,391,421	13,409,721	763,517,389	126,637,889	7,215,956,420
小田原市	274,500	373,330	3,632,201,743	6,064,838	426,482,838	49,745,841	4,114,495,260
茅ヶ崎市	294,109	386,887	3,613,145,384	6,299,544	443,733,619	47,551,393	4,110,729,940
逗子市	117,739	156,666	1,357,126,937	1,462,489	174,505,726	19,319,438	1,552,414,590
三浦市	86,363	122,746	1,299,618,054	2,534,254	143,052,321	16,605,251	1,461,809,880
秦野市	167,953	212,703	2,156,675,898	3,212,429	256,809,360	24,885,253	2,441,582,940
厚木市	187,666	245,814	2,463,873,237	3,810,434	306,815,889	29,394,300	2,803,893,860
大和市	237,480	315,353	2,863,992,586	5,325,106	353,348,064	35,366,324	3,258,032,080
伊勢原市	92,457	114,029	1,131,912,125	2,488,848	138,155,929	14,508,908	1,287,065,810
海老名市	74,172	99,173	861,958,950	1,070,701	100,683,865	13,808,854	977,522,370
座間市	119,603	165,515	1,475,277,025	2,064,989	173,346,505	19,519,571	1,670,208,090
南足柄市	60,928	80,460	743,624,051	933,460	85,717,790	8,535,909	838,811,210
綾瀬市	64,126	85,194	857,935,786	1,344,974	102,179,809	9,240,381	970,700,950
葉山町	50,522	64,988	587,201,819	1,336,940	76,884,281	6,920,030	672,343,070
寒川町	40,026	53,531	573,574,013	1,446,248	66,974,368	7,052,421	649,047,050
大磯町	53,193	69,682	709,559,407	2,412,639	79,299,848	15,076,186	806,348,080
二宮町	52,342	70,292	680,442,078	1,013,549	79,354,590	9,397,353	770,207,570
中井町	11,328	16,098	146,126,032	68,639	16,737,846	1,442,683	164,375,200
大井町	19,276	25,801	231,704,411	227,429	28,211,486	2,702,374	262,845,700
松田町	17,401	22,835	225,751,700	381,293	25,734,739	3,059,488	254,927,220
山北町	22,920	34,400	309,239,878	142,738	35,597,412	2,872,112	347,852,140
開成町	19,194	27,590	241,739,309	349,492	28,356,461	2,367,948	272,813,210
箱根町	19,269	30,640	293,396,562	310,489	35,505,208	3,201,891	332,414,150
真鶴町	12,905	15,581	165,706,450	117,466	19,120,540	1,576,174	186,520,630
湯河原町	45,382	57,727	589,443,823	732,815	68,917,538	6,927,534	666,021,710
愛川町	40,015	51,417	485,371,012	877,268	54,302,606	8,425,524	548,976,410
清川村	2,208	2,734	29,683,939	28,484	3,302,354	348,133	33,362,910
県合計	10,929,221	14,609,171	135,650,921,435	275,548,850	16,533,264,465	1,944,500,280	154,404,235,030
市計	10,523,240	14,065,855	130,381,981,002	266,103,361	15,914,965,188	1,873,130,429	148,436,179,980
町村計	405,981	543,316	5,268,940,433	9,445,489	618,299,277	71,369,851	5,968,055,050

表7-3-16 現物給付費(訪問看護療養費)

【平成25年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	12,435	82,044	758,489,079	8,774,316	30,287,210	68,646,605	866,197,210
川崎市	3,837	25,729	235,756,389	2,547,430	11,556,480	18,280,101	268,140,400
相模原市	1,570	9,592	90,441,330	1,023,045	4,235,805	6,563,220	102,263,400
横須賀市	1,307	8,739	86,760,235	1,652,780	3,992,970	5,469,365	97,875,350
平塚市	834	7,496	73,837,605	2,306,630	3,424,480	3,854,935	83,423,650
鎌倉市	859	6,204	57,034,895	915,760	1,705,525	5,360,770	65,016,950
藤沢市	1,261	8,312	76,058,075	1,064,965	1,297,340	7,672,070	86,092,450
小田原市	716	5,515	51,326,580	1,496,080	3,233,645	4,313,695	60,370,000
茅ヶ崎市	987	5,725	57,626,625	448,140	4,000,770	3,262,515	65,338,050
逗子市	257	1,405	13,258,455	71,525	910,970	803,600	15,044,550
三浦市	171	1,037	10,571,560	123,120	535,265	754,655	11,984,600
秦野市	687	5,311	54,464,155	1,346,240	2,450,460	2,752,295	61,013,150
厚木市	348	2,619	24,796,065	404,385	1,036,030	1,714,370	27,950,850
大和市	369	1,995	19,303,390	122,590	769,350	2,002,770	22,198,100
伊勢原市	275	2,116	19,856,980	367,065	652,498	1,428,257	22,304,800
海老名市	212	1,068	10,147,835	69,970	168,550	1,109,995	11,496,350
座間市	462	2,971	26,080,400	306,950	894,365	2,367,285	29,649,000
南足柄市	160	930	8,969,715	125,010	510,425	593,600	10,198,750
綾瀬市	220	1,332	11,765,083	6,190	151,790	1,457,407	13,380,470
葉山町	122	540	5,358,370	4,900	81,370	541,660	5,986,300
寒川町	60	246	2,332,710	1,445	151,340	106,405	2,591,900
大磯町	130	729	7,218,675	33,430	325,010	443,635	8,020,750
二宮町	122	827	7,301,465	35,205	553,035	316,545	8,206,250
中井町	28	256	2,233,890	18,095	120,740	109,375	2,482,100
大井町	47	313	3,208,875	93,405	193,035	234,435	3,729,750
松田町	113	633	5,940,370	18,525	83,550	678,955	6,721,400
山北町	49	271	2,787,075	7,570	172,555	129,550	3,096,750
開成町	59	327	3,177,315	45,025	149,610	175,900	3,547,850
箱根町	31	140	1,445,025	15,075	35,685	118,565	1,614,350
真鶴町	51	653	5,256,405	94,200	402,075	87,770	5,840,450
湯河原町	63	438	4,888,035	117,165	262,350	163,600	5,431,150
愛川町	17	58	573,435	0	53,965	9,750	637,150
清川村	0	0	0	0	0	0	0
県合計	27,859	185,571	1,738,266,096	23,656,231	74,398,248	141,523,655	1,977,844,230
市計	26,967	180,140	1,686,544,451	23,172,191	71,813,928	138,407,510	1,919,938,080
町村計	892	5,431	51,721,645	484,040	2,584,320	3,116,145	57,906,150

表7-3-17 現金給付費(総合計)

【平成25年度】

	件数(件)	費用額(円)										【平成25年度】				【前年度】			
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計	被保険者数(人)	現金給付費(円)	一人あたり現金給付費(円)	被保険者数(人)	現金給付費(円)	一人あたり現金給付費(円)	被保険者数(人)	現金給付費(円)	一人あたり現金給付費(円)				
横浜 市	371,435	8,854,455,108	75,182	-2,996,518,726	104,084,102	5,962,095,666	357,901	8,854,302,290	24,740	8,643,677,867	25,123	344,060	8,643,677,867	25,123					
川 崎 市	132,566	3,279,667,177	890	-1,037,848,234	37,805,879	2,279,625,712	112,217	3,279,668,067	29,226	3,151,035,288	29,201	107,910	3,151,035,288	29,201					
相模原 市	66,433	1,388,378,400	0	-385,790,402	2,115,612	1,004,703,610	61,070	1,388,378,400	22,734	1,301,424,603	22,611	57,556	1,301,424,603	22,611					
横須賀 市	47,822	1,100,272,996	0	-358,449,256	1,207,698	743,031,438	52,834	1,100,272,996	20,825	1,043,042,926	20,322	51,325	1,043,042,926	20,322					
平塚 市	27,096	632,579,194	0	-174,146,698	473,676	458,906,172	26,562	632,579,194	23,815	612,567,956	23,987	25,537	612,567,956	23,987					
鎌倉 市	25,014	617,412,738	0	-212,970,611	775,696	405,217,823	25,906	617,412,738	23,833	624,922,316	24,772	25,227	624,922,316	24,772					
藤沢 市	41,828	982,045,523	0	-344,370,910	1,546,691	639,221,304	40,675	982,045,523	24,144	929,782,348	23,893	38,915	929,782,348	23,893					
小田原 市	18,210	412,675,817	0	-169,516,230	302,164	243,461,751	23,286	412,675,817	17,722	400,675,067	17,666	22,680	400,675,067	17,666					
茅ヶ崎 市	27,759	572,818,892	0	-159,280,275	706,690	414,245,307	24,606	572,818,892	23,280	543,211,923	23,072	23,544	543,211,923	23,072					
逗子 市	8,963	210,190,376	0	-67,462,659	193,680	142,921,397	8,928	210,190,376	23,543	204,980,101	23,572	8,696	204,980,101	23,572					
三浦 市	6,965	138,324,979	0	-45,768,235	248,186	92,804,930	7,192	138,324,979	19,233	130,468,166	18,697	6,978	130,468,166	18,697					
秦野 市	12,821	293,014,587	0	-94,857,969	297,468	198,454,086	15,531	293,014,587	18,866	297,079,095	19,991	14,861	297,079,095	19,991					
厚木 市	13,433	337,770,900	0	-118,855,835	329,052	219,244,117	17,634	337,770,900	19,155	332,272,353	19,959	16,648	332,272,353	19,959					
大和 市	19,691	410,743,494	0	-61,157,746	395,973	150,404,440	19,289	410,743,494	21,294	389,073,468	21,342	18,230	389,073,468	21,342					
伊勢原 市	8,985	211,166,213	0	-61,157,746	362,210	118,595,009	10,456	211,166,213	17,669	177,432,357	18,144	9,779	177,432,357	18,144					
海老名 市	8,626	184,392,713	0	-66,159,914	205,807	130,724,035	10,956	184,392,713	18,323	203,433,055	19,782	10,284	203,433,055	19,782					
座間 市	8,886	200,742,893	0	-70,224,665	132,929	54,664,062	5,191	200,742,893	15,910	82,844,145	16,516	5,016	82,844,145	16,516					
南足柄 市	3,294	82,591,144	0	-28,060,011	70,591	89,079,069	7,123	82,591,144	17,785	121,736,673	18,364	6,629	121,736,673	18,364					
綾瀬 市	5,887	126,680,047	0	-37,671,569	40,346	72,515,162	4,545	126,680,047	23,506	105,704,718	23,866	4,429	105,704,718	23,866					
葉山 町	4,421	106,833,100	0	-34,358,284	67,804	54,944,198	4,149	106,833,100	20,003	75,559,714	19,217	3,932	75,559,714	19,217					
寒川 町	3,240	82,992,341	0	-28,115,947	114,254	58,026,929	4,421	82,992,341	20,298	92,193,274	21,505	4,287	92,193,274	21,505					
大磯 町	3,120	89,735,577	0	-31,822,902	51,360	55,611,386	4,069	89,735,577	20,275	80,268,911	20,550	3,906	80,268,911	20,550					
二宮 町	2,773	82,497,866	0	-26,937,840	2,790	14,749,001	1,074	82,497,866	19,389	19,533,631	18,837	1,037	19,533,631	18,837					
中井 町	714	20,824,290	0	-6,078,079	1,248	19,404,232	1,660	20,824,290	15,627	24,733,764	15,449	1,601	24,733,764	15,449					
大井 町	853	25,940,733	0	-6,537,749	17,865	17,787,469	1,644	25,940,733	16,321	29,072,242	18,284	1,590	29,072,242	18,284					
松田 町	1,146	26,831,283	0	-9,061,679	8,561	14,475,915	1,878	26,831,283	12,894	25,231,445	13,486	1,871	25,231,445	13,486					
山北 町	1,103	24,215,466	0	-9,748,112	0	9,946,479	1,540	24,215,466	12,001	19,012,711	12,873	1,477	19,012,711	12,873					
開成 町	619	18,482,075	0	-8,535,596	41,028	13,929,418	1,817	18,482,075	15,546	25,375,491	14,216	1,785	25,375,491	14,216					
箱根 町	962	28,247,364	0	-14,358,974	14,772	13,220,301	1,367	28,247,364	15,922	21,729,261	16,048	1,354	21,729,261	16,048					
真鶴 町	927	21,765,015	0	-8,559,486	85,406	44,025,274	4,120	21,765,015	17,013	75,958,446	18,895	4,020	75,958,446	18,895					
湯河原 町	3,205	70,094,102	0	-26,154,234	113,153	39,929,089	3,699	70,094,102	15,958	53,114,062	15,081	3,522	53,114,062	15,081					
愛川 町	2,548	59,028,683	0	-19,212,747	1,274	2,244,244	354	59,028,683	12,754	4,938,722	14,357	344	4,938,722	14,357					
清川 村	178	4,514,839	0	-2,271,869	152,401,490	14,071,930,478	872,829	4,514,839	23,714	20,052,025,317	23,936	837,721	20,052,025,317	23,936					
県合 計	881,523	20,697,925,925	81,020	-6,778,477,957	151,841,629	13,641,121,381	836,491	20,698,006,945	23,952	19,399,598,925	24,172	802,567	19,399,598,925	24,172					
市 計	855,714	20,035,923,191	81,020	-6,546,724,459	151,841,629	13,641,121,381	836,491	20,036,004,211	23,952	19,399,598,925	24,172	802,567	19,399,598,925	24,172					
町 村 計	25,809	662,002,734	0	-231,753,498	559,861	430,809,097	36,337	662,002,734	18,218	652,426,392	18,559	35,155	652,426,392	18,559					

※ 被保険者が一部負担金として負担した費用のうち、高額療養費、高額介護合算療養費、食事・生活療養等として現金給付をしたものについては、一部負担金から減額し保険者負担分に計上しているため、マイナス表記としている。

※ 費用額のうち、保険者負担分と高額療養費を足した金額を現金給付費として計上している。

表7-3-18 現金給付費(一般診療～高額介護合算療養費)

【平成25年度】

	一般診療						高額療養費						高額介護合算療養費					
	件数 (件)	費用額(円)		他法負担分	計	※件数 (件)	費用額(円)		計	件数 (件)	費用額(円)		計					
		保険者負担分	高額療養費				一部負担金	一部負担金			一部負担金	一部負担金						
横浜 市	152	2,964,530	0	422,262	0	3,386,792	0	3,386,792	0	17,914	349,626,028	-349,626,028	0					
川崎 市	113	1,961,255	0	330,811	0	2,292,066	0	2,292,066	0	5,164	110,508,394	-110,508,394	0					
相模原 市	20	838,942	0	94,028	0	932,970	0	932,970	0	2,205	42,693,804	-42,693,804	0					
横須賀 市	30	288,376	0	50,344	0	338,720	0	338,720	0	2,032	37,442,406	-37,442,406	0					
平塚 市	7	88,365	0	10,885	0	99,250	0	99,250	0	982	20,221,309	-20,221,309	0					
鎌倉 市	17	187,147	0	34,903	0	222,050	0	222,050	0	1,056	23,035,156	-23,035,156	0					
藤沢 市	26	315,557	0	43,663	0	359,220	0	359,220	0	1,426	42,405,387	-42,405,387	0					
小田原 市	4	35,941	0	9,649	0	45,590	0	45,590	0	738	15,613,035	-15,613,035	0					
茅ヶ崎 市	4	77,613	0	20,497	0	98,110	0	98,110	0	831	16,867,918	-16,867,918	0					
逗子 市	4	57,621	0	8,429	0	66,050	0	66,050	0	358	7,749,756	-7,749,756	0					
三浦 市	7	30,160	0	7,615	0	37,775	0	37,775	0	319	5,616,370	-5,616,370	0					
秦野 市	6	57,007	0	8,423	0	65,430	0	65,430	0	661	10,620,145	-10,620,145	0					
厚木 市	12	224,703	0	24,967	0	249,670	0	249,670	0	644	11,814,613	-11,814,613	0					
大和市	17	5,233,998	0	564,102	0	5,798,100	0	5,798,100	0	835	14,652,543	-14,652,543	0					
伊勢原 市	2	9,648	0	1,072	0	10,720	0	10,720	0	377	7,385,784	-7,385,784	0					
海老名 市	6	107,055	0	11,895	0	118,950	0	118,950	0	368	7,327,637	-7,327,637	0					
座間 市	1	30,141	0	3,349	0	33,490	0	33,490	0	458	6,037,503	-6,037,503	0					
南足柄 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	123	2,354,881	-2,354,881	0					
綾瀬 市	4	46,521	0	5,169	0	51,690	0	51,690	0	230	4,403,168	-4,403,168	0					
葉山 町	6	64,622	0	13,118	0	77,740	0	77,740	0	235	4,434,649	-4,434,649	0					
寒川 町	1	3,474	0	386	0	3,860	0	3,860	0	152	3,076,260	-3,076,260	0					
大磯 町	2	11,196	0	1,244	0	12,440	0	12,440	0	181	3,912,666	-3,912,666	0					
二宮 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	152	2,898,123	-2,898,123	0					
中井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	533,620	-533,620	0					
大井 町	2	6,734	0	2,886	0	9,620	0	9,620	0	36	650,546	-650,546	0					
松田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	425,182	-425,182	0					
山北 町	1	28,818	0	3,202	0	32,020	0	32,020	0	64	1,185,943	-1,185,943	0					
開成 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	661,541	-661,541	0					
箱根 町	1	4,032	0	448	0	4,480	0	4,480	0	77	818,325	-818,325	0					
真鶴 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	454,397	-454,397	0					
湯河原 町	4	57,582	0	6,398	0	63,980	0	63,980	0	103	1,538,385	-1,538,385	0					
愛川 町	1	78,585	0	8,605	0	87,190	0	87,190	0	134	1,614,631	-1,614,631	0					
清川 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	98,337	-98,337	0					
県合 計	450	12,809,623	0	1,688,350	0	14,497,973	0	14,497,973	0	38,009	758,678,442	-758,678,442	0					
市 町 村 計	432	12,554,580	0	1,652,063	0	14,206,643	0	14,206,643	0	36,721	736,375,837	-736,375,837	0					
町 村 計	18	255,043	0	36,287	0	291,330	0	291,330	0	1,288	22,302,605	-22,302,605	0					

※ 標準システムの不具合により件数の集計不可。  
 ※ 被保険者が一部負担金として負担した費用のうち、高額療養費、高額介護合算療養費として現金給付をしたものについては、一部負担金から減額し保険者負担分に計上しているため、マイナス表記としている。

表7-3-19 現金給付費(補装具～柔道整復師の施術)

【平成25年度】

	補装具					※柔道整復師の施術						
	件数 (件)	費用額(円)				件数 (件)	費用額(円)					
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分		計	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜 市	6,655	207,117,724	0	29,063,646	0	236,181,370	331,162	4,774,402,703	75,182	538,549,420	104,084,102	5,417,111,407
川崎 市	2,384	68,045,003	0	9,680,591	0	77,725,594	117,813	1,822,313,356	890	213,637,794	37,805,879	2,073,757,919
相模原 市	926	26,155,684	0	3,417,311	0	29,572,995	61,703	823,850,246	0	104,553,163	2,115,612	930,519,021
横須賀 市	906	26,146,421	0	3,362,918	0	29,509,339	43,131	611,068,860	0	76,221,911	1,207,698	688,498,469
平塚 市	575	18,007,045	0	2,371,433	0	20,378,478	23,928	376,507,724	0	47,758,303	473,676	424,739,703
鎌倉 市	706	19,315,964	0	2,937,322	0	22,253,286	21,613	309,981,352	0	44,276,840	775,696	355,033,888
藤沢 市	896	24,595,777	0	3,591,109	0	28,186,886	38,059	519,517,402	0	69,611,998	1,546,691	590,676,091
小田原 市	553	15,394,020	0	2,131,839	0	17,525,859	16,077	194,706,242	0	26,435,909	302,164	221,444,315
茅ヶ崎 市	421	14,168,336	0	2,077,307	0	16,245,643	25,612	332,867,090	0	43,549,506	706,690	377,123,286
逗子 市	198	7,278,299	0	1,028,005	0	8,306,304	8,056	116,543,458	0	16,152,101	193,680	132,889,239
三浦 市	124	3,673,294	0	433,911	0	4,107,205	6,180	75,883,286	0	9,131,015	248,186	85,262,487
秦野 市	257	7,361,531	0	962,666	0	8,324,197	11,692	167,560,361	0	21,564,470	297,468	189,422,299
厚木 市	423	12,890,888	0	1,719,359	0	14,610,247	11,630	163,804,131	0	20,590,966	329,052	184,724,149
大和市	210	5,921,340	0	810,944	0	6,732,284	18,107	239,757,749	4,948	31,528,730	587,525	271,878,952
伊勢原 市	145	4,454,616	0	587,623	0	5,042,239	8,019	121,068,795	0	15,456,122	395,973	136,920,890
海老名 市	185	5,540,390	0	805,273	0	6,345,663	7,810	96,778,922	0	12,176,854	362,210	109,317,986
座間 市	161	4,682,224	0	735,158	0	5,417,382	7,831	102,466,783	0	13,071,351	205,807	115,743,941
南足柄 市	84	2,691,709	0	317,192	0	3,008,901	3,072	45,587,537	0	5,781,855	132,929	51,502,321
綾瀬 市	133	3,351,236	0	463,202	0	3,814,438	5,385	71,985,951	0	10,080,554	70,591	82,137,096
葉山 町	85	2,761,835	0	411,672	0	3,173,507	4,058	60,693,203	0	7,972,850	40,346	68,706,399
寒川 町	50	1,461,727	0	213,580	0	1,675,307	2,900	45,820,352	0	5,691,600	67,804	51,579,756
大磯 町	77	2,153,785	0	298,969	0	2,452,754	2,669	44,321,696	0	5,445,488	114,254	49,881,438
二宮 町	97	3,701,022	0	461,751	0	4,162,773	2,426	40,710,947	0	4,931,096	51,360	45,693,403
中井 町	12	408,176	0	45,359	0	453,535	636	12,028,555	0	1,551,021	2,790	13,582,366
大井 町	31	806,454	0	118,036	0	924,490	782	16,336,247	0	2,127,827	1,248	18,465,322
松田 町	21	617,528	0	85,905	0	703,433	1,078	15,070,993	0	1,995,178	17,865	17,084,036
山北 町	29	935,532	0	108,012	0	1,043,544	1,005	11,754,862	0	1,636,928	8,561	13,400,351
開成 町	24	748,846	0	93,482	0	842,328	559	8,103,905	0	1,000,246	0	9,104,151
箱根 町	54	1,573,583	0	239,658	0	1,813,241	830	10,437,190	0	1,633,479	41,028	12,111,697
真鶴 町	30	987,907	0	133,242	0	1,121,149	829	10,192,371	0	1,210,032	14,772	11,417,175
湯河原 町	93	2,404,845	0	365,304	0	2,770,149	2,957	34,778,816	0	4,488,548	85,406	39,352,770
愛川 町	49	1,288,901	0	154,106	0	1,443,007	2,266	29,745,676	0	3,718,698	113,153	33,577,527
清川 村	7	164,306	0	18,260	0	182,566	154	1,519,182	0	180,822	1,274	1,701,278
県合計	16,601	496,805,948	0	69,244,145	0	566,050,093	790,029	11,308,165,943	81,020	1,363,712,675	152,401,490	12,824,361,128
市計	15,942	476,791,501	0	66,496,809	0	543,288,310	766,880	10,966,651,948	81,020	1,320,128,862	151,841,629	12,438,703,459
町計	659	20,014,447	0	2,747,336	0	22,761,783	23,149	341,513,995	0	43,583,813	559,861	385,657,669

※ 標準システムの不具合により区分わけが不可能なため、受領委任払いによる「柔整」、「はり・きゆう」が混在した数値となっている。

表7-3-20 現金給付費(あんま・マッサージ～はり・きゅう)

【平成25年度】

	※あんま・マッサージ										※はり・きゅう				
	件数 (件)	費用額(円)					件数 (件)	費用額(円)							
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計			
横浜 市	9,221	187,336,917	0	26,391,079	0	213,727,996	3,735	63,587,873	0	8,817,942	0	72,405,815			
川崎 市	4,048	85,518,908	0	11,950,676	0	97,469,584	1,806	22,342,847	0	3,222,582	0	25,565,429			
相模原 市	671	18,807,887	0	2,496,653	0	21,304,540	466	3,170,163	0	483,642	0	3,653,805			
横須賀 市	417	10,942,933	0	1,442,342	0	12,385,275	446	10,400,286	0	1,316,974	0	11,717,260			
平塚 市	443	9,800,342	0	1,304,363	0	11,104,705	166	2,098,398	0	284,652	0	2,383,050			
鎌倉 市	853	18,012,302	0	2,687,298	0	20,699,600	326	5,768,355	0	820,385	0	6,588,740			
藤沢 市	715	15,202,702	0	2,017,953	0	17,220,655	148	2,333,384	0	289,236	0	2,622,620			
小田原 市	63	1,774,694	0	233,991	0	2,008,685	52	1,505,531	0	167,289	0	1,672,820			
茅ヶ崎 市	604	17,648,294	0	2,236,180	0	19,884,474	40	670,813	0	74,542	0	745,355			
逗子 市	30	546,306	0	60,704	0	607,010	22	69,720	0	22,955	0	92,675			
三浦 市	43	1,250,433	0	138,937	0	1,389,370	234	1,725,130	0	192,390	0	1,917,520			
秦野 市	7	180,360	0	20,040	0	200,400	38	201,342	0	33,683	0	235,025			
厚木 市	259	9,685,894	0	1,263,396	0	10,949,290	289	7,391,761	0	930,729	0	8,322,490			
大和市	219	5,944,140	0	884,296	0	6,828,436	96	2,029,680	0	225,530	0	2,255,210			
伊勢原 市	206	4,630,599	0	516,919	0	5,147,518	49	2,079,504	0	231,061	0	2,310,565			
海老名 市	113	2,531,169	0	281,241	0	2,812,410	0	0	0	0	0	0			
座間 市	339	8,271,773	0	925,742	0	9,197,515	15	72,923	0	8,107	0	81,030			
南足柄 市	1	52,884	0	5,876	0	58,760	0	0	0	0	0	0			
綾瀬 市	84	2,701,019	0	300,116	0	3,001,135	0	0	0	0	0	0			
葉山 町	8	437,760	0	48,640	0	486,400	2	60,327	0	6,703	0	67,030			
寒川 町	96	1,300,820	0	214,095	0	1,514,915	8	62,603	0	6,957	0	69,560			
大磯 町	46	895,843	0	115,382	0	1,011,225	76	3,995,056	0	589,932	0	4,584,988			
二宮 町	1	18,765	0	2,085	0	20,850	79	5,130,512	0	576,508	0	5,707,020			
中井 町	0	0	0	0	0	0	11	641,789	0	71,311	0	713,100			
大井 町	2	4,320	0	480	0	4,800	0	0	0	0	0	0			
松田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
山北 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
開成 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
箱根 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
真鶴 町	33	579,084	0	66,803	0	645,887	0	0	0	0	0	0			
湯河原 町	22	1,242,931	0	138,109	0	1,381,040	22	390,615	0	43,405	0	434,020			
愛川 町	78	3,570,795	0	396,755	0	3,967,550	14	752,745	0	83,640	0	836,385			
清川 村	4	324,360	0	36,040	0	360,400	0	0	0	0	0	0			
県合計	18,626	409,214,234	0	56,176,191	0	465,390,425	8,140	136,481,357	0	18,500,155	0	154,981,512			
市計	18,336	400,839,556	0	55,157,802	0	455,997,358	7,928	125,447,710	0	17,121,699	0	142,569,409			
町村計	290	8,374,678	0	1,018,389	0	9,393,067	212	11,033,647	0	1,378,456	0	12,412,103			

※ 受領委任払分以外の市町村申請分の数値を集計したもの。

表7-3-21 現金給付費(移送～その他(食事・生活療養含))

【平成25年度】

	移送					その他					
	件数 (件)	費用額(円)				件数 (件)	費用額(円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分		計	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分
横浜 市	0	0	0	0	0	2,596	29,034,369	0	-9,752,083	0	19,282,286
川崎 市	0	0	0	0	0	1,238	9,368,580	0	-6,553,460	0	2,815,120
相模原 市	1	17,900	0	0	17,900	441	18,778,687	0	-76,308	0	18,702,379
横須賀 市	0	0	0	0	0	860	5,702,767	0	-5,120,392	0	582,375
平塚 市	0	0	0	0	0	995	6,463,757	0	-6,262,771	0	200,986
鎌倉 市	0	0	0	0	0	443	2,827,693	0	-2,407,434	0	420,259
藤沢 市	0	0	0	0	0	558	3,118,386	0	-2,962,554	0	155,832
小田原 市	0	0	0	0	0	723	3,668,829	0	-2,904,347	0	764,482
茅ヶ崎 市	0	0	0	0	0	247	1,475,288	0	-1,326,849	0	148,439
逗子 市	0	0	0	0	0	295	3,434,915	0	-2,474,796	0	960,119
三浦 市	0	0	0	0	0	58	287,227	0	-196,654	0	90,573
秦野 市	0	0	0	0	0	160	1,160,634	0	-953,899	0	206,735
厚木 市	0	0	0	0	0	176	1,318,873	0	-930,602	0	388,271
大和市	1	7,720	0	0	7,720	206	1,389,871	0	-1,169,120	0	220,751
伊勢原 市	0	0	0	0	0	187	1,805,102	0	-832,594	0	972,508
海老名 市	0	0	0	0	0	144	731,926	0	-731,926	0	0
座間 市	0	0	0	0	0	81	679,132	0	-428,455	0	250,677
南足柄 市	0	0	0	0	0	14	117,302	0	-23,222	0	94,080
綾瀬 市	0	0	0	0	0	51	303,387	0	-228,677	0	74,710
葉山 町	0	0	0	0	0	27	73,024	0	-68,938	0	4,086
寒川 町	0	0	0	0	0	33	257,150	0	-156,350	0	100,800
大磯 町	0	0	0	0	0	69	285,919	0	-201,835	0	84,084
二宮 町	0	0	0	0	0	18	119,206	0	-91,866	0	27,340
中井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松田 町	0	0	0	0	0	12	187,350	0	-187,350	0	0
山北 町	0	0	0	0	0	4	14,730	0	-14,730	0	0
開成 町	0	0	0	0	0	10	26,526	0	-26,526	0	0
箱根 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
真鶴 町	0	0	0	0	0	2	25,262	0	10,828	0	36,090
湯河原 町	1	19,850	0	0	19,850	3	16,558	0	-13,093	0	3,465
愛川 町	0	0	0	0	0	6	58,727	0	-41,297	0	17,430
清川 村	0	0	0	0	0	8	39,850	0	-39,850	0	0
県合計	3	45,470	0	0	45,470	9,665	92,771,027	0	-46,167,150	0	46,603,877
市計	2	25,620	0	0	25,620	9,473	91,666,725	0	-45,336,143	0	46,330,582
町村計	1	19,850	0	0	19,850	192	1,104,302	0	-831,007	0	273,295

表7-3-22 葬祭費支給状況

【平成25年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計件数	支給金額	
横浜市	鶴見区	128	124	98	116	88	87	80	78	104	99	114	141	1,257	62,850,000
	神奈川区	130	72	99	109	71	108	86	69	94	71	99	124	1,132	56,600,000
	西区	71	42	37	44	35	36	50	44	62	43	45	47	556	27,800,000
	中区	92	67	48	53	55	71	66	40	66	58	63	77	756	37,800,000
	南区	120	95	85	94	90	80	96	77	118	84	92	103	1,134	56,700,000
	保土ヶ谷区	140	103	89	100	92	91	75	76	105	88	116	97	1,172	58,600,000
	磯子区	90	75	56	96	67	77	59	66	77	70	106	86	925	46,250,000
	金沢区	113	94	87	105	99	108	94	92	121	111	111	106	1,241	62,050,000
	港北区	143	111	99	134	101	120	91	101	101	79	97	138	1,315	65,750,000
	戸塚区	158	92	100	107	115	141	88	76	125	76	111	96	1,285	64,250,000
	港南区	128	97	94	111	77	79	68	82	86	81	117	108	1,128	56,400,000
	旭区	162	108	102	141	105	130	104	100	161	109	130	147	1,499	74,950,000
	緑区	84	72	30	81	40	72	35	69	70	57	70	87	767	38,350,000
	瀬谷区	84	59	54	66	47	62	50	48	54	43	54	72	693	34,650,000
	栄区	68	46	44	71	47	49	54	54	64	59	63	50	669	33,450,000
	泉区	90	82	62	73	68	65	58	57	72	66	89	73	855	42,750,000
青葉区	122	94	74	107	79	98	81	72	98	94	76	97	1,092	54,600,000	
都筑区	42	52	37	71	43	43	39	48	51	34	68	35	563	28,150,000	
川崎市	川崎区	123	108	87	94	73	92	69	93	99	82	95	92	1,107	55,350,000
	幸区	110	49	61	59	58	64	57	39	72	58	83	75	785	39,250,000
	中原区	102	59	70	81	60	85	63	55	85	55	70	89	874	43,700,000
	高津区	87	74	60	75	61	49	45	58	68	52	58	79	766	38,300,000
	多摩区	83	67	67	71	45	73	56	45	70	52	75	68	772	38,600,000
	宮前区	85	49	51	60	58	66	48	49	49	56	61	53	685	34,250,000
麻生区	89	71	49	57	46	63	55	61	63	67	77	60	758	37,900,000	
相模原市	380	233	187	311	196	257	228	196	292	239	267	310	3,096	154,800,000	
横須賀市	396	226	241	282	211	261	204	213	280	245	299	316	3,174	158,700,000	
平塚市	150	105	115	119	93	128	90	106	143	114	157	139	1,459	72,950,000	
鎌倉市	164	116	109	113	98	123	89	73	108	101	126	139	1,359	67,950,000	
藤沢市	229	152	159	200	145	200	151	152	204	190	196	171	2,149	107,450,000	
小田原市	130	91	89	119	88	114	100	92	113	121	142	112	1,311	65,550,000	
茅ヶ崎市	159	107	90	129	78	103	82	98	114	111	136	107	1,314	65,700,000	
逗子市	59	27	24	40	24	33	26	36	35	47	33	37	421	21,050,000	
三浦市	56	41	21	32	30	22	31	21	44	27	38	38	401	20,050,000	
秦野市	98	67	72	76	54	74	63	51	77	67	83	67	849	42,450,000	
厚木市	123	89	65	98	53	69	86	61	98	69	93	98	1,002	50,100,000	
大和市	94	70	40	111	70	91	77	69	68	71	81	78	920	46,000,000	
伊勢原市	62	39	29	45	37	31	40	35	49	41	53	48	509	25,450,000	
海老名市	62	44	42	53	27	47	40	31	47	39	59	40	531	26,550,000	
座間市	65	44	40	52	43	49	48	40	54	38	45	60	578	28,900,000	
南足柄市	27	31	23	26	16	26	19	21	34	24	33	19	299	14,950,000	
綾瀬市	38	28	30	27	27	32	30	29	39	32	45	27	384	19,200,000	
葉山町	42	23	31	21	17	24	10	23	11	22	22	26	272	13,600,000	
寒川町	21	20	15	19	10	24	16	20	19	18	20	28	230	11,500,000	
大磯町	32	23	12	24	15	19	17	24	30	16	28	14	254	12,700,000	
二宮町	25	17	14	17	15	11	12	18	23	23	19	22	216	10,800,000	
中井町	11	6	2	8	3	7	6	6	6	7	3	5	70	3,500,000	
大井町	14	12	5	9	8	9	9	8	5	5	9	7	100	5,000,000	
松田町	7	14	3	11	7	7	7	4	7	9	9	9	94	4,700,000	
山北町	18	10	9	6	12	5	8	8	14	10	7	5	112	5,600,000	
開成町	11	4	7	7	13	7	5	7	12	5	6	6	90	4,500,000	
箱根町	14	7	7	6	3	7	7	4	8	12	8	9	92	4,600,000	
真鶴町	9	2	11	7	7	8	5	6	12	6	5	8	86	4,300,000	
湯河原町	37	22	21	24	15	19	19	16	19	28	18	25	263	13,150,000	
愛川町	25	17	10	20	13	14	16	10	15	16	21	23	200	10,000,000	
清川村	1	2	0	1	0	0	4	1	1	4	1	1	16	800,000	
合計	5,203	3,651	3,263	4,189	3,148	3,830	3,212	3,128	4,116	3,501	4,202	4,194	45,637	2,281,850,000	

表7-4-1 健康診査受診者数

【平成26年3月】

	H25. 4. 1被保険者数(人)	受診者数(人)	受診率
横浜市	353,143	38,033	10.77%
川崎市	110,802	35,082	31.66%
相模原市	59,711	15,124	25.33%
横須賀市	52,440	8,276	15.78%
平塚市	26,239	8,488	32.35%
鎌倉市	25,706	9,204	35.80%
藤沢市	40,105	22,053	54.99%
小田原市	23,152	6,137	26.51%
茅ヶ崎市	24,221	12,496	51.59%
逗子市	8,853	2,069	23.37%
三浦市	7,099	1,084	15.27%
秦野市	15,284	5,464	35.75%
厚木市	17,233	6,286	36.48%
大和市	18,913	8,411	44.47%
伊勢原市	8,958	3,388	37.82%
海老名市	10,187	3,673	36.06%
座間市	10,684	4,043	37.84%
南足柄市	5,130	1,276	24.87%
綾瀬市	6,935	3,522	50.79%
葉山町	4,510	1,086	24.08%
寒川町	4,071	1,662	40.83%
大磯町	4,374	243	5.56%
二宮町	4,013	1,503	37.45%
中井町	1,066	222	20.83%
大井町	1,641	559	34.06%
松田町	1,636	240	14.67%
山北町	1,869	223	11.93%
開成町	1,533	113	7.37%
箱根町	1,799	621	34.52%
真鶴町	1,366	338	24.74%
湯河原町	4,078	821	20.13%
愛川町	3,651	1,815	49.71%
清川村	350	175	50.00%
県合計	860,752	203,730	23.67%

表7-5-1 再審査状況

【平成25年度】

	4月再審査(円)	5月再審査(円)	6月再審査(円)	7月再審査(円)	8月再審査(円)	9月再審査(円)	10月再審査(円)	11月再審査(円)	12月再審査(円)	1月再審査(円)	2月再審査(円)	3月再審査(円)	合計(円)
横 浜 市	31,144,141	33,989,710	36,859,213	21,926,346	41,605,026	30,228,325	40,568,880	48,785,471	49,787,843	56,616,182	31,784,260	76,330,169	499,625,566
川 崎 市	32,052,943	25,293,668	25,772,250	35,984,910	44,540,366	32,254,734	33,984,419	25,961,928	44,537,134	31,268,281	38,153,112	29,061,603	398,865,348
相 模 原 市	4,734,026	3,436,189	5,845,912	10,201,265	6,997,409	9,632,684	3,973,528	8,633,966	4,411,927	12,317,214	12,514,806	4,686,607	87,385,533
横 須 賀 市	1,271,360	185,106	2,167,531	2,843,453	913,703	732,838	4,768,379	1,027,542	5,485,401	4,725,266	1,058,920	587,655	25,767,154
平 塚 市	7,241,594	2,437,781	3,411,667	3,069,322	2,399,158	1,186,494	4,450,965	4,027,140	1,521,842	288,224	1,337,232	467,756	31,839,175
鎌 倉 市	6,602,687	4,504,941	2,809,198	2,610,777	1,486,940	12,639,139	480,506	9,375,547	6,594,626	5,442,522	7,031,457	3,923,452	63,501,792
藤 沢 市	2,945,673	7,415,046	629,848	5,096,288	3,469,050	1,193,940	4,727,485	72,100	11,219,930	943,408	7,058,275	520,290	45,291,333
小 田 原 市	10,613,165	3,323,757	5,549,213	2,940,350	2,454,973	1,420,685	3,231,517	4,900	2,962,445	1,895,501	1,884,911	5,010,014	41,291,431
茅 ヶ 崎 市	537,951	15,841,248	119	20,003,433	8,729,255	9,475,805	5,569,145	0	12,158,207	8,455,979	3,113,365	1,607,551	85,492,058
逗 子 市	78,050	29,827	59,808	1,697,391	1,639,258	45,252	1,163,365	153,535	246,967	4,442,280	0	1,253,828	10,809,561
三 浦 市	239,321	35,940	37,790	1,300	96,090	432,390	788,066	895,950	2,458,720	3,090,520	4,220,120	0	12,296,207
秦 野 市	1,509,701	287,290	1,745,790	543,227	2,239,821	711,563	6,359,001	1,032,383	3,212,016	3,982,150	845,764	1,884,575	24,353,281
厚 木 市	4,759,939	14,158,906	7,388,716	8,857,392	7,675,028	9,369,798	8,261,333	13,051,482	10,841,064	6,730,105	10,312,892	10,923,527	112,330,182
大 和 市	450,167	1,948,203	1,444,217	3,162,812	615,423	584,235	3,335,199	0	1,743,837	2,008,799	1,829,338	320,350	17,442,580
伊 勢 原 市	1,120	68,152	453,910	1,109,584	3,239,561	846,018	6,981,118	1,316,387	4,980,717	866,084	6,283,417	793,099	26,939,167
海 老 名 市	14,491	46,750	80,240	955,109	2,758,604	0	54,870	991,730	70,540	56,800	727,690	0	5,756,824
陸 間 市	640,490	3,604,932	1,041,436	3,276,044	618,800	2,764,761	574,345	3,347,809	1,125,344	1,938,329	3,299,928	358,807	22,591,025
南 足 柄 市	153,730	2,704,065	0	144,610	240	220,230	675,884	294,370	57,694	137,900	1,174,890	3,880	5,567,493
綾 瀬 市	935,267	38,332	213,220	110,400	149,090	57,100	70,730	11,165	5,326,225	0	2,955,711	109,087	9,976,327
葉 山 町	0	3,545,245	32,960	76,630	100,860	100,792	108,000	72,788	96,053	92,970	403,750	50,900	4,680,948
寒 川 町	1,123,691	1,398,776	873,316	1,187,129	694,183	6,596,599	446,775	2,213,844	129,550	1,823,890	465,631	139,654	17,093,038
大 磯 町	111,381	283,776	97,468	404,218	17,191	155,407	26,392	70,701	88,306	101,125	1,027,126	261,990	2,645,081
二 宮 町	643,218	179,031	588,032	802,901	423,642	2,050,145	1,710,263	1,698,443	1,165,190	1,914,848	1,401,741	751,130	13,328,584
中 井 町	125,189	146,082	187,942	707,170	15,978	40,098	77,292	54,340	2,279,959	342,376	980,970	148,804	5,106,200
大 井 町	102,627	63,953	93,176	170,385	75,573	36,404	48,350	573,731	149,986	2,591,309	97,601	142,828	4,145,923
松 田 町	0	4,470	32,250	2,450	2,643	0	0	2,950	3,200	216,660	0	2,500	267,123
山 北 町	24,502	21,560	8,668	24,315	24,870	109,987	25,731	99,945	126,624	155,610	31,716	1,217,118	1,870,646
開 成 町	126,387	791,442	140,904	691,431	659,197	332,652	2,790	1,044,368	395,828	1,098,540	1,405,986	361,064	7,050,589
箱 根 町	353,375	226,261	12,057	7,560	0	8,800	0	18,810	0	0	78,970	355,510	1,061,343
真 鶴 町	42,389	0	1,015,000	0	2,295	10,670	233,475	25,720	25,720	35,940	13,540	422,840	1,801,869
湯 河 原 町	963,440	5,950	1,088,429	17,918	7,490	43,120	101,730	826,270	5,896,958	41,820	52,760	51,354	9,097,239
愛 川 町	1,762,923	155,125	271	0	415,852	580,435	24,207	1,045,705	1,208,220	247,100	2,117,247	2,371,712	9,928,797
清 川 村	18,500	1,470	0	0	0	0	0	725,620	0	9,250	830	2,148,760	2,904,430
県 合 計	111,323,438	126,172,984	99,680,551	128,626,120	134,067,569	123,861,100	132,590,265	127,664,395	180,308,073	153,876,982	143,663,956	146,268,414	1,608,103,847
申出件数	9,739	9,317	10,893	9,841	9,174	9,727	9,081	9,224	10,777	10,515	10,220	9,341	117,849
査定件数	3,402	3,749	4,508	3,920	3,710	4,085	3,987	3,829	4,533	4,281	4,269	3,792	48,065

表7-5-2 第三者行為求償状況

【平成25年度】

	第三者行為				自過失 件数(件)
	一般	現役並み所得者	計		
	金額(円)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	
横浜市	130,415,912	11,266,763	1,280	141,682,675	82
川崎市	72,716,424	4,759,972	514	77,476,396	24
相模原市	21,801,411	45,248	266	21,846,659	13
横須賀市	18,112,421	4,622,867	148	22,735,288	21
平塚市	9,810,246	68,109	106	9,878,355	7
鎌倉市	9,193,457	4,324,785	70	13,518,242	2
藤沢市	13,703,585	38,206	141	13,741,791	3
小田原市	15,658,131	113,468	91	15,771,599	7
茅ヶ崎市	7,628,646	1,951,770	58	9,580,416	7
逗子市	2,477,481	0	20	2,477,481	2
三浦市	2,135,250	0	42	2,135,250	5
秦野市	18,194,147	3,528,333	87	21,722,480	9
厚木市	18,805,060	1,270,061	101	20,075,121	11
大和市	11,887,371	2,849,868	100	14,737,239	3
伊勢原市	18,624,655	0	52	18,624,655	4
海老名市	5,600,332	400,243	31	6,000,575	8
座間市	5,542,822	0	77	5,542,822	0
南足柄市	6,390	0	1	6,390	0
綾瀬市	1,138,786	0	149	1,138,786	2
葉山町	0	0	0	0	2
寒川町	6,528,937	199,345	60	6,728,282	5
大磯町	2,272,288	11,972	22	2,284,260	3
二宮町	2,096,717	0	26	2,096,717	0
中井町	26,550	0	4	26,550	3
大井町	0	0	0	0	0
松田町	0	978,240	11	978,240	2
山北町	0	0	0	0	0
開成町	5,013	0	1	5,013	0
箱根町	0	0	0	0	0
真鶴町	272,356	0	10	272,356	1
湯河原町	110,034	0	9	110,034	0
愛川町	11,772	0	3	11,772	1
清川村	0	0	0	0	0
県合計	394,776,194	36,429,250	3,480	431,205,444	227

第三者行為求償額(月別)

	調定	収入
4月	47,363,032	47,363,032
5月	36,859,746	36,859,746
6月	41,156,055	41,156,055
7月	32,185,734	32,185,734
8月	42,016,202	42,016,202
9月	21,949,176	21,949,176
10月	24,065,810	24,065,810
11月	41,480,335	41,480,335
12月	25,967,298	25,967,298
1月	22,002,696	22,002,696
2月	51,672,871	51,672,871
3月	44,486,489	44,486,489
合計	431,205,444	431,205,444

公害と労災の求償額(平成25年度)

公害	労災
180,830	18,094,444

表8-1 都道府県別・年齢階層別被保険者内訳

【平成26年3月】

	合 計	65歳以上 75歳未満の 障がい認定者		75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～99歳	100歳～	
		(再掲) 65歳～69歳	(再掲) 70歳～74歳							
北海道	733,220	33,204	14,865	18,339	277,111	215,909	132,881	56,318	15,206	2,591
青森県	196,131	8,904	4,178	4,726	75,440	59,908	35,090	13,242	3,099	448
岩手県	205,828	5,140	1,890	3,250	76,560	63,445	39,840	16,076	4,118	649
宮城県	282,388	4,729	1,395	3,334	106,911	87,438	55,138	21,911	5,376	885
秋田県	187,316	4,297	1,588	2,709	68,294	58,806	37,636	14,326	3,474	483
山形県	191,031	5,448	2,146	3,302	66,133	58,703	40,037	16,292	3,861	557
福島県	288,040	9,457	4,034	5,423	100,878	88,583	58,694	23,777	5,803	848
茨城県	351,943	14,035	6,457	7,578	134,024	101,673	66,372	27,636	7,046	1,157
栃木県	235,074	6,988	2,971	4,017	87,244	70,257	46,367	18,860	4,653	705
群馬県	254,120	7,945	3,546	4,399	93,244	75,588	49,954	20,811	5,696	882
埼玉県	692,248	12,708	4,567	8,141	314,350	198,190	108,590	44,829	11,731	1,850
千葉県	637,983	8,404	1,990	6,414	278,644	186,507	106,858	43,855	11,756	1,959
東京都	1,317,235	7,248	1,649	5,599	542,478	401,079	235,688	98,899	27,014	4,829
神奈川県	891,337	6,518	1,662	4,856	384,626	266,142	151,453	62,450	17,177	2,971
新潟県	354,835	5,256	1,819	3,437	126,324	108,049	73,347	31,960	8,561	1,338
富山県	162,445	8,297	3,837	4,460	56,011	48,440	31,315	13,767	3,914	701
石川県	150,662	5,348	2,272	3,076	53,063	45,061	29,566	13,294	3,680	650
福井県	113,684	2,484	864	1,620	39,357	35,091	23,537	10,017	2,686	512
山梨県	117,159	1,508	318	1,190	41,675	35,133	24,022	11,054	3,233	534
長野県	325,145	6,600	2,005	4,595	110,644	97,894	69,327	31,091	8,187	1,402
岐阜県	268,649	5,180	1,474	3,706	103,601	81,122	51,267	21,141	5,486	852
静岡県	475,125	8,166	3,025	5,141	184,634	142,077	90,413	37,880	10,272	1,683
愛知県	778,651	42,989	19,647	23,342	317,238	222,921	128,230	51,477	13,589	2,207
三重県	241,433	4,756	1,535	3,221	92,147	73,915	46,477	18,352	4,989	797
滋賀県	154,202	3,399	1,111	2,288	57,986	46,423	30,016	12,392	3,448	538
京都府	314,229	6,761	1,894	4,867	122,360	93,133	58,114	25,247	7,240	1,374
大阪府	927,387	18,374	6,237	12,137	403,338	273,187	150,911	61,938	16,646	2,993
兵庫県	667,708	17,865	5,640	12,225	261,507	200,174	121,409	50,741	13,496	2,516
奈良県	172,518	4,412	1,477	2,935	68,151	50,535	31,621	13,514	3,618	667
和歌山県	149,399	4,375	1,686	2,689	54,174	45,153	29,255	12,579	3,321	542
鳥取県	89,286	1,830	664	1,166	30,188	27,080	18,936	8,485	2,346	421
島根県	123,942	2,205	845	1,360	41,194	37,920	26,195	12,335	3,485	608
岡山県	265,093	3,651	1,050	2,601	95,502	81,850	52,783	23,566	6,540	1,201
広島県	368,474	11,606	5,161	6,445	134,135	107,328	71,156	32,920	9,573	1,756
山口県	224,413	4,945	1,359	3,586	81,013	68,013	44,098	19,854	5,466	1,024
徳島県	119,749	4,532	2,101	2,431	41,259	36,799	24,099	9,939	2,663	458
香川県	142,874	2,145	624	1,521	50,393	43,799	29,277	13,014	3,561	685
愛媛県	213,745	5,247	2,046	3,201	75,410	64,964	43,093	18,876	5,244	911
高知県	121,519	2,534	893	1,641	40,557	37,171	25,742	11,723	3,178	614
福岡県	600,474	26,612	12,224	14,388	221,498	174,997	111,729	49,305	13,726	2,607
佐賀県	117,987	2,303	820	1,483	41,608	35,828	24,009	10,818	2,898	523
長崎県	206,460	1,851	439	1,412	74,795	63,483	41,703	18,710	5,061	857
熊本県	268,897	4,743	1,558	3,185	94,461	81,581	54,931	25,027	6,901	1,253
大分県	176,813	2,167	581	1,586	63,434	54,709	36,091	15,571	4,157	684
宮崎県	166,930	3,074	1,040	2,034	60,376	51,210	32,972	14,422	4,118	758
鹿児島県	260,846	4,857	1,262	3,595	89,552	80,236	53,537	24,383	7,008	1,273
沖縄県	130,932	1,830	310	1,520	52,376	38,316	22,200	11,347	3,989	874
全国計	15,435,559	366,927	140,756	226,171	5,985,898	4,615,820	2,865,976	1,216,021	328,290	56,627

表8-2 都道府県別保険料設定状況等

【平成25年9月】

	平成24年度・平成25年度 均一保険料率【注1】				平成25年度1人当たり 保険料調定額(円)【注2】	
	均等割額(円)	順位	所得割率(%)	順位		
北海道	47,709	10	10.61%	2	66,920	12
青森県	40,514	35	7.41%	42	40,056	45
岩手県	35,800	46	6.62%	47	37,675	47
宮城県	40,920	32	8.30%	25	57,372	22
秋田県	39,710	38	8.07%	32	39,766	46
山形県	39,500	40	7.52%	41	42,141	44
福島県	40,000	37	7.76%	38	43,456	43
茨城県	39,500	40	8.00%	34	54,295	29
栃木県	42,000	27	8.54%	20	56,536	26
群馬県	42,700	26	8.48%	21	57,138	23
埼玉県	41,860	28	8.25%	27	75,139	7
千葉県	37,400	45	7.29%	44	66,485	13
東京都	40,100	36	8.19%	29	92,296	1
神奈川県	41,099	31	8.01%	33	88,726	2
新潟県	35,300	47	7.15%	46	43,477	42
富山県	43,800	21	8.60%	18	60,474	19
石川県	47,520	11	9.33%	9	63,546	14
福井県	43,700	23	7.90%	35	55,413	28
山梨県	39,670	39	7.86%	36	49,312	37
長野県	38,239	43	7.29%	44	50,649	36
岐阜県	40,670	34	7.83%	37	56,667	25
静岡県	37,900	44	7.39%	43	60,913	18
愛知県	43,510	24	8.55%	19	79,775	4
三重県	39,120	42	7.55%	40	53,657	31
滋賀県	41,704	29	8.12%	30	62,238	16
京都府	46,390	14	9.12%	12	73,885	8
大阪府	51,828	2	10.17%	4	83,450	3
兵庫県	46,003	15	9.14%	11	75,660	6
奈良県	44,200	19	8.10%	31	69,017	9
和歌山県	43,271	25	8.28%	26	51,154	35
鳥取県	40,773	33	7.71%	39	47,924	39
島根県	41,520	30	8.41%	23	48,071	38
岡山県	45,000	17	8.97%	14	62,121	17
広島県	43,735	22	8.35%	24	67,583	10
山口県	47,474	12	9.45%	8	67,179	11
徳島県	48,900	5	9.51%	7	53,661	30
香川県	47,200	13	8.81%	15	62,651	15
愛媛県	44,194	20	8.72%	17	53,401	32
高知県	51,793	3	10.35%	3	58,445	21
福岡県	55,045	1	10.88%	1	78,383	5
佐賀県	49,500	4	9.60%	5	56,853	24
長崎県	44,600	18	8.23%	28	51,726	34
熊本県	47,900	9	9.26%	10	52,597	33
大分県	48,500	6	9.52%	6	55,648	27
宮崎県	45,500	16	8.48%	21	46,648	41
鹿児島県	48,500	6	9.05%	13	46,879	40
沖縄県	48,440	8	8.80%	16	59,182	20
全国平均	43,550		8.55%		66,689	
神奈川県との比	2,451		0.54%		-22,037	

【注1】国公表資料：後期高齢者医療制度の平成24・25年度の保険料率等による

【注2】国公表資料：平成25年度後期高齢者医療被保険者実態調査：表25による

9 業務指標値

区分	項目	細目	指標値	単位	備考	時点
資格	神奈川県総人口		9,079,363	人		H25.7.1
	被保険者数		866,985	人	県人口比 9.55%	H25.6.30
	うち障がい認定者数		6,978	人	全被保険者比 0.80%	H25.6.30
	被保険者構成	横浜	355,481	人	構成比 41.00%	H25.6.30
		川崎	111,587	人	12.87%	H25.6.30
		相模原	60,429	人	6.97%	H25.6.30
		横須賀	52,591	人	6.07%	H25.6.30
		市部(横須賀除く)	250,739	人	28.92%	H25.6.30
		町部	35,804	人	4.13%	H25.6.30
		清川村	354	人	0.04%	H25.6.30
	負担区分別被保険者数	現役並所得者	103,546	人	構成比 11.94%	H25.6.30
		一般	474,682	人	54.75%	H25.6.30
		低Ⅱ	131,251	人	15.14%	H25.6.30
		低Ⅰ	157,506	人	18.17%	H25.6.30
		例月被保険者異動状況(6月)	年齢到達	4,871	人	平成24年度合計 87,586人
		死亡	3,188	人	45,577人	H25.6.30
		転入	404	人	5,223人	H25.6.30
		転出	353	人	3,829人	H25.6.30
		生保廃止	61	人	706人	H25.6.30
		生保開始	66	人	1,426人	H25.6.30
減額認定者	年次	39,829	人		H25.8.1	
	随時	6,275	人	H25.4.1~H25.7.31認定数	H25.8.1	
特定疾病者		5,620	人	平成24年度事業年報C表	H25.6.30	
保険料	軽減該当者	9割減	169,326	人	19.64%	H24・25年度保険料率算定に伴う2ヵ年平均値(H23.12.28:最終保険料試算の数値) ベース:被保険者見込み数(861,820人)
		8.5割減	86,678	人	10.05%	
		5割減	11,836	人	1.37%	
		2割減	47,750	人	5.54%	
		被扶養者軽減	57,819	人	6.71%	
		所得割減	62,180	人	7.21%	
	限度額超過者	18,708	人	2.17%		
	所得無し者	467,442	人	54.24%		
例月異動賦課者		12,721	人	月平均人数(H25年度実績)		
給付	年間一人あたり医療費		864,292	円/年	平成25年度実績	H26.6.30
	例月給付費	療養給付費	538.9	億円/月	平成25年度実績	H26.6.30
		療養費(柔整・現物)	9.4	億円/月		H26.6.30
		療養費(柔整を除く・現金)	1.0	億円/月		H26.6.30
		高額療養費(現物)	18.1	億円/月		H26.6.30
		高額療養費(現金)	6.2	億円/月		H26.6.30
		高額介護合算療養費	0.6	億円/月		H26.6.30
		葬祭費	1.9	億円/月		H26.6.30
		審査支払手数料(一・特)	1.7	億円/月		H26.6.30
	例月処理件数(療養費)	支給決定件数	4,456	件/月	平成25年度実績	H26.6.30
		不支給決定件数	16	件/年		H26.6.30
		振込不能件数	18	件/月		H26.6.30
		再振込み件数	18	件/月		H26.6.30
	例月処理件数(高額療養費)	新規申請書送付件数	7,181	件/月	平成25年度実績	H26.6.30
		再勧奨送付件数	694	件/月		H26.6.30
		支給決定件数	66,385	件/月		H26.6.30
		振込不能件数	825	件/月		H26.6.30
		再振込み件数	826	件/月		H26.6.30
	処理件数(高額介護合算療養費)	勧奨件数(年間)	43,332	件/年	平成25年度実績	H26.6.30
		再勧奨送付件数	3,197	件/年		H26.6.30
		支給決定件数	3,147	件/月		H26.6.30
		不支給決定件数	615	件/月		H26.6.30
		振込不能件数	39	件/月		H26.6.30
		再振込み件数	35	件/月		H26.6.30
	例月処理件数(葬祭費)	支給決定件数	3,803	件/月	平成25年度実績	H26.6.30
		不支給決定件数	0	件/年		H26.6.30
		振込不能件数	24	件/月		H26.6.30
		再振込み件数	25	件/月		H26.6.30
	例月レセプト枚数	療養給付費	2,356,624	件/月	平成25年度実績	H26.6.30
		療養費等(柔整を含む)	69,557	件/月		H26.6.30
その他	搬送便ルート拠点		59	か所	5便で搬送:15時頃までには全便到着	

## 10 用語の定義

### 10-1 被保険者

#### ◆被保険者

神奈川県内に住所を有する75歳以上の方（生活保護受給者等を除く。）、及び65歳以上75歳未満の方の障がい認定を受けた方が対象となる。

#### ◆障がい認定

65歳以上75歳未満の方で、一定程度の障がいの状態にある旨を市区町村の後期高齢者医療担当窓口申請し、後期高齢者医療広域連合で認定されると、後期高齢者医療制度の被保険者となる。20年3月以前に老人保健法に基づき市町村長より障がい認定を受けた方は、20年4月以降後期高齢者医療広域連合から受けた認定とみなされる。

なお、障がい認定の申請については、いつでも将来に向かって撤回することができる。

#### ◆所得区分

所得に応じて設定される①現役並み所得者②一般③区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）④区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）の区分のこと。自己負担割合や1か月に医療機関等で負担する金額の上限（自己負担限度額）がそれぞれの区分で異なる。

#### ◆自己負担割合

かかった医療費（10割）のうち、本人が何割支払うのかを表したもの。

上述の所得区分に応じて自己負担割合が決められており、後期高齢者医療制度では、現役並み所得者は3割、それ以外の方は1割負担となる。

#### ◆基準収入額適用

所得区分が現役並み所得者であっても、前年中（1月から7月は前々年中）の被保険者並びにその属する世帯の他の被保険者の収入の合計額が、2人以上の場合520万円未満、1人の場合383万円未満であると申請し、適用された場合は一般の区分となる。

また、同一世帯内に被保険者が1人だけで、収入の合計額が383万円以上ある方でも、以下のア及びイに該当する方は、申請し、適用された場合は一般の区分となる。

ア 同一世帯内に、70歳～74歳の者が居住している。

イ 被保険者とアの方の収入の合計額が520万円未満である。

#### ◆限度額適用・標準負担額減額認定証

低所得者が窓口負担の軽減を受けるために提示するもの。医療機関等での窓口負担には上限額が設けられているが、市町村民税非課税世帯には、この上限を低く設定している。

## 10-2 保険料

### ◆賦課

後期高齢者医療広域連合の行政処分として後期高齢者医療制度の被保険者に対する保険料の額を確定すること。

### ◆旧ただし書所得

前年の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（長期・短期譲渡所得金額等）の合計から基礎控除額33万円を控除した額。

なお、雑損失の繰越控除額は控除しない。（旧地方税法第292条第4項ただし書の課税総所得金額によって算定される。）

### ◆均一の保険料率

医療保険は、加入者（被保険者）が病気やケガ等のいざというときのために、加入者（被保険者）皆が保険料を負担し、支えあう相互扶助の仕組みであることから、応益性（被保険者皆が均等に負担）や応能性（被保険者の所得等に応じて負担）により区分した上で等しく負担することとして、運営の単位である都道府県で均一の保険料率（均等割額及び所得割率）としている。

なお、離島等医療の確保が著しく困難である地域や医療費が著しく低い地域の被保険者については、不均一の保険料を設定することができるが、現在の神奈川県では該当の地域がないことから、県内で均一としている。

### ◆均等割額

被保険者全員に均一にかかる保険料。

### ◆所得割額

被保険者の所得に応じてかかる保険料。

### ◆算出額

均等割額と所得割額を合計した額。

### ◆限度超過額

算出額から、限度額（平成24年度・25年度は55万円）を超えた金額。

### ◆給付制限による減免

被保険者又は被保険者であった者が、刑事施設、労役場等の施設に拘禁され、その期間に係る療養の給付等を行わない状況（高齢者の医療の確保に関する法律第八十九条による給付制限）に該当する場合における保険料の減免をいう。

#### ◆収入状況による減免

所得の少ない者に係る保険料の軽減措置の適用を受けない者であって、世帯の世帯主が死亡したこと、被保険者又は世帯主が、心身に重大な障がいを受け又は長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと、被保険者又は世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したことのいずれかに該当することにより、生活が困窮し、保険料を納付することができないと認められる場合の保険料の減免をいう。

#### ◆特別徴収

年金からの天引きにより、保険料を徴収・納付させる方法。

#### ◆普通徴収

納付書又は口座振替により、保険料を徴収・納付させる方法。

### 10-3 医療給付

#### ◆費用額・医療費・診療費

診療報酬明細書等の請求点数を10倍した金額。(1点=10円)

高齢者の医療の確保に関する法律では、「療養の給付に要する費用の額」と定義づけされている。

#### ◆保険者負担分

##### 【現物給付】

後期高齢者医療広域連合が負担する保険医療機関等から請求された療養の給付に要する費用の額から被保険者が病院へ支払うべき一部負担金を控除した金額をいい、後期高齢者医療広域連合が保険医療機関等に支払うこと。

##### 【現金給付】

後期高齢者医療広域連合が柔整等施術機関及び被保険者へ支給する療養費等の費用額から被保険者が支払う一部負担金を控除した金額をいい、柔整等施術機関及び被保険者に支給すること。

#### ◆高額療養費

被保険者が受けた医療費が著しく高額であるときに被保険者に支給する現金給付及び保険医療機関に支払う現物給付をいう。

##### 【高額療養費の現物給付】

被保険者が同一の月に同一の保険医療機関で療養を受けた場合に、被保険者は自己負担限度額までを支払い、超えた額を被保険者に代わって後期高齢者医療広域連合が保険医療機関に支払うこと。

##### 【高額療養費の現金給付】

被保険者が、同一の月に受けた療養について所得区分に応じた自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を被保険者に支給すること。

#### ◆一部負担金

被保険者が保険医療機関等で支払う金額をいう。

所得区分に応じて、①現役並み所得者が「3割」②一般・区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）・区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）が「1割」となる。

#### ◆他法負担分

国・県・市町村が被保険者に代わって負担する公費助成費をいう。

【このページは空白です】

# 例規集

【このページは空白です】

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する

条例

平成19年11月19日  
条例第28号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 後期高齢者医療給付（第2条）
- 第3章 保険料（第3条―第20条）
- 第4章 保健事業（第21条）
- 第5章 雑則（第22条）
- 第6章 罰則（第23条―第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 後期高齢者医療給付

（葬祭費）

第2条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、法第86条第1項本文の規定により葬祭費として5万円を支給する。

第3章 保険料

（保険料の賦課額）

第3条 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

2 前項の賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。（保険料の所得割額）

第4条 前条第1項の所得割額は、被保険者に係る保険料の賦課期日（法

第106条に規定する賦課期日）をいう。以下同じ。）の属する年の前

年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の

2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医

療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」

とす。）第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所

得の金額（以下この条において「他の所得」と区分して計算される所

得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規

定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所

得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総

所得金額等」という。）に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除

して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。た

だし、広域連合における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照

らし、前条第1項、この項本文、次条から第8条までの規定により当

該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該

賦課額が、第9条に定める賦課額の限度額を上回るものが確定である

と見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則

（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）第8

3条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

（1）第10条第3号に規定する所得割総額

（2）被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき省令第8

5条で定めるところにより算定した特定期間（法第116条第2項

第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の

基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所

得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所

得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定

を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、こ

れを切り上げる。

4 第1項の所得割額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨て

る。高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、

(保険料の被保険者均等割額)

第5条 第3条第1項の被保険者均等割額は、第10条第3号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第6条 所得割率及び前条第1項の規定により算定された被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする。

(所得割率)

第7条 平成24年度及び平成25年度の所得割率は、100分の8.01とする。

(被保険者均等割額)

第8条 平成24年度及び平成25年度の被保険者均等割額は、41,099円とする。

(保険料の賦課限度額)

第9条 第3条第1項の賦課額は、55万円を超えることができない。

(保険料の賦課総額)

第10条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額(第12条又は第13条に規定する基準に従い第3条から前条までの規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送

費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項(法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。)及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用

(法第70条第4項(法第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。)の規定による委託に要する費用を含む。)の額、財政安定化基金の拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)の額の合計額

イ 法第93条、第96条及び第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入の額の合計額

(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の割合として省令第89条で定める基準に従い算定される率とする。

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合)

第11条 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を取

- 得した日の属する月から月割りをもって行う。
- 2 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。
- 3 前2項において算定した保険料の賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (所得の少ない者に係る保険料の減額)
- 第12条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。
- (1) 当該年度の保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。) 現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得(令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。)の金額の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額
- (1) の2 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者 前号に定める額に当該年度の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額
- (2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に35万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額
- 2 前項各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。
- 3 基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。
- 4 前3項の規定により算定した減額する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- (被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)
- 第13条 被扶養者であった被保険者(前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び同条第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。)について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該年度の保険

- 2 第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数に24万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額
- (3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に35万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額
- 2 前項各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。
- 3 基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。
- 4 前3項の規定により算定した減額する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- (被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)
- 第13条 被扶養者であった被保険者(前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び同条第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。)について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該年度の保険

料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。

2 前項の規定により算定した減額する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(保険料の額の通知)

第14条 保険料の額が定まったときは、広域連合長は、速やかにこれを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(徴収猶予)

第15条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者）の申請による限り、以下の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと。

(3) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が心身に重大な障害を受け、又は長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。

(4) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に申請しなければならない。

(1) 被保険者の氏名及び住所

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金額給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の徴収の猶予を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料の減免)

第16条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者に対し、その者の保険料を減免することができる。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、現住する住宅について著しい損害を受けたこと。

(2) 被保険者が法第89条による給付制限に該当するに至ったこと。

2 広域連合長は、第12条第1項各号に規定する所得の少ない者に係る保険料の減額の適用を受けない者であって、次の各号のいずれかに該当することにより生活が困窮し、保険料を納付することができないと認められる被保険者又は連帯納付義務者に対し、その者の保険料を減免することができる。

(1) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと。

(2) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が心身に重大な障害を受け、又は長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

3 前2項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に申請しなければならない。

(1) 被保険者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金額給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

4 第1項又は第2項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

町村において徴収すべき保険料の額は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割りをもって行い、保険料の額は当該被保険者が賦課された保険料の額から前2項の規定により算定した額を控除して得た額とする。

(延滞金の納付)

第20条 延滞金は、保険料を徴収する関係市町村が当該被保険者から徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

第4章 保健事業

(保健事業)

第21条 広域連合は、法第125条第1項の規定により、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行うことができる。

(1) 健康診査

(2) 前号に掲げるもののほか、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

第6章 罰則

第23条 法第54条第1項の規定による届出をしない被保険者(同条第2項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたものを除く。)又は虚偽の届出をした被保険者は、10万円以下の過料に処する。

第24条 法第54条第4項又は第5項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

第25条 正当な理由がなく法第137条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者は、10万円以下の過料に処する。

らない。  
(保険料に関する申告)

第17条 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者は、被保険者及びその属する世帯の世帯主その他の世帯に属する被保険者の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が関係市町村(神奈川県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年1月11日神奈川県指令市町第4号)第2条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。)の長に提出されている場合又は被保険者、その属する世帯の世帯主及びその世帯の他の世帯員である被保険者が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りではない。

(保険料の納付)

第18条 保険料は、第3条から前条までの規定により、当該関係市町村に住所を有する被保険者及び法第55条の規定の適用を受ける被保険者に対して賦課した保険料の額を当該被保険者から関係市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

(関係市町村が徴収すべき保険料の額)

第19条 関係市町村は、当該関係市町村に住所を有する被保険者及び法第55条の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。

2 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった関係市町村において徴収すべき保険料の額は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割りをもって行う。ただし、当該関係市町村に住所を有しなくなった日に他の関係市町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 前項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった関係市

第26条 偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第4章の規定による徴収金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第27条 第23条から前条までの過料の額は、情状により、広域連合長が定める。

2 第23条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

#### 附 則 (施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けたものについては、第12条第1項第1号から第3号までの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額)」と、第12条第1項第2号及び第3号中「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。

(平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第3条 平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定については第10条の規定を適用する場合には、同条中「第12条又は第13条」とあるのは「第12条若しくは第13条又は附則第4条、附則第6条、附則第7条、附則第8条、附則第9条若しくは附則第10条」とする。

(平成20年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第4条 平成20年度において、被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に20分の19を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成20年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得し、又は喪失した被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額から当該被保険者均等割額を6で除して得た額に6から平成20年10月から平成21年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被扶養者であつた被保険者が資格を取得した日の属する月を含み、当該被扶養者であつた被保険者が資格を喪失した日の属する月を除く。)を控除した数を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、平成20年10月31日までの間に資格を喪失した被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、0円とする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成20年度における市町村が徴収すべき保険料の額の特例)

第5条 平成20年度において、市町村が徴収すべき被扶養者であつた被保険者に係る保険料の額について、第19条の規定を適用する場合には、同条第2項中「算定は、」とあるのは「算定は、平成20年10月から」と、「ときは、」とあるのは「ときは、平成20年10月から」と、同条第4項中「属する月」とあるのは「属する月(当該月が平成20年9月以前の場合は、平成20年10月とする。)」とする。

(平成20年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第6条 平成20年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

- 2 平成21年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額について第11条の規定により月割をもつて算定した額とする。
- 3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。  
(平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)
- 第10条 平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額については第12条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。
- 2 前項の規定は、平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第12条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、同項において第12条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、同項の特例)  
(平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総額の算定の特例)
- 第11条 当分の間、平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総額の算定について第10条の規定を適用する場合には、同条中「第12条又は第13条」とあるのは、「第12条若しくは第13条又は附則第12条若しくは附則第13条」とする。  
(平成22年度以降の各年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)
- 第12条 当分の間、平成22年度以降の各年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第13条の規定を適用する場合には、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び同条第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至つた日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

- 2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。  
(平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例)
- 第7条 平成20年度において、第12条第1項第1号に規定する被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）に対して賦課する被保険者均等割額は、同条第1項第1号及び第4項の規定により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額）に3を乗じて得た額とする。  
(平成20年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)
- 第8条 平成20年度において、第12条第1項第1号に規定する被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）に対する前2条の規定により算定した保険料の賦課額（ただし、賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合は、当該賦課額について第11条の規定により月割をもつて算定した額とする。）から、当該被保険者の保険料につき、特別徴収の方法により徴収するとしたならば、令附則第12条第3項の規定に基づき徴収するものとされる支払回数割額除する。)
- 第9条 平成21年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、この広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の9を乗じて得た額を控除した額とする。
- 2 前項の支払回数割保険料の見込額は前2条の規定を適用しないものとして算定した額とする。  
(平成21年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)
- 第9条 平成21年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、この広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の9を乗じて得た額を控除した額とする。

(平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第13条 当分の間、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第12条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第12条第1項第1号の規定を適用する場合には、適用しない。

(東日本大震災に係る保険料減免の特例)

第14条 広域連合長は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域内に平成23年3月11日に住所を有していた被保険者(東日本大震災発生以後に本県に転入した者を含む。)で、東日本大震災による被害を受けた者に対し、第16条の規定にかかわらず、別に定めるところにより保険料を減免することができる。

附 則 (平成20年7月18日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3条、第6条、第7条及び第8条の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年3月27日条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月17日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第7条の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年1月26日条例第2号)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成22年度及び平成23年度の各年度の保険料については、平成20年度及び平成21年度の各年度の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月29日条例第6号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月21日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則 (平成24年2月3日条例第2号)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成24年度及び平成25年度の各年度の保険料については、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行

規則

平成20年3月3日

規則第1号

(題旨)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）及び神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項は、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(被保険者証等の検認又は更新)

第2条 広域連合長は、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）第20条第1項、第21条、第62条第8項及び第67条第6項の規定により被保険者証・被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証及び限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「被保険者証等」という。）を検認又は更新をするときは、あらかじめその期日その他の必要な事項を公告するものとする。

(被保険者証等の無効)

第3条 次の各号のいずれかに該当する被保険者証等は、無効とする。

- (1) 被保険者が法の規定により、その資格を喪失したとき。
- (2) 被保険者証等を亡失又は損傷したとき。
- (3) 被保険者証等の検認又は更新を受けなかつたとき。
- (4) 被保険者証等の有効期限を経過したとき。
- (5) 正当な理由がなく被保険者証等の記載事項に訂正又は追加をしたとき若しくは記載事項を削除したとき。

(後期高齢者医療被保険者受療証の交付)

第4条 広域連合長は、被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者の申請により後期高齢者医療被保険者受療証を交付するものとする。

- (1) 被保険者証の交付を申請している場合において、いまだその交付を受けていないとき又は被保険者証の再交付を申請している場合において、いまだその再交付を受けていないとき。

(2) 被保険者証の記載事項を訂正するため又は被保険者証の検認若しくは更新のため被保険者証を広域連合に提出しているとき。

(葬祭費の支給)

第5条 条例第2条の規定により葬祭費の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療葬祭費支給申請書にその被保険者の死亡の事実を証する書類を添えて広域連合長に申請しなければならぬ。ただし、公簿においてその事実を確認できるときは、その証する書類の添付を省略することができる。

(保険料徴収猶予の申請、取消し等)

第6条 条例第15条第2項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書を徴収猶予を受けようとする月の前月までに提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があつた場合は、速やかに申請の内容を審査し、保険料の徴収猶予を決定するときは後期高齢者医療保険料徴収猶予決定・却下通知書により、却下するときは後期高齢者保険料徴収猶予決定・却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険料の徴収猶予を取り消すことができる。

- (1) 徴収猶予を受けた者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入の増加等により、徴収猶予が不要となつたとき。

- (2) 偽りの申請その他の不正の行為により徴収猶予を受けたとき。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、徴収猶予を取り消すことに相当の理由があると認められるとき。

4 前項の規定による保険料の徴収猶予の取消しは、後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書によるものとする。

(保険料の減免)

第7条 条例第16条第1項の規定による保険料の減免の程度は、次に掲げるところによる。

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、現住する住宅について半壊、半壊、床上浸水と同等若しくはそれ以上の損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合 損害を受けた日以後6か月以内の条例第11条第1項の月割りをもつて行う保険料（以下「月割保険料」という。）相当額（前年度から引き続き

被保険者である者で前年度に6か月未満の月割保険料相当額の減免を受けた場合は、6か月減免を受けた月数を控除した月割保険料相当額を限度とする。）を減免する。

(2) 被保険者が法第89条による給付制限に該当するに至った場合 年間保険料額のうち給付制限を受ける日の属する月から給付制限を受けることがなくなつた日の属する月の前月までの月割保険料相当額を減免する。ただし、給付制限を受ける日の属する月に給付制限を受けることがなくなつた場合は、この限りでない。

2 条例第16条第2項の規定による保険料の減免の程度は、次に掲げるところによる。ただし、前年の条例第12条第1項第1号に規定する当該世帯の合算額が1千万円以上の場合には、この限りでない。

(1) 条例第16条第2項第1号に該当した場合 世帯主が死亡したことにより新たに世帯主になった者が当該年度の賦課期日現在における世帯主とみなした場合に適用される条例第12条の規定に該当するときは、現に賦課されている保険料の額から、新たに世帯主になった者が当該年度の賦課期日現在における世帯主とみなした場合に賦課される保険料の額を控除して得た額を、12（当該年度の5月1日以降に被保険者資格を取得した者については、当該資格を取得した日の属する月から当該年度の終了までの月数。）で除して得た額に、第8条第1項に規定する申請があった日の属する月から当該年度の終了までの月数を乗じて得た額を限度として、保険料を減免する。

(2) 条例第16条第2項第2号又は第3号に該当した場合 条例第16条第2項第2号又は第3号に規定する要件に該当することとなつた日の属する年の当該被保険者、その属する世帯の世帯主及び当該世帯に属する他の被保険者の合計所得金額の見込額（以下「見込合計所得金額」という。）が、減免を受けようとする年度の賦課期日現在における所得とみなした場合に適用される条例第12条の規定に該当するときは、現に賦課されている保険料の額から、当該見込合計所得金額を基に賦課した保険料の額を控除して得た額を、12（当該年度の5月1日以降に被保険者資格を取得した者については、当該資格を取得した日の属する月から当該年度の終了までの月数。）で除して得た額に、第8条第1項に規定する申請があった日の属する月から当該年度の終了までの月数を乗じて得た額を限度として、保険料を減免する。

(保険料減免の申請、取消し等)

第8条 条例第16条第3項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、後期高齢者医療保険料減免申請書を同条第1項に該当する者にあつては事由のやんだ日から60日以内に、同条第2項に該当する者にあつては減免を受けようとする月の末日までに広域連合長に提出しなければならぬ。ただし、広域連合長がやむを得ないと認める特別の理由があるときは、この限りでない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があつた場合は、速やかに申請の内容を審査し、保険料の減免を決定するときは後期高齢者医療保険料減免決定通知書により、却下するときは後期高齢者医療保険料減免却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険料の減免を取り消し、又は減免額を変更することができる。

(1) 減免を受けた者の属する世帯の被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入の増加等により、減免が不要となつたとき。

(2) 偽りの申請その他の不正の行為により減免を受けたとき。

(3) 減免を受けた後に、減免の対象となる条例第3条の規定による保険料の賦課額（以下「保険料額」という。）が変更されたとき。

(4) 減免を受けた後に、条例第11条第2項に該当し、保険料額が変更されたとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、減免を取り消し、又は減免額を変更することに相当の理由があると認められるとき。

4 前項の規定による保険料の減免の取消しは、後期高齢者医療保険料減免取消通知書により、減免額の変更は、後期高齢者医療保険料減免変更決定通知書によるものとする。

(公示送達の方法)

第9条 法第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達は、神奈川県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(広域連合区域外に住所を変更する際の証明)

第10条 法第50条第2号の規定による障害の状態の認定又は高齢者の医療の確

第14条 法令及びこの規則の規定による書類その他後期高齢者医療の事務に必要な書類の様式は、別表第2に定めるとおりとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月18日規則第8号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の規定により作成されている様式は、なおお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成21年10月27日規則第12号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なおお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成23年1月28日規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月21日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成23年3月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月1日規則第1号)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なおお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成24年6月19日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則第3号様式の規定は、平成24年8月1日以後を有効期限と

保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)第14条第6項の規定により広域連合の認定を受けた被保険者又は法第99条第2項の被扶養者であった被保険者が広域連合の区域外に住所を変更するときは、広域連合長は、当該被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律/第99条第2項の被扶養者であった被保険者に該当する旨の証明書/による障害認定証明書/による特定疾病認定証明書/を交付することができる。ただし、法第55条第1項又は第2項の適用を受ける被保険者については、この限りではない。

(資格喪失等の証明)

第11条 被保険者が令別表に掲げる障害の状態に該当しなくなったため又は省令第8条第2項の規定による障害認定の撤回をしたため被保険者資格を喪失したときは、広域連合長は、当該被保険者に対し、後期高齢者医療被保険者資格喪失等証明書を交付することができる。

(負担区分等の証明)

第12条 被保険者が広域連合の区域外に住所を変更するときは、広域連合長は、当該被保険者に対し、後期高齢者医療負担区分等証明書を交付することができる。ただし、法第55条第1項又は第2項の適用を受ける被保険者については、この限りではない。

(保健事業)

第13条 条例第21条第1号に規定する健康診査は、別表第1に定める健診項目によるものとする。

2 条例第21条第2号に規定する被保険者の健康の保持増進のために必要な事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 関係市町村(神奈川県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年神奈川県指令市町第4号)第2条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。)が別表第1に定める健診項目を含む健康診査を行った場合における当該市町村への補助金交付事業

(2) 被保険者の医療機関受診状況等に関する資料を作成し、関係市町村に提供する事業

(3) 被保険者の健康の保持増進のための調査分析その他広域連合長が必要と認める事業  
(様式)

するものについて適用し、同日前を有効期限とするものについては、なお従前の例による。

別表第1（第13条関係）

項目番号	健診項目
1	既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長及び体重の検査
4	BMI（次の算式により算出した値をいう。）の測定 BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) <sup>2</sup>
5	血圧の測定
6	血清グルタミンアミノ酸トランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルピルビン酸トランスアミナーゼ（GPT）、及びガンマグルタミルトランスアミナーゼ（γ-GTP）の検査
7	血清トリグリセライド（中性脂肪）、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量の検査
8	血糖検査
9	尿中の糖及び蛋白の有無の検査

別表第2 (第14条関係)

様式番号	様式の種類	関係条文
第1号様式	後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得(変更・喪失)届書	省令第8条、第25条
第2号様式	後期高齢者医療被保険者資格取得(変更・喪失)届出書	省令第10条、第11条、第12条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第10条、第11条、第12条
第3号様式	後期高齢者医療被保険者証(省令様式第2号)	省令第17条第1項
第4号様式	後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書	省令第19条第1項、第21条、第62条第8項、第67条第6項
第5号様式	後期高齢者医療被保険者受療証	第4条
第6号様式	後期高齢者医療基準収入額適用申請書	省令第32条
第7号様式	後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書	省令第33条第2項
第8号様式	後期高齢者医療一部負担金減額証明書	省令第33条第3項
第9号様式	後期高齢者医療一部負担金免除証明書	省令第33条第3項
第10号様式	後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書	省令第33条第3項
第11号様式	後期高齢者医療食事療養等差額支給申請書	省令第37条第2項、第42条第2項
第12号様式	第三者の行為による傷病届(兼「同意書」)	省令第46条
第13号様式	後期高齢者医療療養費支給申請書	省令第47条第1項、第60条第1項
第14号様式	後期高齢者医療特定疾病認定申請書	省令第62条第1項
第15号様式	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書	省令第67条第1項
第16号様式	後期高齢者医療高額療養費支給申請書	省令第70条第1項

様式番号	様式の種類	関係条文
第16号様式の2	高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書	省令第71条の9第1項、第71条の10第1項
第17号様式	後期高齢者医療葬祭費支給申請書	第5条
第18号様式	後期高齢者医療仮徴収額決定通知書	条例第14条
第19号様式	後期高齢者医療保険料額決定通知書	条例第14条
第20号様式	後期高齢者医療仮徴収額変更決定通知書	条例第14条
第21号様式	後期高齢者医療保険料額変更決定通知書	条例第14条
第22号様式	後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書	第6条
第23号様式	後期高齢者医療保険料徴収猶予・却下通知書	第6条
第24号様式	後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書	第6条
第25号様式	後期高齢者医療保険料減免申請書	条例附則第14条、第8条
第26号様式	後期高齢者医療保険料減免決定通知書	条例附則第14条、第8条
第27号様式	後期高齢者医療保険料減免却下通知書	条例附則第14条、第8条
第28号様式	後期高齢者医療保険料減免取消通知書	条例附則第14条、第8条
第28号様式の2	後期高齢者医療保険料減免変更決定通知書	条例附則第14条、第8条
第29号様式	後期高齢者医療簡易申告書	条例第17条
第30号様式	高齢者の医療の確保に関する法律/第99条第2項の被扶養者であった被保険者に該当する旨の証明書/障害認定証明書/による特定疾病認定証明書/後期高齢者医療被保険者資格喪失等証明書	第10条
第31号様式	後期高齢者医療負担区分等証明書	第11条
第32号様式	後期高齢者医療負担区分等証明書	第12条

【様式省略】

神奈川県後期高齢者医療広域連合規約

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、神奈川県内の全市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、神奈川県とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、次に掲げる事務のうち、保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）で定める事務のほか、別表第1に規定する事務については、関係市町村において行う。

(1) 被保険者の資格の管理に関する事務

(2) 医療給付に関する事務

(3) 保険料の賦課に関する事務

(4) 保健事業に関する事務

(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

(1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。

(2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、横浜市内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、20人とする。

2 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員により組織する。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる市町村の議会において、当該議会の議員のうちから、同表の右欄に定める人数を選出するものとする。

2 別表第2の1の項から4の項までに掲げる市町村の議会における広域連合議員の選挙については、地方自治法第118条の例による。

3 別表第2の5の項から8の項までに掲げる市町村の議会における広域連合議員の選

挙については、当該市町村の議会の議員の定数の総数の10分の1以上の者の推薦のあった者又は当該市町村の議会の議長の推薦のあった者を候補者とし、地方自治法第118条第1項（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第95条の規定を準用する部分を除く。）の例により行うものとする。

4 前項の選挙における当選人は、同項に規定する市町村の議会における選挙において得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、1年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 広域連合議員が関係市町村の議会の議員でなくなるときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員としての任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長2人を置く。

2 広域連合に会計管理者を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うこととする。ただし、これにより難い場合においては、広域連合長が別に定めることができる。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が関係市町村の長のうちからこれを選任する。

5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、2年とする。

2 広域連合長及び副広域連合長が関係市町村の長でなくなるときは、同時にその職を失う。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（広域連合の経費の支弁の方法）

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てて。

- (1) 関係市町村の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び県の支出金
- (4) その他

2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第3に規定するところにより、広域連合の予算において定めるものとする。

（運営協議会）

第18条 広域連合は、その運営に関する重要事項を審議するため、広域連合の条例で、運営協議会を置くものとする。

（補則）

第19条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則（平成19年1月11日神奈川県指令市町第4号）

（施行期日）

1 この規約は、地方自治法第284条第3項の規定に基づく神奈川県知事の許可を受けた日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 広域連合は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）から平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

3 第9条第1項の規定にかかわらず、この規約の施行後の最初の広域連合議員の任期は、平成20年6月30日までとする。

4 第13条第1項の規定にかかわらず、この規約の施行後の最初の広域連合長及び副広域連合長の任期は、平成21年3月31日までとする。

5 施行日から平成19年3月31日までの間においては、第14条「職員」とあるのは、「吏員その他の職員」とする。

（検討）

6 広域連合は、平成21年度において、後期高齢者医療制度の実施の状況等を勘案し、別表第3の1の表について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成19年7月25日神奈川県指令市町第6号）

この規約は、神奈川県知事の許可を受けた日から施行する。

附 則（平成20年8月1日神奈川県指令市町第4号）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づく神奈川県知事の許可を受けた日から施行する。

附 則（平成22年11月26日神奈川県知事届出）

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第4条）

1	葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付
2	保険料の額の通知書の引渡し
3	保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付
4	保険料の徴収猶予の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
5	保険料の減免に係る申請書の提出の受付
6	保険料の減免の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
7	保険料に関する申告書の提出の受付
8	前各号に掲げる事務に付随する事務

別表第2（第8条）

区分	市町村	人数
1	横浜市	7人
2	川崎市	3人
3	横須賀市	1人
4	相模原市	1人
5	鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 三浦市	2人
6	平塚市 小田原市 秦野市 伊勢原市 南足柄市	2人
7	厚木市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市	2人
8	葉山町 寒川町	2人

	大磯町 二宮町 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町 愛川町 清川村
--	---

別表第3（第17条）

1 共通経費

項 目	負担割合
均 等 割	100分の5
被 保 険 者 数 割	100分の47.5
人 口 割	100分の47.5

2 医療給付に要する経費

高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額

3 保険料その他の納付金

項 目	説 明
高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額	市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

(備考)

- 1 被保険者数割については、前年度の3月31日現在の被保険者の数（平成20年3月31日までにあっては、老人保健法第25条第1項に規定する75歳以上の加入者等の数）により計算する。
- 2 人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口により計算する。

【このページは空白です】

別添資料

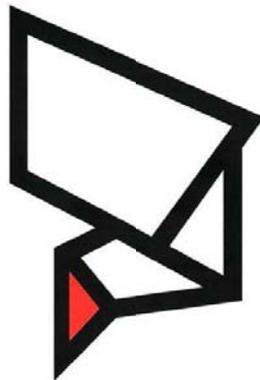
【このページは空白です】

## 第2次広域計画の概要

広域計画は、後期高齢者医療事務を総合的かつ計画的に処理することを目的として作成されているが、平成19年度に策定した広域計画の運用期間が平成23年度末で満了したことから、広域連合議会の承認を得て、平成24年度から27年度までを運用期間とした第2次広域計画を、平成24年2月に策定した。

# 神奈川県後期高齢者医療広域連合 第2次広域計画

(平成24年度～平成27年度)



平成24年2月

神奈川県後期高齢者医療広域連合

## 目次

1. はじめに	1
2. 現状と課題	2～7
(1) ー1 後期高齢者医療制度の被保険者数の推移及び見込みについて	2
(1) ー2 後期高齢者医療制度の医療費の推移及び見込みについて	3
(1) ー3 後期高齢者医療制度の保険料の推移について	4
(2) 後期高齢者医療制度の健康診査受診率の推移について	5
(3) 広域連合の運営体制について	6
(4) 広域連合と市町村の連携について	6
(5) 広報広聴活動について	7
3. 広域連合の基本方針と施策の方向性	8～9
(1) 医療費の適正化と健全な財政運営	8
(2) 健康診査実施体制の確保	8
(3) 広域連合の運営体制の強化	9
(4) 市町村との連携強化	9
(5) 広報広聴活動の充実	9
4. 広域連合及び市町村が行う業務に関すること	10
5. 第2次広域計画の期間及び改定に関すること	10
参考資料	11～14
出典	15

### 神奈川県後期高齢者医療広域連合章の説明

長寿の象徴とされている「鶴」をモチーフにしたマークです。ロゴマーク全体の形が神奈川県後期高齢者医療広域連合の頭文字である「K」に見えるようにしました。折り鶴のような形にすることで、高齢者の方だけでなく、様々な年代の人々にも親しみを感じてもらえるようなデザインにしました。(作成協力 学校法人 女子美術大学)

## 1. はじめに

我が国の急速な高齢化の進行と高齢者医療費の増加は、医療保険制度の持続可能性にまで影響を与えることとなり、抜本的な医療制度の見直しが求められるようになりました。

このような状況を背景に、国は、世代間を通じた負担を明確かつ公平なものとし、将来にわたって国民皆保険を持続可能なものとしていくため、一連の医療制度改革を行い、平成 20 年 4 月 1 日から老人保健制度に代わる新たな医療保険制度として、後期高齢者医療制度が施行されました。

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県ごとに設置される特別地方公共団体である広域連合が主体となっており、神奈川県においては、県内 33 市町村（以下「市町村」という。）で構成する神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が、後期高齢者医療制度の運営を担っております。

広域連合では、平成 19 年に策定した神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）に基づいて、国、県と協調しながら、市町村とともに制度の運営に努めてまいりました。この間、保険料負担の軽減など度重なる制度改正（参考資料・資料 1）が行われましたが、県民の皆様への制度の周知を推進したことなどにより、制度としては定着しつつあるものと考えております。

しかし、75 歳という一定の年齢に到達することで、それまでの医療保険制度から分離、区分されることなどに対して、強い批判が寄せられたため、国は後期高齢者医療制度を廃止する方針を決定しました。これを受けて厚生労働大臣の主宰により、『高齢者医療制度改革会議』が設置され、新たな医療保険制度の具体的なあり方の検討が進められました。平成 22 年 12 月に「最終とりまとめ」が示され、「後期高齢者医療制度を廃止し、地域保険は国民健康保険に一本化する」ことなどの新たな制度の具体的な内容が定められていますが、国会への法案提出などの時期は不透明な状況が続いております。

こうした中、広域連合では、現在運用中の広域計画の期間が平成 23 年度末で満了することから、地方自治法第 291 条の 7 などの規定に基づき、平成 24 年度から平成 27 年度を期間とする第 2 次広域計画を策定いたしました。

広域連合といたしましては、引き続き国の動向を注視し、第 2 次広域計画に基づいて、市町村と連携して、県民の皆様が安心して医療サービスを提供を受けることができるよう、円滑な制度運営に努めてまいります。

平成 23 年 12 月

神奈川県後期高齢者医療広域連合長  
阿部 孝夫

## 2. 現状と課題

### (1) ー 1 後期高齢者医療制度の被保険者数の推移及び見込みについて

#### 【現状と今後の推移】

神奈川県における後期高齢者医療制度の被保険者数は、制度が開始された平成 20 年度において約 69 万 3,000 人でしたが、平成 22 年度の被保険者数は、約 6 万 9,000 人増加して、約 76 万 2,000 人になり、平成 25 年度には、約 88 万 2,000 人に達すると推計しています。第 2 次広域計画の終期と定める平成 27 年度には、75 歳以上の被保険者数だけでも、約 100 万 1,000 人まで増加し（参考資料・資料 2）、当面の間、増加し続けるものと見込まれています。

表 1 平成 20 年度から平成 25 年度までの神奈川県と全国の後期高齢者医療制度の被保険者数

(実績値)	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
被保険者数	693 千人	13,210 千人	724 千人	13,616 千人	762 千人	14,296 千人
対前年度比	—	—	104.47%	103.07%	105.25%	105.00%

(推計値)	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
被保険者数	801 千人	14,783 千人	845 千人	15,287 千人	882 千人	15,808 千人
対前年度比	105.12%	103.41%	105.49%	103.41%	104.38%	103.41%

\* 平成 20 年度から平成 22 年度の神奈川県と全国の被保険者数、平成 20 年度及び平成 21 年度の全国の被保険者数は、年度平均の値を使用しています。

\* 平成 23 年度から平成 25 年度の神奈川県と全国の被保険者数は、広域連合で保険料を定めるために用いる推計値を用いています。

\* 平成 22 年度から平成 25 年度の全国の被保険者数は、厚生労働省発表による『第 14 回高齢者医療制度改革会議』にて提供された医療費増加率、一人あたりの医療費増加率を用いて推計しました。

#### 【神奈川県の特徴】

神奈川県の後期高齢者医療制度の被保険者数は、今後も当面の間、全国平均を上回る伸び率で増加していくことが予測されます。

### (1) - 2 後期高齢者医療制度の医療費の推移及び見込みについて

#### 【現状と今後の推移】

神奈川県における後期高齢者医療制度の医療費は、平成20年度において約5,080億円でしたが、平成22年度の医療費は、約1,319億円増加し、約6,399億円になり、平成25年度には、約7,902円に達すると推計しています。第2次広域計画の終期と定める平成27年度には、全国の医療費は、被保険者数の増加や医療技術の高度化などによって、16兆1,000億円まで増加すると見込まれており（参考資料・資料4）、神奈川県においても、全国と同様に医療費が増加し続けるものと予測されます。

表2 平成20年度から平成25年度までの神奈川県と全国の後期高齢者医療制度の医療費

(実績値)	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
医療費	5,080億円	103,819億円	5,939億円	120,108億円	6,399億円	128,000億円
対前年度比	—	—	—	—	107.75%	106.57%

(推計値)	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
医療費	6,905億円	134,347億円	7,401億円	141,008億円	7,902億円	148,000億円
対前年度比	107.91%	104.96%	107.18%	104.96%	106.77%	104.96%

- \* 平成23年度から平成25年度の神奈川県の医療費は、広域連合で保険料を定めるために用いる推計値を用いています。
- \* 平成22年度から平成25年度の全国の医療費は、厚生労働省発表による『第14回高齢者医療制度改革会議』にて提供された国民医療費増加率を基に推計しました。
- \* 平成20年度は、平成20年4月から平成21年2月までの11か月分です。

#### 【神奈川県の特徴】

神奈川県の後期高齢者医療制度の医療費は、今後も当面の間、全国平均を上回る伸び率で増加していくことが予測されます。

### (1) - 3 後期高齢者医療制度の保険料の推移について

#### 【現状】

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が均等に負担する均等割額と、被保険者の前年所得に応じて負担する所得割額を合計した額になります。保険料は、2年単位の財政運営期間の費用と収入を見込んで算定しており、神奈川県における保険料は、平成20年度と21年度が、均等割額39,860円、所得割率7.45%、平成22年度と平成23年度が、均等割額39,260円、所得割率7.42%でした。

次の財政運営期間である平成24年度と平成25年度は、均等割額が41,110円、所得割率が8.02%となります。

表3 平成20年度から平成23年度の神奈川県と全国の後期高齢者医療制度の保険料

	平成20年度・平成21年度		平成22年度・平成23年度		(B) - (A)
	神奈川県	全国平均	神奈川県	全国平均	
均等割額	39,860円	41,500円	39,260円	41,700円	△600円
所得割率	7.45%	7.65%	7.42%	7.88%	△0.03%

#### 【神奈川県の特徴】

神奈川県の保険料均等割額、所得割率は、ともに全国平均を下回っています。

#### 【課題】

神奈川県の保険料は、現状では全国平均を下回っていますが、前述のとおり、今後、被保険者数が増加し、医療費が全国平均を上回って増加する結果として、保険料も上昇していくことが予想されます。このため、出来る限り保険料の上昇を抑制する必要があります。

## (2) 後期高齢者医療制度の健康診査受診率の推移について

### 【現状】

広域連合では、市町村が実施主体となつて行う健康診査事業に対して、補助金を交付する方法で健康診査事業を実施しています。検査項目は、基本的には、法に基づき実施される特定健康診査（40歳から74歳を対象に実施）と同様（腹囲を除く）ですが、市町村で独自に追加の項目を実施する場合があります。

神奈川県健康診査受診率は、平成20年度が約21%、平成21年度が約22%、平成22年度が約23%でした。

表4 平成20年度から平成22年度の神奈川県と全国の後期高齢者医療制度の健康診査受診率

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
神奈川県	21%	22%	23%
全国平均	21%	22%	23%
健康診査受診率	21%	22%	23%

\* 平成22年度の全国平均健康診査受診率は、平成23年12月現在において未公表です。

### 【神奈川県の特徴】

神奈川県健康診査の受診率は、平成20年度は全国で14番目、平成21年度は15番目であり、全国平均とほぼ同じでした。

### 【課題】

健康診査の受診率は、全国平均と比較して低いわけではありませんが、被保険者の関心が高い事業であることから、健康診査事業の目的を踏まえ、より一層、効果的かつ効率的に実施する必要があります。

## (3) 広域連合の運営体制について

### 【現状】

広域連合は地方自治法に基づく特別地方公共団体であることから、議会、選挙管理委員会、監査委員が設置されています。

広域連合議会は、市町村議会から選挙された議員（定数20名）により構成され、審議、議決などを行っています。

広域連合事務局長の職員は、市町村及び県から派遣され、後期高齢者医療制度に関する事務処理を行っています。制度開始当初の職員は50名でしたが、民間委託などの活用により、平成23年度には47名とし、3課6係体制で市町村と連携しながら業務に当たっています。

### 【課題】

県内自治体の職員数の削減が進み、被保険者の増加に対応して広域連合の職員を増員することが困難なことや広域連合の職員が、概ね2年から3年を目途に派遣元に帰任しているため、知識や経験の習得、ノウハウの蓄積が難しい状況が生じています。

## (4) 広域連合と市町村の連携について

### 【現状】

広域連合では、市町村が、後期高齢医療制度の運営に参加する仕組みとして、広域連合規約に基づいて、構成市町村の首長で構成する「運営協議会」を設置し、広域連合の運営上の重要事項について、広域連合長と連携、調整を図っています。

また、運営協議会の下部機関として、市町村の後期高齢者医療制度を担当する課長をもって組織される幹事会を設置しています。

### 【課題】

市町村が実施主体となっている収納対策事業や保健事業などの一部の事業では、広域連合と市町村の間で情報共有や事務連携をより一層進める必要があります。

### (5) 広報広聴活動について

#### 【現状】

広域連合では、後期高齢者医療制度の周知と県民のニーズの把握のために広報広聴活動を行っています。

広域連合としては、「後期高齢者医療制度のあらまし」は、新たに制度に加入された方に制度説明のために、被保険者証と共に送付しています。「後期高齢者医療制度ガイドブック」は、市町村窓口などでの制度周知のために作成しています。年に2回発行している広報紙「広報かながわ広域連合」は、制度の動向や良くある質問、広域連合議会の情報や将来の計画などを掲載し、市区町村などの窓口で配布しています。広域連合ではホームページも開設し、制度の仕組みや予算、議会の状況を掲載しています。また、効果的かつ効率的に被保険者からの電話による問い合わせに対応するために、コールセンターを設置しています。

広聴活動としては、懇談会やアンケートを通して、広く意見を募集することを目的とし、平成23年度には約40名の方々が、モニター登録をしています。

平成23年度までのモニター懇談会では、「医療費」、「自己負担額」、「病院受診」、「健康診断」、「後発医薬品」、「新制度の進捗状況」などを話題に取上げて、意見交換を行いました。

#### 【課題】

後期高齢者医療制度は、保険料や高額介護合算制度などの仕組みが複雑な上、広報資料の配布場所や方法が限られていることや、インターネットの活用になじみの少ない被保険者も多いことから、より効果的な広報活動を実施する必要があります。

### 3. 広域連合の基本方針と施策の方向性

広域連合は、現状と課題を踏まえ、次に掲げる基本方針と施策の方向性に則って、被保険者に必要なサービスを確実に提供するため、後期高齢者医療制度の効率的で安定的な運営に取り組んでいきます。

#### (1) 医療費の適正化と健全な財政運営

##### 【基本方針】

医療費の増加が避けられない中で、保険料を含む、被保険者の負担を出来るだけ抑制するため、医療費の適正化と健全な財政運営に努めます。

##### 【施策の方向性】

###### (1) 医療費の適正化

県の医療費適正化計画を踏まえて、効果的に診療報酬明細書の点検を実施すると共に、医療保険と介護保険の給付調整や未道整復療養費支給申請書の点検などの強化に取り組みます。また、後発医薬品の普及啓発や医療費通知などを、費用対効果にも配慮しながら実施します。

###### (2) 健全な財政運営

平成22年度の保険料の収納率は、約99%（参考資料・資料6）となっていますが、負担の公平性の観点から、より一層の向上を目指して、「保険料収納対策に係る実施計画」に基づき、市町村が滞納者の実態に即したきめ細かな納付相談を実施し、短期被保険者証の活用も検討しながら収納率の維持、向上を図ることを支援します。

また、公費負担のより一層の拡大を国に対して要望します。

#### (2) 健康診査実施体制の確保

##### 【基本方針】

後期高齢者医療制度における健康診査は、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防を目的としています。既に治療を開始している被保険者も多いことから、健康診査を希望する被保険者が、受診できる体制の確保に努めます。

##### 【施策の方向性】

広域連合では、健康診査事業について、広域連合と市町村の役割を定めた『保健事業実施計画』を定めています。市町村が弾力的な対応を図れるように、国の補助金などを有効に活用して、市町村が実施する健康診査事業を支援します。

### (3) 広域連合の運営体制の強化

#### 【基本方針】

広域連合事務局の業務について、整理、合理化の観点で見直しを進めると共に、事務処理上のノウハウを的確に蓄積し、継承できる運営体制の構築に努めます。

#### 【施策の方向性】

広域連合の様々な事務処理について、常に民間委託などの可能性を検証し、ノウハウを継承するためのマニュアルの作成と整備を進めます。また、派遣職員の派遣期間の基本を3年から4年とすることを市町村及び県に要請します。

### (4) 市町村との連携強化

#### 【基本方針】

市町村が実施主体となっている事業について、県内で一定の水準を確保する必要がある認められるものについては、市町村間の意見の相違を調整し、情報共有や事務連携の強化に努めます。

#### 【施策の方向性】

既存の幹事会、運営協議会に加えて、県が平成23年度に広域連合も加えて改組を図った「県・市町村・神奈川県後期高齢者医療広域連合医療保険事務改革検討協議会」も積極的に活用して、効果的な情報交換や協議を行います。

### (5) 広報広聴活動の充実

#### 【基本方針】

本制度が施行されてから4年が過ぎようとしており、制度の周知は進んでいますが、75歳の年齢到達により、新たな被保険者が加入し続けるため、被保険者の年齢にも配慮した広報広聴活動の充実に努めます。

#### 【施策の方向性】

広報資料の配布場所を市町村に加えて、保健、福祉、医療関係の団体等にも拡大を図ることや、電話での照会に迅速に対応するため、コールセンターの機能を充実するほか、映像による広報や市町村及び県の広報媒体を活用することを検討します。  
また、引き続き登録モニター制度の懇談会やアンケートを活用すると共に、様々な機会を捉えて県民の意見を収集します。

### 4. 広域連合及び市町村が行う業務に関すること

広域連合及び市町村は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に規定する事務のうち、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第4条に基づく事務を担うものとします。

広域連合では、被保険者の資格管理、保険料の決定、保険給付などに関する事務を行い、市町村では、保険料の徴収、各種申請の受付に関する事務を行います。  
主な業務内容は、次のとおりです。

表5 広域連合と市町村が担う後期高齢者医療制度の事務

広域連合が担う事務	市町村が担う事務
被保険者の資格管理に関する事務	保険料の徴収に関する事務
・75歳以上の者の資格管理	・保険料の徴収
・65歳から74歳の者の被保険者認定	・保険料などの納付
・被保険者証の交付、回収	被保険者証の交付の申請などに関する事務
・短期被保険者証などの発行	・被保険者証の申請受付
保険給付に関する事務	・被保険者証の引渡し
・現物給付などの審査、支払	・短期被保険者証などの引渡し
・借還払いなどの審査、支払	被保険者の恒益の増進に寄与するもの
・葬祭費などの支給	・療養費、高額療養費及び移送費などの支給に係る申請の受付など
保険料の賦課に関する事務	・保険料の減免 徴収猶予に係る申請の受付など
・保険料率の決定	・更新時の被保険者証などの引渡し
・保険料の賦課	・特定疾病の認定などに係る証明書の引渡し
・保険料の減免及び徴収の猶予	・被保険者証などの返還の受付
保健事業に関する事務	
その他の後期高齢者医療制度の施行に関する事務	
・特別会計の予算の執行管理	
・県知事への報告	

### 5. 第2次広域計画の期間及び改定に関すること

広域連合では、第2次広域計画の期間を、平成24年度から平成27年度までの4年間と定めます。ただし、広域連合長が必要と認めたとときには、随時広域計画の改定を行うものとしてします。

参考資料

資料1 後期高齢者医療制度の主な見直し

	平成20年度	平成21年度	平成22年度～
自己負担割合判定基準の見直し	①	②	③
資格	<p>①20年4月～7月 老人医療制度の判定基準を引継ぐ。 ②20年8月～12月 次の場合、自己負担割合は3割とするが、高額療養費における自己負担限度額は一般の者と同一とする。 (要件)・同じ世帯に他の被保険者がいない。 ・同じ世帯の70歳から74歳の者と自身の年収の合計が520万円未満 ③21年1月～【恒久措置】 上記②の要件に該当する場合に、自己負担割合を1割とする。</p>		
保険料	均等割	21年3月改正 (21年4月1日から恒久措置)	延長
	軽減	延長	延長
	減	延長	延長
保険料の軽減	9割軽減の導入 7割軽減世帯のうち、被保険者 全員の年収が80万円以下 (他の所得なし)	21年3月改正 (21年4月1日から恒久措置)	延長
	7割軽減→8.5割軽減 前年の総所得金額等33万円以下	21年6月改正 (21年4月1日から適用)	延長
	5割軽減は変更なし 2割軽減	21年7月改正 (20年4月1日から適用)	延長
保険料	5割軽減の導入 前年総所得金額等額<33万円 が、58万円以下	21年3月改正 (21年度から恒久措置)	延長
	所得割	延長	延長
	軽減	延長	延長
納付方法の選択制導入	制度拡大 (当初の制度) 制度加入時から2年間、 ・均等割を5割軽減 ・所得割なし	9割軽減 21年3月改正 (21年4月1日から適用)	延長
	凍結 20年4月～9月 保険料徴収せず 20年10月～21年3月 均等割9割軽減	9割軽減 21年3月改正 (21年4月1日から適用)	延長
	凍結 20年4月～9月 保険料徴収せず 20年10月～21年3月 均等割9割軽減	9割軽減 21年3月改正 (21年4月1日から適用)	延長
給付	高年齢療養費：年齢到達月の取換変更 75歳到達月は自己負担限度額を 2分の1に減額(1日生まれ除く)	20年7月～	延長
	後期高齢者固有の診療報酬見直し ①後期高齢者診療料(かかりつけ医) ②後期高齢者終末期相談支援料 ③後期高齢者特定入院基本料	21年1月～	延長

資料2 神奈川県と全国の75歳以上人口の将来推計

	平成27年		平成32年		平成37年	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
人口数	1,001千人	16,452千人	1,232千人	18,737千人	1,466千人	21,667千人
構成比	11.1%	13.1%	13.7%	15.3%	16.5%	18.2%
	平成42年		平成47年			
	神奈川県	全国	神奈川県	全国		
人口数	1,533千人	22,659千人	1,523千人	22,352千人		
構成比	17.5%	19.7%	17.9%	20.2%		

出典：『神奈川県医療費適正化計画 表1-3人口の将来推計』神奈川県  
『日本の将来推計人口(平成18年12月推計/出生中位・死亡中位)』国立社会保障・人口問題研究所  
『日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)』国立社会保障・人口問題研究所

資料3 神奈川県と全国の平成17年＝100とした場合の75歳以上の人口の将来推計

	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
	神奈川県	100.0	132.0	166.6	205.0
全国	100.0	122.2	141.4	161.0	186.2
	平成42年	平成47年			
	255.2	253.4			
全国	194.7	192.0			

出典：『神奈川県医療費適正化計画 表1-4平成17年＝100とした場合の人口の将来推計』神奈川県  
『日本の将来推計人口(平成18年12月推計/出生中位・死亡中位)』国立社会保障・人口問題研究所  
『日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)』国立社会保障・人口問題研究所

資料4 全国の75歳以上国民医療費の将来推計

	平成22年	平成25年	平成27年	平成32年	平成37年
	国民医療費	12.8兆円	14.8兆円	16.1兆円	19.7兆円
	年平均伸び(平成22年度から平成37年度)				
	伸び率				
国民医療費	0.8兆円				
	4.3%				

出典：『第14回 高齢者医療制度改革会議 資料2新たな制度に関する基本資料 新制度における医療費、給付費の将来見通し』厚生労働省

資料7 各都道府県の均一保険料率と1人あたりの保険料見込額と医療費

	平成22年度・平成23年度 均一保険料率		順位	所得割率	順位	平成22年度・平成23年度 平均的な厚生年金受給者 (201万円)(注1)		平成21年度 1人あたり医療費
	均等割額	順位				均等割額	順位	
北海道	44,192円	13	10.28%		1	60,000円	4	1,056,490円
青森	40,514円	27	7.41%		31	50,100円	29	780,602円
岩手	35,800円	46	6.62%		47	44,500円	47	724,909円
宮城	40,020円	29	7.32%		35	49,500円	30	801,061円
秋田	38,925円	35	7.18%		38	48,300円	36	787,152円
山形	38,400円	38	7.12%		43	47,800円	39	766,760円
福島	40,000円	30	7.60%		25	50,200円	28	811,978円
茨城	37,462円	41	7.60%		25	48,200円	37	779,368円
栃木	37,800円	39	7.18%		38	47,400円	40	769,484円
群馬	39,600円	32	7.36%		33	49,300円	32	798,059円
埼玉	40,300円	28	7.75%		22	50,840円	26	818,223円
千葉	37,400円	42	7.29%		36	47,400円	40	764,559円
東京都	37,800円	39	7.18%		38	47,400円	40	863,525円
神奈川県	39,260円	34	7.42%		30	49,210円	33	820,437円
新潟	35,300円	47	7.15%		42	45,400円	46	721,583円
富山	40,800円	24	7.50%		29	50,600円	27	821,596円
石川	45,240円	11	8.26%		14	56,016円	13	950,649円
福井	43,700円	17	7.90%		18	53,900円	17	849,858円
山梨	38,710円	36	7.28%		37	48,440円	35	785,194円
長野	36,225円	45	6.89%		45	45,500円	45	745,111円
岐阜	39,310円	33	7.39%		32	49,100円	34	801,785円
静岡県	36,400円	44	7.11%		44	46,100円	43	748,324円
愛知県	41,844円	21	7.85%		19	52,300円	20	886,633円
三重	36,800円	43	6.83%		46	45,832円	44	765,656円
滋賀	38,645円	37	7.18%		38	48,148円	38	854,763円
京都	44,410円	12	8.68%		11	56,360円	12	954,323円
大阪府	49,036円	2	9.34%		3	61,644円	2	1,031,415円
兵庫県	43,924円	16	8.25%		15	54,891円	15	914,737円
奈良	40,800円	24	7.70%		24	51,100円	24	871,740円
和歌山	42,649円	18	7.91%		17	53,100円	18	867,755円
鳥取	40,773円	26	7.71%		23	51,100円	24	821,824円
島根	39,670円	31	7.35%		34	49,370円	31	822,881円
岡山	44,000円	14	8.55%		13	55,700円	14	918,570円
広島	41,791円	22	7.53%		28	51,504円	23	1,018,406円
山口	46,241円	9	8.73%		10	57,944円	10	959,920円
徳島	43,990円	15	8.03%		16	54,400円	16	916,998円
香川県	47,200円	6	8.81%		6	58,900円	8	910,746円
愛媛	41,227円	23	7.84%		20	51,790円	22	875,246円
高知	48,931円	3	8.94%		5	60,600円	3	1,051,268円
福岡	52,213円	1	9.87%		2	65,450円	1	1,113,796円
佐賀	47,400円	5	8.80%		7	59,000円	7	972,396円
熊本	42,400円	20	7.80%		21	52,600円	19	1,015,122円
鹿児島	47,000円	8	9.03%		4	59,200円	6	958,548円
沖縄	47,100円	7	8.78%		9	58,700円	9	963,905円
宮崎	42,500円	19	7.55%		27	52,100円	21	868,040円
鹿児島	45,900円	10	8.63%		12	57,400円	11	988,606円
沖縄	48,440円	4	8.80%		7	59,872円	5	970,455円
全国平均(注2)	41,700円		7.88%			52,300円		882,118円

(注1) 平均的な厚生年金(201万円)を受給する単身世帯の被保険者の年間保険料です。

(注2) 表示した数値は国の公表資料によるものです。

出典：『平成21年度後期高齢者医療事業年報 第2表都道府県別医療費の状況』厚生労働省  
『後期高齢者医療制度における平成22年度及び23年度の保険料等について』厚生労働省  
※上記保険料の計算には、均等割軽減2割、所得割軽減5割を適応しております。

資料5 平成20年度から平成25年度までの神奈川県と全国の1人あたりの後期高齢者医療制度の医療費

	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
1人あたりの医療費	733,530円	785,904円	820,437円	882,118円	840,260円	895,350円
対前年度比	—	—	—	—	102.4%	101.5%
	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
1人あたりの医療費	862,030円	908,780円	874,862円	922,412円	895,859円	936,248円
対前年度比	102.6%	101.5%	101.5%	101.5%	102.4%	101.5%

出典：『第14回 高齢者医療制度改革会議 資料2新たな制度に関する基本資料 新制度における医療費、給付費の将来見通し』厚生労働省

『平成20年度後期高齢者医療事業年報 第2表都道府県別医療費の状況』厚生労働省  
『平成21年度後期高齢者医療事業年報 第2表都道府県別医療費の状況』厚生労働省

\* 平成23年度から平成25年度の神奈川県の医療費は、広域連合で保険料を定めるために用いる推計値を用いています。

資料6 平成20年度から平成22年度までの神奈川県と全国の保険料調定額、収納額、収納率

	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
保険料調定額	6,179,462万円	84,543,524万円	6,362,788万円	86,148,204万円	6,541,614万円	未発表
保険料収納額	6,102,794万円	83,485,165万円	6,296,834万円	85,281,627万円	6,480,377万円	未発表
保険料収納率	98.8%	98.7%	99.0%	99.0%	99.1%	未発表

出典：『平成20年度後期高齢者医療事業年報 第4表都道府県別経理状況』厚生労働省  
『平成21年度後期高齢者医療事業年報 第4表都道府県別経理状況』厚生労働省

\* 平成22年度の全国の各数値は、平成23年12月現在において未発表です。

- P 2 平成 20 年度から平成 25 年度までの神奈川県と全国の後期高齢者医療制度の被保険者数**  
 出典：『平成 20 年度後期高齢者医療事業年報 第 2 表都道府県別医療費の状況』厚生労働省  
 『平成 21 年度後期高齢者医療事業年報 第 2 表都道府県別医療費の状況』厚生労働省  
 \* 平成 22 年度から平成 25 年度の全国の被保険者数は、厚生労働省発表による『第 14 回高齢者医療制度改革会議 資料 2 新たな制度に関する基本資料 新制度における医療費、給付費の将来見通し』にて提供された医療費増加率、一人あたりの医療費増加率を用いて推計。  
 \* 平成 23 年度から平成 25 年度の神奈川県の被保険者数は、広域連合で保険料を定めるために用いた推計値を使用。
- P 3 平成 20 年度から平成 25 年度までの神奈川県と全国の後期高齢者医療制度の医療費**  
 出典：『平成 20 年度後期高齢者医療事業年報 第 2 表都道府県別医療費の状況』厚生労働省  
 『平成 21 年度後期高齢者医療事業年報 第 2 表都道府県別医療費の状況』厚生労働省  
 『第 14 回高齢者医療制度改革会議 資料 2 新たな制度に関する基本資料 新制度における医療費、給付費の将来見通し』厚生労働省  
 \* 平成 22 年度から平成 25 年度の全国の医療費は、厚生労働省発表による『第 14 回高齢者医療制度改革会議 資料 2 新たな制度に関する基本資料 新制度における医療費、給付費の将来見通し』にて提供された国民医療費増加率を基に推計。  
 \* 平成 23 年度から平成 25 年度の神奈川県の医療費は、保険料を定めるために用いた推計値を使用。
- P 4 平成 20 年度から平成 23 年度の神奈川県と全国の後期高齢者医療制度の保険料**  
 出典：『第 1 回高齢者医療制度改革会議資料 資料 2 各広域連合における後期高齢者医療制度の保険料について』厚生労働省  
 『第 5 回高齢者医療制度改革会議資料 資料 4 後期高齢者医療制度の平成 22 年度及び 23 年度の保険料率等について』厚生労働省
- P 5 平成 20 年度から平成 22 年度の神奈川県と全国の後期高齢者医療制度の健康診査受診率**  
 出典：『第 13 回高齢者医療制度改革会議資料 資料 3-1 後期高齢者医療制度健康診査受診率推移』厚生労働省



資料7 都道府県の均一保険料率と1人あたりの保険料見込み額と医療費

	平成25年度・平成26年度		均一保険料率		平成25年度・平成26年度		平成24年度	
	均等額(円)	順位	所得割合(%)	順位	平均的な厚生年金受給者(201万円)(注1)	平均的な厚生年金受給者(201万円)(注1)	1人あたりの医療費	
北海道	51,472	6	10.52%	2	66,396	3	1,081,083	
青森県	40,514	38	7.41%	45	50,100	43	803,287	
岩手県	38,000	46	7.36%	46	48,000	46	745,504	
宮城県	42,960	31	8.56%	26	54,900	30	831,717	
秋田県	39,710	41	8.07%	36	51,096	40	791,282	
山形県	39,500	42	7.84%	42	50,400	42	789,086	
福島県	41,700	37	8.19%	34	53,004	36	829,278	
茨城県	39,500	42	8.00%	38	50,796	41	813,993	
栃木県	43,200	29	8.54%	28	54,996	29	810,678	
群馬県	43,600	27	8.60%	23	55,500	25	842,355	
埼玉県	42,440	34	8.29%	33	53,844	34	843,234	
千葉県	38,700	44	7.43%	44	48,696	45	787,672	
東京都	42,200	35	8.98%	18	55,296	27	909,923	
神奈川県	42,580	32	8.30%	31	53,976	32	856,200	
新潟県	35,300	47	7.15%	47	45,396	47	736,463	
富山県	43,800	25	8.60%	23	55,596	24	856,320	
石川県	47,520	14	9.33%	10	60,408	12	991,197	
福井県	43,700	26	7.90%	40	53,904	33	894,497	
山梨県	40,490	39	7.86%	41	51,252	39	826,107	
長野県	40,347	40	8.10%	35	51,696	38	787,242	
岐阜県	41,840	36	7.99%	39	52,596	37	838,110	
静岡県	38,500	45	7.57%	43	48,900	44	781,693	
愛知県	45,761	19	9.00%	17	58,200	19	926,338	
三重県	43,050	30	8.30%	31	54,360	31	803,442	
滋賀県	44,886	21	8.73%	22	56,856	21	901,459	
京都府	47,480	15	9.17%	13	59,988	14	990,913	
大阪府	52,607	2	10.41%	3	67,068	2	1,068,386	
兵庫県	47,603	13	9.70%	8	61,368	10	966,805	
奈良県	44,700	23	8.57%	25	56,304	22	905,488	
和歌山県	44,730	22	8.55%	27	56,304	22	906,178	
鳥取県	42,480	33	8.07%	36	53,304	35	868,478	
島根県	43,440	28	8.53%	29	55,224	28	859,490	
岡山県	46,300	18	9.15%	14	59,004	16	949,318	
広島県	44,032	24	8.43%	30	55,452	26	1,055,470	
山口県	50,431	8	10.17%	5	64,752	7	1,011,992	
徳島県	51,273	7	10.02%	6	65,004	6	972,562	
香川県	47,200	16	8.81%	19	58,896	17	948,771	
愛媛県	45,231	20	9.05%	16	57,900	20	922,063	
高知県	51,793	4	10.35%	4	66,204	4	1,107,185	
福岡県	56,584	1	11.47%	1	72,792	1	1,170,750	
佐賀県	51,800	3	9.88%	7	65,100	5	1,046,281	
長崎県	46,800	17	8.80%	20	58,500	18	1,065,839	
熊本県	47,900	12	9.26%	12	60,504	11	1,007,960	
大分県	48,500	9	9.52%	9	61,396	9	1,012,356	
宮崎県	48,400	11	9.08%	15	60,396	13	902,945	
鹿児島県	51,500	5	9.32%	11	63,504	8	1,024,900	
沖縄県	48,440	10	8.80%	20	59,868	15	1,005,706	
全国平均(注2)	44,980		8.88%		57,288		919,452	

(注1)平均的な厚生年金(201万円)を受給する専業主婦世帯の被保険者の年間保険料です。  
 (注2)表示した数値は国の公表資料によるものです。  
 出典:『後期高齢者医療事業業年報 第2表都道府県別医療費の状況』厚生労働省  
 『後期高齢者医療制度の平成26・27年度の保険料率等』厚生労働省  
 ※上記保険料の計算には、低所得者への保険料軽減措置を適応しております。

資料5 平成20年度から平成24年度までの神奈川県と全国の1人あたりの後期高齢者医療制度の医療費

	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
1人あたりの医療費	733,530円	785,904円	820,437円	882,118円	839,844円	904,795円
対前年度比	—	—	—	—	102.4%	102.6%
	平成23年度		平成24年度			
	神奈川県	全国	神奈川県	全国		
1人あたりの医療費	853,262円	918,206円	856,813円	919,452円		
対前年度比	101.6%	101.5%	100.4%	100.1%		

出典:『後期高齢者医療事業業年報(平成20~24年度) 第2表都道府県別医療費の状況』厚生労働省  
 \* 平成25年度の各数値は、平成26年8月現在において未発表です。

資料6 平成20年度から平成24年度までの神奈川県と全国の保険料調定額、収納額、収納率

	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
保険料調定額	6,179,469万円	84,543,524万円	6,369,788万円	86,148,204万円	6,541,677万円	89,210,176万円
保険料収納額	6,102,794万円	83,485,165万円	6,296,830万円	85,281,627万円	6,480,377万円	88,409,371万円
保険料収納率	98.8%	98.7%	99.0%	99.0%	99.1%	99.1%
	平成23年度		平成24年度			
	神奈川県	全国	神奈川県	全国		
保険料調定額	6,810,015万円	91,023,494万円	7,547,336万円	99,896,755万円		
保険料収納額	6,752,638万円	90,290,684万円	7,486,540万円	99,087,031万円		
保険料収納率	99.2%	99.2%	99.2%	99.2%		

出典:『後期高齢者医療事業業年報(平成20~24年度) 第4表都道府県別経理状況』厚生労働省  
 \* 平成25年度の全国の各数値は、平成26年8月現在において未発表です。

## 東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金免除等の対応について

平成24年1月31日付け厚生労働省保険局保険課通知等を踏まえ、東日本大震災により被災した被保険者に対し一部負担金免除等を行った。

### 1 免除対象者の要件

- (1) 災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震発生後、他市町村へ転出した者を含む）であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する者
- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者
  - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
  - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である者
  - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した者
  - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者
  - ⑥ 原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている者
  - ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている者

※ ①～⑤に該当する者の免除期間は平成24年9月30日で終了。

### 2 免除内容

- ・ 一部負担金

※ 以下の自己負担額の免除は、平成24年2月29日で終了した。

- ・ 入院時食事療養費、入院時生活療養費
- ・ 柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術
- ・ 治療用装具の作成費用 等

### 3 対応の流れ

年度	月 日	対 応
22	3. 11	被保険者が医療機関等への口頭での申立てによる免除開始
23	6. 8 6. 10	市区町村窓口での一部負担金等免除証明書の申請受付及び発行開始 免除証明書の申請勧奨を送付（1回目） <b>【対象者】</b> ① 3月11日～6月7日までの転入者 ② 被災地域在住の住所地特例者

	6. 30	口頭での申立てによる免除期間終了
	8.26	一部負担金等の還付受付開始
	9. 1	入院時食事療養費、入院時生活療養費の免除期間の延長
	12. 22	免除証明書の申請勸奨を送付（2回目） 【対象者】 ① 保険料減免申請済みの者のうち、一部負担金等免除証明書が未申請の者 ② 東日本大震災により減免したレセプト請求がある者のうち、一部負担金等免除証明書が未申請の者
	2. 23	一部負担金免除措置の期間延長のお知らせを送付 【対象者】 ① 免除証明書発行履歴がある被保険者 ② 被保険者資格のある者（17日処理分まで）
	2. 29	入院時食事療養費等の免除期間の終了
	3. 1	一部負担金の免除期間の延長 全半壊等の事由に該当する被保険者…平成24年9月30日まで 原発事故関連の事由に該当する被保険者…平成25年2月28日まで
24	7. 27	一部負担金免除措置の期間延長のお知らせを送付 【対象者】 ① 全半壊等の事由に該当する被保険者 平成24年9月30日までの有効期限のものを送付 ② 原発事故関連の事由に該当する被保険者 平成25年2月28日までの有効期限のものを送付
	9. 30	全半壊等の事由に該当する被保険者に対する免除期間終了
	2. 26	原発関連の事由に該当する被保険者に対し、一部負担金免除措置の期間延長のお知らせを送付
	3. 1	原発関連の事由に該当する被保険者に対する免除期間の延長
25	7. 26	原発関連の事由に該当する被保険者に対し、一部負担金免除措置の期間延長のお知らせを送付
	3. 1	原発関連の事由に該当する被保険者に対する免除期間の延長 【対象者】 ① 旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点に居住していた上位所得者の被保険者…平成25年9月30日まで ② ①以外の被保険者…平成27年2月28日まで

#### 4 一部負担金等免除の実施状況

(1) 免除証明書発行件数（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

一部負担金免除証明書 発行件数（※）
36件

※ 平成25年4月1日～平成26年3月31日に資格取得し証明書を交付した件数。

(2) 免除金額

① 現物給付（平成25年3月～平成26年2月診療分）

	レセプト件数（件）	金額（円）
一部負担金	1,665	3,120,829
入院時食事療養費	0	0
合計	1,665	3,120,829

② 現金給付（平成25月～平成26年3月支給分）

	申請件数（件）	金額（円）
一部負担金	92	2,805,420
入院時食事療養費	0	0
合計	92	2,805,420

平成26年9月発行

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局

〒221-0052

横浜市神奈川区栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル9階

電話：0570-001120（コールセンター）

045-440-6700（代表）

FAX：045-441-1500

E-mail：kouikirengou@union.kanagawa.lg.jp

ホームページ：http://www.union.kanagawa.lg.jp/